- 1. 件 名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(川内原子力発 電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事の計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の 変更))【10】」
- 2. 日 時: 令和4年11月8日(火) 14時00分~18時15分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
- 4. 出席者 (※・・TV 会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、 畠山安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室 西野室長補佐、髙橋係長

## 九州電力株式会社:

原子力発電本部 部長※ 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料:

・川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及 び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(火災防護審査基準の改正に伴 う基本設計方針の変更)に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力の先代原子力
	発電所玄海原子力発電所の設計及び工事計画認可申請、
0:00:10	火災バックフィットに係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願い
	します。
0:00:15	本日説明資料一井。
0:00:19	に、
0:00:20	3、
0:00:23	をまとめて右下通しページ振るような形で、ご用意をいただいてると思
	いますけども、まずは説明資料1の、
0:00:32	該当から、
0:00:35	なぞっていくようなイメージでよろしいですかね。
0:00:41	はい。九州電力の後藤です。まずは説明資料1の確認事項のリストに
	沿いまして、いただいておりました確認事項に対する回答をさせていた
	だきたいと考えております。
0:00:54	はい。規制庁西内ですけど。
0:00:57	そうですね簡単にちょっと資料もそれなり大部にわたるので、回答欄に
	書いてある内容の読み上げは特段不要なんですけど、それをどこのペ
	一ジで説明してますぐらいの実際の該当箇所くらいだけ、
0:01:11	引用しながらちょっと簡単にご紹介いただくぐらいの感覚で説明を一通
	りいただいてもいいですかね。基本1件一応みたいな形で質疑事実確
	認をできればと思いますよろしくお願いします。
0:01:23	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。では確認事項の一番から
	順にご説明させていただきたいと思います。
0:01:33	次、
0:01:34	はい。九州電力の小宮です。まず確認事項リストのナンバー1 から回答
	させて、ご説明させていただきます。
0:01:42	まずナンバー1 確認事項につきまして、使用済み樹脂貯蔵タンクのフラ
	ンジ部や溶接部等の連続部について、火災の影響によって起こる変形
	や、
0:01:52	発生応力が小さいことを根拠とともに支援追加することといただいてお
	ります。
0:01:59	まずこちらの回答につきましては、
0:02:03	説明資料の通しページ 340 ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	A340、右下 340 ページの 2 ポツ 4 使用済み樹脂貯蔵タンクに対する火
	災の影響についての項目の(2)番。
0:02:25	構造材料の温度変化による変形量を考慮した火災の影響の、小項目
	の
0:02:34	2 パラグラフ目、さらにについて、さらに続くところですが、こちらについ
	来チラーにて白炭樹脂貯蔵タンクの溶接部、あと不連続部に対する
0:02:44	火災の影響というのを記載してございます。
0:02:52	確認事項リストナンバー1 につきましては以上です。
0:02:57	はい。規制庁西内です。
0:03:01	まず1件1を進めていきたいと思いますけど、
0:03:05	ちょっとここの部分についてはちょっと次、1 度そもそも的なところから確
	認をしたくてですね、若干、すいません、江藤原子力発電本部から何か
	若干ノイズが入るんですけど、
0:03:22	僕のあれですかねマイク音声が反響してますかね。
0:03:25	今大丈夫そうですね。
0:03:28	はい。すいません繰り返しですけどちょっとそこの使用済み樹脂貯蔵タ
	ンク室とかはですね、ちょっとそもそもの部分から一度頭を整理をしたい
	と思っていて、
0:03:39	衛藤。
0:03:44	具体的に、
0:03:45	この部屋の説明、樹脂貯蔵タンク室の方で話をする、他にもオカない場
	所ありますけど樹脂貯蔵タンクで話をすると、通しの 331 ページ。
0:03:56	のところから、今この部屋についての概要から説明をいただいていると
	思ってますと。
0:04:01	で、
0:04:02	ちょっとこれワー審査会合の場とかこれもヒアリングの事実確認におい
	ても火災の発生を想定してどうなのかっていう確認はちょっとこちらから
	進めていたところはあるんですけども、
0:04:13	我々確認したかったのはですねあくまで万が一っていうところろう、
0:04:19	でのイメージの確認をしていたつもりでして、ちょっと説明がですね若干
	火災の発生を想定するっていうのが前提になり過ぎているようにちょっ
	と読めてですね。
0:04:32	ちょっとそもそものこの部屋の確認から改めてしたいんですけど、
0:04:36	この部屋は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	332 ページのところで、書いていただいてますけど、タンクと、あとポンプ
	もあるんですよね。
0:04:47	で、いわゆる発火元可燃物というよりは発火元はあるっていう理解をす
	ればいいんでしたっけ。
0:04:57	九州電力の小宮です。
0:04:59	使用済み樹脂貯蔵タンク室につきましては、330 ミギタ 332 ページ、薄
	黄色ハッチングしてる部分になりますが、こちらにつきましては樹脂貯
	蔵タンクのみが設置されるエリアになっておりまして、
0:05:12	ポンプ等の可燃物はないタンク室になっております。以上です。
0:05:17	規制庁西内ですわかりました。で、ちょっと改めて確認したいのがタンク
	室っていうところは別に区画区域として設定してるわけではないんです
	よね。
0:05:31	九州電力の小宮です。タンク室自体は単体で区域区画設定している箇
	所ではございません。以上です。わかりました。それはちょっと置かない
	理由のところとしてまず大前提としてそもそも火災の発生を想定しなき
	ゃいけないような場所なのか。
0:05:46	要は確実に火災が発生しないといえるのであれば、
0:05:50	それはもうそこで火災は感知器を置かない理由になるのではというちょ
	っとその、
0:05:56	ちょっと頭の考えを私今していてですね、ちょっとそもそもの状況から確
	認をしたかったっていうところでございますと。
0:06:04	そういう意味でいうと、このへやあ
0:06:06	まず、
0:06:09	この使用済み樹脂貯蔵タンク室、
0:06:12	自体は、
0:06:13	このタンク下自体には発火元は何も置いてませんと。
0:06:18	置いてないものの、
0:06:20	ここが火災区域区画として限定された、されているかというとそうではな
	くて、バルブエリアとはこれはダクトか何かで繋がっている状況でしたっ
	け。
0:06:32	結集電力の小宮です。隣接するバルブエリアにつきましては、人が出入
	りできる程度の開口部で接続されております。以上です。
0:06:42	はい。規制庁西内です。
0:06:46	そういう意味ではそこからの火災影響は受け得るんでしたっけ。
0:06:54	あれですよねバルブエリアとかの方には、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	バルブエリアとかの方にはこの廃液給水ポンプとかが空間的にはある
	んでしたっけ。
0:07:05	これバルブエリアとはまた別なところなのか。
0:07:09	九州電力の小宮です。
0:07:11	右下 332 ページの表の 9-3 表に記載しております。配給水ポンプ等に
	つきましては、
0:07:19	図示しておりますバルブエリアに設置されるものではなく、直接開口部
	で接続されていないエリアにはななるんですけども、同一火災区画内の
	別の部屋に、
0:07:30	給水ポンプ自体は設置されております。以上です。はい。規制庁西内で
	す。
0:07:37	そうすると、
0:07:43	いわゆるこのタンク室Ⅱと、
0:07:46	一体になっているっていうんですかね。
0:07:50	のは、まずバルブエリアが該当するわけですよね。
0:07:53	バルブエリアはバレ一部エリアでちゃんと他の食い部屋とは隔離されて
	るんですかねこの火災区画の設定状況を見る限りは、
0:08:09	そういう意味で言うと、ちょっとまず確認したいのは、この第 9-10 図あ
	るじゃないですか。
0:08:18	第 10-9 図の右上の赤枠。
0:08:22	右上の、一つ大きい使用済み樹脂貯蔵タンク室があってその下にバル
	ブエリアってあって、
0:08:29	そこが
0:08:33	B-3、そうですね。
0:08:38	この 3-5 の
0:08:43	右上の方の場所については、これ火災区画として、バルブエリアのこの
	真ん中d、
0:08:51	火災区画を何か区切ってるように見えるんですけど、実際これバルブエ
	リアは二つに分かれてるんでしたっけ部屋として。
0:09:04	九州電力小宮です。少々お待ちください。
0:09:13	九州電力の小宮です。
0:09:15	Bさんの後に隣接しているバルブエリアと、B3-3に隣接しているバル
	ブエリアは、空間的に接続されている状況になってございます。以上で
	す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	はい。規制庁西内です。空間的に接続されている火災区画って、そこで
	分けているのを、そこで火災区画を分けているのはどういう理由でした
	っけ。
0:09:38	その設備の配置状況とかっていうそういう説明と理解すればいいんです
	よね。
0:09:43	九州電力の小宮です。ご認識の通り設備の配置状況を踏まえて火災区
	画を区切っておりますので、現在の区切り方になってございます。以上
	です。
0:09:54	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:09:58	なるほど。
0:10:04	例えば、すごい例えばの話をしますけど、
0:10:09	このタンク室が一。
0:10:12	タンク室部分だけコンクリート兵器に囲われていて、
0:10:16	まずその部屋が限定された区画、火災区画じゃなかったとしてもいいん
	ですけど限定された区域区画になっていて、
0:10:24	その中に発火元がない。
0:10:27	ていう設計であれば、
0:10:29	まず確実に火災は発生しないっていうことはある程度いえるのかなと思
	うんですけど。
0:10:35	そういう意味ではタンク室は他の空間等、
0:10:40	いうなればツーツーになっているような部屋で、
0:10:43	そういう意味ではこのタンク室に火災の影響が外からの影響とかも含め
	て必ずないとかそういうことまではなかなか言えないってそういう理解で
	いいんですかね。
0:10:55	九州電力の後藤です。ご認識の通りバルブエリアとタンク室につきまし
	ては人が出入りする程度の開口で繋がっておりますので、仮にバルブ
	エリア側で火災が起きた場合、
0:11:08	煙だったり火災による煙だったり熱だったりっていうのはタンク室側にな
	ったり流れていくっていうこ等は、可能性としてはあると考えております
	が、
0:11:18	ただしその場合のバルブエリア側には消防法施行規則に基づいて、異
	なる二つ類の感知器をそれぞれつけておりますので、そちらの感知器
	が少なく、早期に火災を感知するものと考えております。以上です。
0:11:39	はい。規制庁西内です。
0:11:45	終わりますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	少しお待ちいただいてもいいですか。
0:11:51	はい、了解しました。
0:12:12	規制庁西内です。
0:12:15	とりあえず状況はわかりました。
0:12:19	ک <i>ر</i>
0:12:22	ちょっとまたすいませんアノオカない場所については、その使用済み燃
	料ピットのところの話も含めてちょっとまた改めてヒアリング等で確認を
	させていただくとは思いますけれども現時点では特段現時点ではすみ
	ません私は以上です。
0:12:39	ちょっとすみません自分の中でも頭整理してまたヒアリングで事実確認
	必要に応じてさせていただければと思います。
0:12:46	はい。
0:12:47	衛藤。
0:12:49	コメントNo.一番、ちょっと若干そもそものエリアの話も含めて確認をしま
	したけど規制庁側から何か確認追加でありますかよろしいですか。
0:13:06	はい。規制庁上原です。はい。今の議論になった点に関してなんですけ
	れども、おそらく背景図を見た方がちょっとわかりやすいかなと思ってま
	して。
0:13:18	通しで 368 ページですね。
0:13:23	368ページをご覧いただいてここに使用済み樹脂貯蔵タンク、
0:13:30	がございまして、
0:13:32	同じエリアにあるアノ廃液貯蔵タンクと廃液給水ポンプっていうのは同じ
	エリアにありますと口頭でおっしゃったんですけどそれは前のページで
	すね。
0:13:43	367 ページのところに、
0:13:47	の方、
0:13:49	何か
0:13:51	そうですね左のところに廃液貯蔵タンクとか、
0:13:55	配給水ポンプっていうのがありまして、
0:14:00	ちょっと
0:14:01	ちょっと公道上で確認したいんですけれども、この使用済み樹脂所蔵タ
	ンクと、この廃液貯蔵タンクとかっていうのを何か同じか大区画にされて
	いる理由。
0:14:13	ていうのをちょっと教えて欲しいんですけど要するに何か、
0:14:17	この構造上なんか分かれてるならば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:22	要するにこのこの二つの間を広域するような行動になってないのは何
	か。
0:14:27	コンクリートで隔てられているなら何かこの二つの区画を何か分けるっ
	ていう考え方もあるのかなと思ってるんですけれどもちょっとは、そこを
	その点教えていただければと思います。
0:14:42	九州電力の小宮です。少々お待ちください。
0:15:15	九州電力の小宮です。
0:15:18	廃液貯蔵タンク及び配給水ポンプにつきましては、ご認識の通り、同じ
	火災区画の中ではあるんですけども、コンクリートで分離された別のエ
	リアに設置されているものにはなります。
0:15:30	使用済み樹脂貯蔵タンク空室と、廃液貯蔵タンク及び給水ポンプのエリ
	アというのは、コンクリートの壁で隔てられてますので、
0:15:40	行き来できるような区画ではないんですけども、機器の配置を考慮して
	設定した火災区画として、再稼働の時点、再稼働での、
0:15:51	火災区画の区切り方としてこのように区切ってございます。
0:15:57	以上です。
0:16:06	はい。規制庁の植原です。はい。早野は背景も含めてはい理解しまし
	た。はい。私からは以上です。
0:16:19	規制庁西内です。他に何かありますか。
0:16:24	ちょっと 1 点だけすみません今植原が確認したところなんですけど、
0:16:29	ちょっと認識だけ念のためもう1回確認したいんですけど、衛藤。
0:16:34	まず、
0:16:40	ポンプのある場所等タンクのある場所は、
0:16:43	構造上別の部屋。
0:16:46	にまずなっています等、
0:16:48	その上で、それらの機器の配置状況を踏まえて、まとめて火災区画にし
	ましたってことですか。
0:16:59	九州電力の小宮です。ご認識の通りです。
0:17:03	規制庁西内です。ちょっともう少し認識だけ確認したいんですけど、その
	まとめたっていうところの趣旨は、
0:17:10	これらのタンク等ポンプが系統として、
0:17:15	繋がっているからだからそういうことですかね。
0:17:19	何をどうふうどどう踏まえてまとめたのかっていうところだけちょっと理由
	はもし今あればを確認したいんですけど。
0:17:32	九州電力のコミヤです少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:03	九州電力の小宮です。AI貯蔵タンプ。
0:18:08	及び配給水ポンプあとSR使用済み樹脂貯蔵タンクにつきましては、同
	じ系統のものではないんですけども、火災防護を行う上で、最初、
0:18:18	火災区画との単位として、このエリアで区切ることに問題ないと考えて
	おりましたので、
0:18:25	このエリアで現在区切っている状況です。以上です。
0:18:34	規制庁西内です。
0:18:38	ちょっとそこの意味合いがよくわからなかったので質問してたんですけ
	ど。
0:18:43	最小単位としてここで問題ないことを確認したっていうのは、どういう趣
	旨になるんですかね。
0:18:52	いや、普通に考えれば、
0:18:55	部屋単位というか囲まれてる単位ごとで、またオープンな場所があれば
	さっきさっきのバルブエリアを区切っているようにですね。
0:19:05	機器の配置状況を踏まえて特に区切られてないけど火災区画として区
	切りをっていうのはよくやる基本パターンだと思うんですけど、
0:19:12	機器の配置状況を含めてまとめるっていう意味合いがよく、ちょっと理
	解ができなかったんですよね。
0:19:19	ここら辺ってあれですかねその新基準のときに、まとめ資料とかで明確
	に説明いただいてる部分ってありましたっけあればそこだけちょっと示し
	ていただければちょっと自分で追っておきますけど。
0:19:34	いずれにしても新基準時の設定内容の確認なので、
0:19:39	ちょっと新基準のまとめ資料とか、あとは会合資料とかでもいいんです
	けど、何か該当の部分があれば後で事務的に確認、ご連絡いただいて
	もいいですか、ヒアリング中でもしわかれば、その都度差し込んでいた
	だければ結構ですので、
0:19:53	九州電力の後藤です。火災区域だったり区画の切り方っていうところは
	前回ヒアリングでご説明したところが概要を示しているところになるんで
	すけれども、ちょっと個別の箇所、箇所ごとの
0:20:06	切った考え方っていうのを示したようなものがあるかどうかというのはも
	う今一度ちょっと確認はしてあればまたご連絡させていただきたいと思
	います。
0:20:16	以上です。うん。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします切る考え方
	は前回も説明いただいて理解できるんですけどまとめる考え方がわか
	らなかったっていう方ですねどちらかというと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

<ul> <li>0:20:28 該当部分があればご連絡いただいて該当部分なければそれで生ありませんでしたっていうだけの結果で結構ですので、よろしくお願いします。</li></ul>		
<ul> <li>○:20:36</li></ul>	0:20:28	該当部分があればご連絡いただいて該当部分なければそれで生ありま
ロジロ・45 はい。続けて2番ですけども、 0:20:48 はい。続けて2番ですけども、 0:20:48 2番は書いてる通りですかね何か補足で説明ありますか。九州電力の方から。 0:20:54 九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ100ペイジーの補足説明資料3の中で衛藤。 0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。 0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。 0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。 0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、 0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。 0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。 0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。 0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、 0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に 0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。 0:22:38 ばい。規制庁西内です。今説明いただいたのは102ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		せんでしたっていうだけの結果で結構ですので、よろしくお願いします。
<ul> <li>○:20:48 はい。続けて2番ですけども、</li> <li>○:20:48 2番は書いてる通りですかね何か補足で説明ありますか。九州電力の方から。</li> <li>○:20:54 九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ 100 ペイジーの補足説明資料3の中で衛藤。</li> <li>○:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。</li> <li>○:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。</li> <li>○:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>○:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>○:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>○:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>○:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>○:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>○:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>○:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>○:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>○:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:20:36	衛藤はい、了解しました。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
<ul> <li>0:20:48 2番は書いてる通りですかね何か補足で説明ありますか。九州電力の方から。</li> <li>0:20:54 九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ 100 ペイジーの補足説明資料 3 の中で衛藤。</li> <li>0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。</li> <li>0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。</li> <li>0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、火災防護審査基準の要求事項、今回追加ではないものの、火災防護審査基準の要求事項、今回追加ではないものの、てそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		コメントNo.一番他に何かありますかよろしいですか。
方から。  0:20:54 九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ 100 ペイジーの補足説明資料 3 の中で衛藤。  0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。  0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。  0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。  0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。  0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 ばい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:20:45	はい。続けて2番ですけども、
<ul> <li>0:20:54 九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ 100 ペイジーの補足説明資料3の中で衛藤。</li> <li>0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。</li> <li>0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。</li> <li>0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:20:48	2番は書いてる通りですかね何か補足で説明ありますか。九州電力の
明資料3の中で衛藤。  0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。  0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。  0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、  0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。  0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは102ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		方から。
<ul> <li>0:21:04 こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいております。</li> <li>0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。</li> <li>0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:31 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:32 飯島している次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 ばい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:20:54	九州電力後藤です書いてる通り、衛藤俊ページ 100 ペイジーの補足説
ります。		明資料3の中で衛藤。
<ul> <li>0:21:13 一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。</li> <li>0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:21:04	こういった御説明の内容を補足するような記載を書かせていただいてお
<ul> <li>0:21:18 はい、規制庁西内です。了解します。</li> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワ一室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		ります。
<ul> <li>0:21:23 だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワ一室等については、消防法施行規則通りではないものの、</li> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:21:13	一応趣旨としてはもう回答欄に記載の通りでございます。以上です。
等については、消防法施行規則通りではないものの、  0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。  0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワ一室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:21:18	はい、規制庁西内です。了解します。
<ul> <li>0:21:34 火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分には適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワー室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:21:23	だからさは普通はこれ規制委員会の方でもお話をしていて、シャワー室
は適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているってそういう理解をすればいいんですかね。  0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		等については、消防法施行規則通りではないものの、
<ul> <li>でそういう理解をすればいいんですかね。</li> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワ一室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>	0:21:34	火災防護審査基準の要求事項、今回追加でバックフィットした②部分に
<ul> <li>0:21:48 九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室についてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。</li> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワ一室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		は適合するものとして扱うっていうそこを踏まえてこういう積をしているっ
いてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワ一室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		てそういう理解をすればいいんですかね。
点はございます。  0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワ一室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワ一室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:21:48	九州電力の冒頭です。規制委員会でも話がありましたシャワ一室につ
<ul> <li>0:22:00 それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワー室と呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。</li> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		いてはっていうところの、まずは事例として挙げていただいてたっていう
呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		点はございます。
般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっております。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:22:00	それに加えましてこの現職発電所内にありますこのホットシャワ一室と
ます。  0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		呼ばれる弊社の建物の中のシャワー室につきましても、目的としては一
<ul> <li>0:22:15 で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		般的な建築におけるシャワー室と同様で、車の利用が目的となっており
可燃性液体の発生の懸念もない、ないものですから、そういったところを踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		
を踏まえると、一般建築における設計シャーシに関して設置しないという設計が、  0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に  0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。  0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:22:15	で、かつ電気盤だったり油内包機器っていうのも当然ございませんで、
<ul> <li>う設計が、</li> <li>0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に</li> <li>0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。</li> <li>0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当</li> </ul>		
0:22:28 適用可能と考えて考えましたので、こういった設計に 0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。 0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		
0:22:33 飯島ししている次第でございます。以上です。 0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当		う設計が、
0:22:38 はい。規制庁西内です。今説明いただいたのは 102 ページのところ設置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:22:28	
置方法で説明いただいてると思うんですけど、委員会の場でも山中当	0:22:33	飯島ししている次第でございます。以上です。
	0:22:38	
時の山中委員から、		
		時の山中委員から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:50	基本的にはいいものの発電所でちゃんと適用できるかどうかはちゃんと
	確認するようにっていうやりとりもあったと思いますと。
0:22:57	それを踏まえてこういう確認も、事業者としてちゃんとしているってそうい
	うことでいいんですよね。
0:23:04	はい九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。はい。規制庁
	西内です承知しますと
0:23:11	ここの部分については私は特段追加の確認事項はなく、他の規制庁側
	から何かありますか、追加で。
0:23:22	はい。規制庁江原です。車は以西の感知器の設置に関してなんですけ
	れども、このシャワー室数、
0:23:31	のですね
0:23:33	者倍数があるこの火災区域がですね無双会に該当する場合、場合は、
0:23:40	煙感知器等をちょっと設置する必要が
0:23:44	あんまあるのではないかとちょっと考えておりましてDEM総会って要す
	るに窓がない階ですね。
0:23:51	そういう場合にはちょっと何か設置する必要があるのではないかと考え
	ているんですけれどもちょっとそこについては
0:23:58	はいそうですね。お考えを聞かせていただければと思います。
0:24:08	九州電力の後藤です少々お待ちください。
0:24:21	九州電力のゴトウですいませんお待たせいたしました。ムソウ会の体操
	におけるシャワー室での感知器の設計に関しまして、少し考慮が足りて
	いなかった点が5ある可能性がございますので、
0:24:37	持ち帰りちょっと確認させていただいて、この総会における設計につい
	て、また、ご説明させていただきたいと思います。申し訳ありませんよろ
	しくお願いします。
0:24:49	はい。規制庁の植原ですよろしくお願いいたします。
0:24:53	私からは以上です。
0:24:58	はい、規制庁ニシウチですシャワ一室他に何かありますか。
0:25:06	葛西高橋です。シャワー室につけない理由として消防法施行規則 23 条
	第4項第1号に、及び補って書いてたんですけども、
0:25:19	これ私の記憶ですと確か煙と炎のことかなと思うんですが、
0:25:25	よろしかったですかね。
0:25:31	九州電力のゴトウです少々お待ちください。
0:26:28	九州電力のゴトウです申し訳ありませんご認識の通り2と方について
	は煙と炎に関する記載になります。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	はい、わかりました。では熱に関して設置しない根拠というのはですね、
	どちらに記載されてますかね。
0:27:02	申し訳ありません先ほどの総会の件と合わせて、ちょっと別途ご回答さ
	せていただきたいと思います。
0:27:10	現在の記載だと2床しか書いておりませんので、今の記載だとちょっと
	適切ではなかったと考えます。以上です。
0:27:19	葛西さんタカハシですわかりましたお願いします。
0:27:24	規制庁西内です。少々お待ちいただいてもいいですか。
0:27:33	規制庁西内です。
0:27:36	ちょっとシャワー室部分ですけど、
0:27:40	寒そう会の関係の整理もあるものの、ちょっと、ほんであと、今高橋が確
	認したマエオカない理由ですよね。所ですけど、1 月 29 日の委員会資
	料とかを、
0:27:52	多分見られていると思いますけど、
0:27:55	そこだと、これは例えば、シャワー室に感知器の設置を行わないのは、
	全国の消防機関が用いている自動火災報知設備工事基準書っていう
	ものを、
0:28:07	まさに示されていて、
0:28:10	オカないって書いてあるんですよね事例として、これ九州電力も同じ考
	えじゃないってことですか。
0:28:18	九州電力の後藤です
0:28:21	考え方としてまずどこから入ったかっていうと規制委員会のものから入
	っていて工事基準書の方も確認した後に資料作成に入った工事基準を
	確認して、
0:28:32	感知器を設置しない設計にも原子力発電所のシャワー室も当てはまる
	ということで、資料作成に取り組み始めたんですけれども、その際に引
	用する箇所を工事基準書ではなくて、
0:28:44	消防法施行規則の似たような除外の箇所から引用してきてしまったが
	ためにちょっと今のような記載になってしまってたなというふうに、シバタ
	を持っている次第でございますので、
0:28:59	考え方のもととしては工事基準書から引っ張ってきたものになります。
	以上です。
0:29:04	うん。はい。規制庁西内です。そういう意味では事業者の設計としては
	麹菌書に基づいてそういう設計をしているっていうことなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	であれば明確かなと思いますけども、ちょっと無総会の話もあったので
	一度記載は整理をいただきたいんですけど、委員会の方針は特に無総
	会とかには言及はしてなくて要はシャワー室について設置を行わないも
	のについて、
0:29:27	この紙にまとめられているものと思いますので、
0:29:30	基本的には最初に確認したようにオカないのであれば、ちゃんとその置
	かないっていうことを適用できる。
0:29:39	要は火災防護の関係で問題ないことをしっかり説明いただいて確認を
	するってそういう流れなのかなとはちょっと理解してますけども、1 度ここ
	のコメントの回答欄の部分ですかね、とかとの記載も含めてちょっと九
	州電力の方で整理をいただいて再度資料提出をいただければと思いま
	すがよろしいですか。
0:29:57	九州電力の後藤です記載が適切でなかった点ありましたのでそういっ
	たところも見直した上で、再度ご資料御説明ご提出させていただこうと
	思います。よろしくお願いします以上です。
0:30:10	はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。シャワ一室他に何かあり
	ますかよろしいですか。
0:30:16	はい、じゃ次コメントNo.の3番ですかね、3番は、
0:30:21	と。
0:30:23	これは、
0:30:25	コメント、確認事項の趣旨は、結局、保安水準を適用する場所、
0:30:31	火災防護審査基準の②の要求事項の通りに置けない場所が、
0:30:39	高天井エリアと高線量エリアの二つを今挙げてますけど、それ以外に本
	当にないんですかっていう確認だったんですけど、回答としてはないっ
	ていう理解でいいんですね。
0:30:51	はい。九州電力の後藤ですアノないという回答になります。詳細は個別
	エリア説明にてご確認いただければと思いまして回答欄記載しておりま
	す。以上です。規制庁西内です。理解できます。
0:31:05	はい。
0:31:07	ここの部分規制庁側からよろしいですかね。はい。
0:31:12	最終的に基本設計方針とか申請書で書かれる
0:31:16	要求事項の通り置けない場所はこの2ヶ所だっていう古藤でまずは理
	解しました。ちょっと引き続き個別エリアちゃんとなってるか事実確認は
	進めさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	はい。コメントNo. 4番ですけども、これは特段のあれですね説明資料
	には書いてなくてここの解答欄に書いてるだけですよね補足か何か追
	加でありますか。
0:31:38	九州電力の小宮です。補足は特にございません。回答欄に書いて、記
	載している内容になってございます。以上です。
0:31:52	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:31:57	はい。別にだからあれですね
0:32:01	これは確か私が前回ヒアリングで確認したことですけど、防護対象がな
	いのに火災区画として何で設定してるのかっていう部分については、他
	の区画の火災防護対象とか等を踏まえて、
0:32:14	設定したっていうそういう回答ですね。
0:32:18	九州電力の小宮です。ご認識の通りでございます以上です。
0:32:22	はい。規制庁西内ですわかります。
0:32:24	藤。
0:32:26	はい、規制庁側から何かコメントナンバー4番ありますかよろしいです
	か。
0:32:34	笠井さんのタカハシれず、その周囲の状況からそこを設定したというこ
	とで、それって任意で設定したという認識を持ってればよろしいでしょう
	か。
0:32:54	九州電力の後藤です。
0:32:56	人、人、任意で設定したっていうのはちょっと衛藤同意。
0:33:03	一体イメージになるでしょうか。
0:33:07	なんですかね何も本当、何もないエリアだけどもその周囲の周囲には
	守るべきものがある部屋があるから、設定したというようなお話だったか
	なと思ったんですが、
0:33:19	これって必ずそうだったかなってちょっと今思ってましてその周囲にあれ
	ばその隣隣接もしなきゃなかったのかなって今ちょっと不思議に思って
	ですね。
0:33:29	本社事業所さんによっては、何もないようなので、うちは設定しませんと
	いう選択もあるのかなと。であればここは任意で設定したっていうよう
	な、
0:33:41	認識でよろしかったかなという感じですね。
0:33:44	九州電力のゴトウでさ、御説明ありがとうございます理解しましたそうい
	った意味で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:50	人にっていう言葉が人にっていうご認識で、問題ございませんた事業者
	さんにおかれて、
0:33:59	もう同じ設計をしているかと問われますとそうではないところもあるかと
	思いますので、2 になります。以上です。
0:34:07	葛西瀬田カセさんありがとうございます。以上です。
0:34:13	規制庁西内です。あれですかねた事業者、
0:34:17	お話もありますけど、一方で
0:34:20	そもそも九州電力の中でも、火災区域を、まず大枠外枠設定しますよ
	ね。で、
0:34:27	その中をすべからく火災区画として分割しているかっていうと、火災区
	域として設定していない場所もありますよね区域の中に、
0:34:36	多分そことの値がEはあるのかなと思ったんですけど。
0:34:46	九州電力の五島です。江藤ニシウチさんのご認識の通り階段だったり
	エレベーター室っていうのは今、河西久井建屋っていう火災区域の中に
	は含まれるものの、区域だったり区画の番号というのを付与してないと
	ころで、
0:35:03	イシズミ燃料ピット水タンクとか、あとは
0:35:08	違いがありますけれども、基本的に階段だったりエレベーターというの
	は、今後設備を設置するために、設備を設置する計画だとかそういった
	用途で考えているものではございませんので、
0:35:22	そういったところでの切り分けはしているっていうは、資源になります。
	以上です。
0:35:28	はい。規制庁西内ですそういう意味ではコメントNo.の多分8番と4番は
	多分セットで説明いただいた方が多分理解が進むのかなと思っていま
	す。
0:35:39	結局だから基本的にはそのかさ防護上重要な機器守るべき設備、
0:35:44	の配置状況を踏まえて火災区画をさらに細分化するっていうのが多分
	基本的なパターンだと思うので、そもそもそれがない場所を火災区画に
	するのかどうかっていうところの考え方も多分ハチバンと、
0:35:55	一緒に多分整理をいただければより明確になるのかなと思いますので
	ちょっと8番今後説明いただく時にですね、併せてこういう、置いてない
	けど設定してる場所も含めてちょっと一緒に事実確認をできればと思い
	ます。
0:36:11	九州電力の後藤です了解いたしました。
0:36:20	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:24	他に規制庁側からここの部分何かありますか。よろしいですか。
0:36:29	はい。
0:36:30	じゃあ続けてナンバー5番のコメント、確認事項ですけど、
0:36:36	これはだからあれですね区域区画単位で説明をいただいているので、
0:36:43	同じ区画区域の中にある感知器を使うのであればそれは兼用とかそう
	いう意味合いではないよねってそれだけの話でしたよね。
0:36:52	はい九州電力後藤です。ご認識の通りです。以上です。規制庁西内で
	すわかりましたここは表現の適正化だけだと思いますけども何か規制
	上オカがありますかよろしいですか。
0:37:03	はい。
0:37:04	コメントナンバー6 番お願いします。
0:37:08	これは
0:37:11	そうか。すいませんこれはですね、具体な説明でしたねこれちょっと該
	当箇所を示しながら確認してもいいですか、確認いただい、説明いただ
	いてもいいですか。
0:37:20	はい。九州電力の五藤です。こちら、使用済み燃料ピット水タンク室の
	中での炎感知器の設計になってございまして、
0:37:31	補足説明資料の方をお願いいたします。今回の通しページの番号で言
	いますと、1427ページになります。
0:37:49	こちらですね、現場の写真を載せてございます。衛藤写真を見ていただ
	きますとわかりますように、この感知器、
0:38:00	当監視空間をに対して撮影したものになりますが、目の前にある階段に
	つきましては、ステップとステップの間に隙間を有しておりまして、
0:38:11	仮に階段の奥で火災が発生した場合におきましても、この非アナログ式
	の炎感知器によって監視することが可能となっておりますので、現在の
	炎感知器の配置設計で問題ないというふうに考えております。
0:38:26	ご回答以上になります。
0:38:29	はい。規制庁西内です規制庁側から何か本件ありますか。よろしいです
	か。
0:38:36	はい。
0:38:37	江藤。じゃあ次続けてですね確認事項の7番。
0:38:46	ここも今の話と同じ説明って理解でよかったですかね。
0:38:50	そうですねこちら前回齋藤室長から、どういった対談かという古藤で、ご
	質問確認事項いただいておりました。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:05	海岸部について監視対象としていない旨はその当時ご説明させていた
	だいたんですけれども、階段というものがどう、どういったものかってい
	うのを今回の補足説明資料 5 にも、写真載せさせていただきましたの
	で、そちらご確認していただければと思っております。以上です。
0:39:33	はい。規制庁西内です。了解しました。現時点で規制庁側から何かあり
	ますか、確認事項よろしいですか。
0:39:41	はい。
0:39:43	続けてコメントNo.の 8 番はまだ次回続けてということで、ナンバー9 番で
	すかね。
0:39:55	はい。ナンバー9番につきましては、
0:39:59	今回これまでですね、
0:40:03	丹治区画というものを、後頭部用語として用いておりましたが、火災区
	域区画単位で設計することで、基本設計方針であったり説明書上、
0:40:17	表現が可能でしたので、換地区画という用語は定義せずに今後ご説明
	いたしますということでお話をしておりましたが、ただ一方で配置設計、
	実際に配置図でどういうふうにあらわすかだとか補修整理表どういうふ
	うに、
0:40:32	表すことで消防法施行規則を満足しているかっていうことを表現する上
	で、あとは、設計する上で、火災区域区画の単位だけではどうしても
0:40:42	表現し切れない部分がございましたので、それを細分化してご説明する
	必要がございますので、そういった設計をさせていただきますというふう
	にご説明を以前させていただいておりましたんで、
0:40:54	その上で、そうであれば、火災区域区画との繋がりがわかるような資料
	とするように、
0:41:02	コメントをいただいておりましたので、そういった修正をかけさせていた
	だいております。
0:41:09	まず個数セイヒョーに関しましては、
0:41:14	少々お待ちください。
0:41:49	あ、すみません、大変失礼しました申し訳ありません。今回ちょっとご提
	出させていただいた歩数整理表と配置図が、
0:41:59	ちょっとばバージョンの古いものを添付し、
0:42:03	しておりました体験申し訳ありません。
0:42:06	ちょっと次回以降見直したものをまたご提出させていただきたいと思う
	んですけれども、例えば、300 年ページ 346 ページに交通整理表、
0:42:19	添付してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:22	で、
0:42:23	ビーチの 5 という火災、
0:42:28	区域であれば、1から6の、これまでで言えば、感知区画を1から6に
	分けて設計してございました。で、拝見したものにおきましてはここを細
	分化した範囲ということで示しておりまして、
0:42:43	且つこの 1 から 6 における、必要個数であったり、既設の個数、あとは
	追設の個数っていうものを、それぞれ合計したものを表内に示しまし
	て、火災区域として、どういった設計をしてるんだということがわかるよう
	な記載というふうな記載に変更する。
0:43:01	変更しておりますので今後申し訳ありませんきちんと修正したものを、ご
	提出させていただこうと思います。
0:43:10	で、配置図におきましても、これまで
0:43:14	感知区画ということで終わっていたラインにつきまして、判例で感知区
	画というふうな識別をしておりましたが、こちらに関しましても、細分化し
	た境界ということで、別の用語にて火災区域区画を細分化したものであ
	ることを
0:43:30	ご提示できるように修正しておりますので、こちらについても修正したも
	のを、後報告を提出させていただきます。
0:43:37	鳥羽図の古いものとなっておりまして大変申し訳ありません。失礼いた
	しました。ご説明は以上になりますまた、次回ヒアリングにて修正したも
	のをご提示させていただきます。以上です。
0:43:52	規制庁西内です。
0:43:56	わかりましと、ちょっとここは理解できてなかったんですけど、あれ結局
	すいません
0:44:05	菅地区各監事区域っていう、換地区画がここで言うところの換地区画の
	考え方は、発電所の中で現場で実設計を、現場で工事とかもこれから
	施工していくと思うんですけど、
0:44:17	その中では用いてるんでしたっけその概念は、
0:44:22	概念としてはやはり火災区域全体で設計するというよりも、消防法施行
	規則の設計を考える上で、取付面高さが違うだとか、
0:44:33	あと部屋が壁で隔たっているとかっていうところだと、やはり分けて、軌
	跡を考える必要がございますので、そういったところでは感知区画、こ
	れまで流感知区画という概念を持って設計を進めております。
0:44:48	以上です。うん。規制庁西内ですわかりました。申請書でどこまで書くか
	って話だと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:57	申請書で説明する時には火災区域架空ごとにまず説明はいただいてい
	て、
0:45:05	まとめ資料とかでも必要に応じてそれを細分化したものを、部分の説明
	はいただいてるんですけど、特段感知区画区域っていうような定義づけ
	をしなくても区域区画を細分化したものっていう形で、
0:45:18	説明をいただくってことですかね。
0:45:22	はい、ご認識の通りです説明書上補足説明資料まで、基本分から補足
	説明資料まで換地区画というものは定義せずに、火災区域区画単位で
	ご説明をして、細分化したエリアについて、説明が必要なところは、
0:45:39	火災区域の一部のエリアでこういった設計をしますというふうなご説明
	をいたします。
0:45:44	ただ、個数整理表であったり、配置図っていうところの断面では、設計で
	概念的に使っている細分化した場所ごとの設計を記載する必要があり
	ますので、
0:45:56	今、ひし形ご覧いただいたような 1 から 6 といったような分、細分化した
	エリア毎の個数が載ってくるような形になります。以上です。
0:46:10	規制庁西内ですわかります。
0:46:13	最終的に現場にどう落ちていくかだけがちゃんと整理できてればいいん
	ですけど、
0:46:19	申請書上はだから感知区画っていう定義は別に出てこないわけですよ
	ね。
0:46:24	ただ申請書とかを作成する上で、九州電力の中でいろいろ検討してい
	る資料としては換地区画っていうものがあってその中から、
0:46:33	換地区画ごとに多分設計をいろいろしていって、
0:46:36	最終的にはもちろん区域区画としての設備設計をしなきゃいけないの
	で、
0:46:41	申請書には、
0:46:43	そこの部分を、
0:46:46	記載している。
0:46:49	てことでいいんですよね。
0:46:52	はい。九州電力の後藤です最終的には火災区域区画単位で、消防法
	施行規則を満足しているというふうな設計をお示しする必要がございま
	すので、申請書ではそういった

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:05	細分化したものの集合体として結果そういうふうにきちんと設計できて
	いるという最終的な結果を、申請書の中でお示しする形になります。以
	上です。はい。
0:47:16	はい規制庁西内ですわかります。
0:47:18	あと、
0:47:20	実設計の細かい部分までは別に申請書上は書きませんよっていうこと
	だとは思ったんですけど、
0:47:26	わかります最終的にちょっと現場に行った時にそこの分け方が違うよね
	とかそういう話になるとまた話が違ってくるので、そこの関係性だけ明確
	にちゃんとなっていればいいのかなとは理解してますと。
0:47:36	そういう意味ではそこの部分も含めて整理ができていてあとはちょっと
	補足説明資料上ちょっとうまく直せなかったのでそこは後日反映します
	ってことですね。
0:47:45	はい。九州電力後藤です。今おっしゃっていただいた通りでございます。
	以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。
0:47:54	はい。
0:47:55	ここの部分関連した部分でもなんで結構ですけど何か規制庁側から追
	加で確認事項ありますか。
0:48:03	最終的に出てきた資料を見てまた確認いただければいただいて、また
	何か必要な確認事項があれば、確認できればと思いますが。
0:48:12	現時点ではよろしいですかね。
0:48:14	はい。
0:48:16	はい、じゃあ続けて次の確認事項ですけども、
0:48:23	コメントNo.の 10 番はこれは単純に本文の表に記載しましたっていうだけ
	ですね。
0:48:29	で、11 ページもこれはちゃんと整合させましたっていうだけで、
0:48:36	この 2 点は、特段資料上明確になりましたっていうだけだと思いますけ
	ど。
0:48:40	追加で規制庁側から確認事項特によろしいですかね。
0:48:44	はい。
0:48:46	はい。続けて、12番ですかねニュアンスについて、これはあれ結局中規
	模火災も含めて記載をするってことなんでしたっけ。何か最初の冒頭の
	説明前回の説明だと、
0:48:58	ニュアンス部においては中規模は特に想定してませんみたいな話をい
	ただいてたように記憶してますけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:05	はい。九州電力の五島です。前回の説明ではですね、アニュラス部の
	火災に関しまして大規模もしくは小規模という火災を想定した記載で、
	申請書の補足説明資料の作り込みを行っておりました。
0:49:20	で、一方でCV内では、大規模中規模小規模ということで、三つの段階
	に分けた設計をしておりましたので、そういった意味で、大規模中規模
	小規模というものに性統一をした方が、
0:49:35	説明を受ける側として、理解がしやすいということで、共通の認識がわ
	かりやすいというふうなコメントもいただきましたので、今回大規模と中
	規模と小規模という記載に変更をさせていただいております。
0:49:49	130、通しページで 136 ページをお願いしたいと思っています。
0:49:57	通しページ 136 ページ、こちらアニュラスエリアにおきまして、火災の規
	模に応じた煙の流動を踏まえた設計というものを両括弧Bでお示しして
	おります。
0:50:09	この中で、カタカナの以降ですね、これまで大規模な火災とだけ書いて
	おりましたが、こちらに大規模または中規模な火災ということで、この両
	両方において、
0:50:20	結果としては同じ設計をしているというふうなことを記載しております。
	で、なぜこのときに大規模と中規模同じような設計でいいのかということ
	を、衛藤3行目のなお書きから記載してございまして、
0:50:32	アニュラスエリアを幅が狭い、鉛管状の形状ででして、大規模火災と中
	規模火災における煙の流動に有意な差はないと考えておりますので、
	こちらの理由から、大規模中規模、それぞれの設計を同じ設計としてご
	ざいます。
0:50:48	ご説明以上になります。
0:50:53	はい。ちっとニシウチです。本件規制庁側から何か確認事項あります
	か。
0:51:00	よろしいですか。
0:51:02	はい。
0:51:03	何かあればまた最後にでもお願いします。
0:51:07	はい。続けて、次のコメントナンバーですけども、
0:51:12	13 番。
0:51:14	ここは一度説明をお願いしてもいいですか。
0:51:18	はい九州電力の後藤です。
0:51:20	こちら 101 ページ 181 ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	年ページ 181 ページですね、2 ポツ 3 高線量エリアということで、床線
0.51.55	量エリアの概要を記載しているページになってございます。
0:51:43	で、この中で2パラグラフ目からになりますが、今回こちらの記載を追
0.51.45	一つ。この中でとハラブランとからになりよりが、中国ころのの記載を追りからせていただきました。これまでですね個人線量であったり集団線量
	っていうものを、
0:51:56	高線量エリアを選定する上での基準として考えてございました。で、個
0.51.50	
	団線量についてはそういったものはないということで、
0:52:12	どういうふうな考え方で集団線量組、基準として設けたのかということの
0.32.12	ご説明を今回、こちらの文書で明確にさせていただいております。
0:52:23	高線量エリアの選定におきましてはですね火災感知器の設置保守点検
0.52.25	時における作業員の被ばくについて個人線量集団線量を試算し、作業
	時における作業員の被はくにういて個人縁重業団縁重を試算し、作業     員の過度な被ばくが発生するかどうかを確認しております。
0:52:34	で、放射線受放射線業務従事者である作業員の個人線量については、
0.52.54	以下の要件、下に三つのポツで記載しております要件がございまして、
	これらを踏まえて、被ばく線量が 1mSv場で上回らない、上回らないこと
	これらを暗まれて、彼は、秘里が「MSV場で工画らない、工画らないこと」 を、
0:52:50	を、 目安の一つとしてございます。で、一つ目は、5 年で 100mSvを超えな
0.52.50	日女の一うとしてこといより。で、一う日は、5 年で 100mSvを超えな   いっていうことと、年間 50mSvを超えないという、告示の条件。
0:53:00	と、電離放射線障害防止規則第一条におきまして、事業者としては、労
0.55.00	登載が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなけ
	おばならないというふうな、定め、
0:53:13	を加えまして、原子力施設における放射線業務及び緊急作業に関わる
0.55.15	安全衛生管理対策の強化についてというものの中で、実効線量が1日
	Cつき 1mSvを超える恐れのある放射線業務を行う場合には、
0:53:27	放射線作業届を所轄労働基準書、基準監督署長に提出することとなっ
0.33.27	てございます。で、個人線量につきましてはこれら三つを勘案しまして衛
0:53:37	^^♥。   基準として設けたものになってございます。で、また書き以降が、集団線
0.55.57	量に関わるものになりますが、集団線量におきましても、法令等に定め
	られる限度というのは個人線量とタイ2と比較した場合にこちらは限度
	ったのは反というのは個人隊皇とテーとと比較した場合にこうらは限及してざいませんが、
0:53:53	こといるとわか、   電離放射線障害防止規則第一条を踏まえますと、やはり可能な限り被
0.00.00	電離放射線障害防止放射第一米を聞よれよりと、ではり可能な限り級   ばく線量を少なくするように努めなければなりませんで、これらを踏まえ
	まして、集団線量につきましては、
	かして、木凶

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	年間の当発電所の放射線業務従事者の集団線量のうち、ワンプラント
	分に相当します総線量の2分の1をロセンジョウエリアの選定の基準
	として設定いたしました。
0:54:16	こちらがご回答になります。
0:54:18	以上です。
0:54:21	はい。規制庁西内です。
0:54:25	<b>衛藤。</b>
0:54:26	考え方としてわあ、個人線量の方は法令限度をこれは重視しなければ
	ならないですよねと。
0:54:32	じゃあそれだけ満足していればいいのかというと、極端な話人をふやせ
	ば幾らでもできてしまうので、
0:54:39	そもそももうその人当たり、
0:54:45	1 当たり、
0:54:49	ちょっとよく理解できてないのがですね。
0:54:53	集団性、またポツのところ、集団線量のところで、
0:54:58	電離放射線障害防止規則第 1 条を踏まえ、と言われるとですね、この
	電離放射線障害防止規則はこれあくまで労働者単位、これはあれです
	かね労働者、
0:55:10	要は種集団的な意味合いもこれは含んでいるっていうふうにとらえて理
	解すればいいんでしたっけ。
0:55:22	九州電力の五島です。こちらこの労働者という単語の中には個人線量
	も、個人個人線量当然ある、あるんですけれども、集団としても、労働者
	全体として少なくするよう努めなければならないというふうな認識を持っ
	ております。
0:55:41	規制庁西内です。所長間違えてもいいですか。
0:55:59	すいません、今し方私がお答えしたレンジ放射線障害防止規則に関わ
	る認識についてちょっとは、私個人的に誤りがあったので、
0:56:10	申し訳ありませんちょっと訂正させていただきます。
0:56:13	電離放射線障害防止規則については基本的に個人に対するものにな
	っておりましたので、現在のこの
0:56:23	防止規則を踏まえ集団線量について議論しているところの記載につい
	てはちょっと適切ではなかったかと思いますので、一方でただALARA
	の精神にのっとりますと、集団線量についても抑えなきゃいけないという
	ふうに考えてございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:37	そういったアノ的集団線量として考えるべき項目を適切にちょっと引用し
	で、資料修正いたします。
0:56:47	以上です。規制庁西内ですちょっとすみませんそこを今事実関係を今
	調べようとしていたところでした。ありがとうございますそうそうですよね
	多分包带。
0:56:58	法体系という方も体系的には個人線量を意識した規定なのかなという
	気はしていて、一方でALARAの精神があることは十分理解しているの
	で、どっちかっていうとそっちだよねっていう話を今、
0:57:08	ちょっと中でもちょっとしてたところでした。
0:57:11	なのでちょっと、
0:57:13	趣旨説明したい内容は何となく理解できるものの、ちょっと頭から読ん
	でいた時なんか若干読みづらいというか何かここが繋がらないなってい
	う部分があったので、
0:57:23	ちょっと集団線量だから取り込む理由ですよね。
0:57:27	のところをちゃんとちょっともう少し明確に説明をいただければいいのか
	なというのがちょっとまだ事実確認べ一スでのちょっと疑問点でした。そ
	この部分はちょっと説明を充実をお願いしてもいいですか。
0:57:38	はい。九州電力の後藤です。紙資料を充実して集団線量を取り込む理
	由について、再度ご説明させていただきます。以上です。はい。
0:57:48	はい。規制庁西内です。
0:57:52	加えてですね少しだけちょっとマツダ出てもいいですか。
0:58:22	はい。規制庁西内です。衛藤。
0:58:25	続けて集団線量の具体的な目安の、以上を踏まえというところなんです
	けど。
0:58:31	集団線量については 2020 年度の集団性の家って書いてるんですけ
	ど、これはあれですかね未来永劫この基準でやるってそういうことです
	か。
0:58:44	九州電力の後藤です。
0:58:48	この高線量エリアについて、何でしょう。年同の総線量を踏まえて、毎年
	芭蕉をコロコロ変えるっていうことはできませんので、
0:59:00	これを設計した段階において、参考値としたものを踏まえて設計したと
	いうところで、今回、資金で確認できたものの数値を記載しておりますん
	で、
0:59:13	仮に高線量となって、維持点検ができなくなった場所とかが発生した場
	合には、見直しをかける必要があるというふうに考えます。以上です。
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.50.00	担制广平内不士
0:59:30	規制庁西内です。
0:59:34	おりますし、
0:59:36	کی
0:59:37	だから、少なくとも今回、今回この基本設計法、Cのこの今回の工事、
0:59:44	において、この基準にも、今回の工事において設置する場所を設置しな
	い場所っていうのはこの基準 2020 年度のこの線量、
0:59:55	踏まえて設定しますと。
0:59:57	で、今後、
0:59:59	この基本設計方針にもとずこういう話は多分基本設計方針に趣旨とし
	て書いてもらうんだと思ってるんですけど。
1:00:06	この基本設計方針に基づいて今後追加で設備宅を設置しなきゃいけな
	いときには、
1:00:11	そのときにはあれですかねその時も 2020 年度の、
1:00:15	法令、線量でやるイメージなんですがその時点での最新の線量をイメー
	ジするんですかね。
1:00:23	別に今のところは、九州電力の後藤です今のところ衛藤。
1:00:27	2020 年度ではなく、その工事を行う場合、次、工事を行うタイミングでの
	最新の数値っていうところを引用する、もしくは
1:00:43	もう少し、何でしょう、数値として、基準値っていうものがその時にあれ
	ば、そちらの基準値を参考にするものかと考えております。
1:00:54	なので、ずっと未来永劫 2020 年のタイ、数値を基準として設けるという
	ふうには考えておりません。以上です。
1:01:03	規制庁ニシウチつ理解できましたそういう意味で言うとだから今回のエ
	事、具体な工事においては、この 2020 年度のものを使うけども考え方
	としては、
1:01:14	その工事を計画する時点においての、集団線量の適切な目安、
1:01:20	具体例としては直近の集団線量を用いるってそういうことですかね。
1:01:26	はい九州電力の後藤です今おっしゃっていただいた通りになりますは
	い。以上です。
1:01:32	規制庁西内ですわかりましたちょっとまずはその考え方が明確にわか
	るようにまとめ資料上は記載をいただいてもいいですか。
1:01:40	はい九州電力の五藤です。西さんにおっしゃっていただいたところがもう
	かなり文章として書くべき内容だと、理解しましたので、それを補足説明
	資料に反映させていただこうと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	規制庁西内です純粋に未来永劫この基準でやるのであれば、最初から
	この基準をメルクマールを変えてしまえばいいんだよなっていう気がし
	ていて、
1:02:05	わざわざ個人線量の方線量限度が決まっているので、もう具体的に数
	値化して書けるんではないかと思ったんですけどそういうことを考えてる
	わけではないっていうことですね。
1:02:16	はい。九州電力後藤でご認識の通りです。
1:02:19	はい。まずはちょっと補足説明資料上にそれがわかるように記載をいた
	だければと思いますよろしくお願いします。
1:02:26	衛藤規制庁がほかに何か本件で何かありますか。
1:02:31	すいません。いろいろ審査部門の奥です理解の確認だけなんですけれ
	ども、
1:02:36	集団線量で、1 プラント分の総線量の 2 分の 1 を目安にということです
	けどもこれは、今葛西管理局を設置したり保守点検費用としたりする計
	画を立てる上でこれを超えないように計画等を立てていくとそういう、そ
	のための目安として使ってよい理解でよろしいでしょうか。
1:03:09	九州電力ゴトウですいません少々お待ちください。
1:04:52	あ、すいません九州電力の五島です。
1:04:57	工事案件ごとに集団の線量としての計画値を立ててなるべくそれを守る
	ために、工場や、
1:05:07	ではおります。衛藤迫さんの集団性年間の集団線量というところも、結
	局規制検査での確認項目であったりとか、
1:05:17	そういったところでも、なるべく下げるような努力が事業者としても、やら
	なければならない、やってしかるべきなんですけれどもそういった
1:05:28	今の木瀬流れもありますので、そういった中で集団線量について下げる
	ように、工事案件ごとに設定しているものでもございます。以上です。
1:05:39	はい個別了解しました。ありがとうございます。
1:05:47	はい。規制庁西内です。
1:05:52	他に規制庁側から何かありますか。
1:05:58	はい。
1:05:59	ちょっとすいません繰り返しですけど、
1:06:02	多分 2.3 の高線量エリアって呼ばれているところは、ちょっとこれはどっ
	ちの認識ですかっていうのを改めて資料上明確にしてもらえばいいんで
	すけど、
1:06:14	二つの観点があって、一つ目はその法令元法令遵守というか法令限度

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:21	の観点があってもう一つの観点にALARAっていう観点があってこっち
	は集団線量、
1:06:27	ていうような二つの観点からくる。
1:06:30	ような基準を考えているっていう理解なのか、いや、いやいやいやと 1、
	基本的にはもうALARAっていう一つの考え方があって、その考え方の
	もとで法令限度と別の観点を使おうとしているのかっていう何か今の二
	つの考え方でいうと、
1:06:46	前者のイメージだったんですけどそういう理解でいいですか。
1:06:50	九州電力の後藤です。今ちょっと資料に書けてないので修正が必要な
	んですけれども前者のイメ―ジになりますので、そういう修正をかけた
	いと考えております。以上です。
1:07:03	はい規制庁西内ですわかりました。まず補足説明資料上明確にわかる
	ように記載いただきつつ、最終的に基本設計方針とか申請書にどういう
	ふうに表現するかっていうところはちゃんと意図がわかるようにちょっと
	表現は工夫していただければなと思いますよろしくお願いします。
1:07:20	はい。僕線量関係ですけど何か規制庁側から確認ありますか。よろしい
	ですか。
1:07:26	はい。
1:07:27	続けて次の確認事項なんですけども、
1:07:34	フードの材質と重量について、これはあれですね耐震とかで、
1:07:40	そもそも破損したときとかに、防護すべき設備に影響を与えるか与えな
	いかとかそういう話ですけど。
1:07:46	これはちなみに江藤ページとしては3年、通しページこれ何ページなる
	んでしたっけ。
1:07:51	九州電力後藤です通しページ 195 ページ。
1:07:56	になりまして、
1:07:58	衛藤 7-3-55 図、
1:08:01	この中で、左下に詳細図、開口部の詳細図を示した図がございます。
1:08:08	こちら赤い部分がフードになってございましてそこからフード仕様の記載
	を、それについて記載しております。
1:08:21	はい規制庁西内です。
1:08:23	わかりますと耐震の波及的影響的な形で確認をしてましたけども、
1:08:30	ちょっと本件逆にちょっと別の観点での確認をしたくてですね。
1:08:34	具体的に言うと、火災防護審査基準で、
1:08:41	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:44	すいません。
1:08:49	少々お待ちください。
1:08:57	すいません。火災防護審査基準の 10 ページの部分。
1:09:05	火災防護対象機器が設置される火災区画に耐震BCクラスの機器が設
	置されている場合があって、
1:09:12	それらの機器が基準地震動により損傷したときには、要は、BCクラス
	起因の火災が発生し得るわけですよね。
1:09:21	そん時にちゃんとSクラスの設備が、
1:09:24	大丈夫なように要は感知設備も要はSクラス相当の感知機能を持って
	なきゃいけないよねっていう話を火災防護審査基準には書いてあるん
	ですけど、ちょっとここの観点、
1:09:35	に沿ってフードの設計を確認したいんですけど。
1:09:39	まず脱塩塔バルブエリアの、ないしこの脱塩とエリアに置かれている感
	知器、アース線設備っていうのは、
1:09:48	耐震クラスでいうと何クラスになるんでしたっけ一番高い。
1:09:51	設計のもので、
1:09:56	九州電力ゴトウですすいません少々お待ちください。
1:10:05	規制庁に周知です。要は確認したいのは、
1:10:08	その置かれている耐震クラス、
1:10:13	と。
1:10:14	同じ。
1:10:15	地震を想定したときに、風土がちゃんと立ってないと、感知できないんじ
	ゃないですかっていうそういう事実確認をしたいっていう趣旨ですよろし
	くお願いします。
1:10:31	九州電力の後藤です。西内さんのご確認したいイトウ等を理解しまし
	た。ちょっとこの場で確認してご回答っていうのが少し難しそうなので、
1:10:43	改めてちょっと事実確認した後にご説明させていただきたいと思いま
	す。以上です。
1:10:50	はい。規制庁西内です。意図はお伝えした通りですので、必要な情報を
	まずし、補足説明資料上に充実をいただければと思います。観点はこ
	れ明確だと思いますので、
1:11:03	逆に例えば、Sクラスの設備がこの中に置かれていて、風土が基準地
	震動SS持ちませんというと、結局、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:11	感知できるのできないのって話でいうとなかなか難しいですよねってい
	うところがちょっと気になっているので事実確認をしたらいいという趣旨
	ですよろしくお願いします。
1:11:20	衛藤。ここの部分のフードのまずは移設とかも含めた設計ですけども規
	制庁側から何か関連とかも含めて確認したいことありますか。
1:11:32	葛西さんのタカハシです確認なんですが、フードフード内の感知器、例
	えば取替工事とか点検するときって、
1:11:43	その担当者の方って脱塩とエリアの方に身体を乗り出すような形になる
	んでしょうか。
1:11:52	九州電力の後藤です。衛藤。
1:11:55	点検だったりそういう取りかえに際して脱塩塔側に身を乗り出さなくてい
	いような設計に考えてございまして、詳細ズーで言いますと、
1:12:06	右側がバルブ減りや、左側が脱塩塔エリアになってございます。この絵
	と脱塩とバルブエリア側にこのフードがスライドして、もちろんボルト等で
	固定、通常時は固定しますが、
1:12:20	点検時に際してはそのボルトを緩めることで、このフードがスライドし
	て、バルブエリア側に引き抜ける行動にいたしする設計を考えてござい
	ますので、
1:12:32	点検取りかえにおいては、バルブエリア側で身を置いた状態で作業が
	可能な設計になってございます。以上です。
1:12:43	笠松タカハシ先生わかりましたありがとうございます。
1:12:49	はい、規制庁西内です他に、フード関係何かありますか。よろしいです
	か。
1:12:56	はい。
1:12:57	ここまでがあれですかね今までのヒアリングでの確認事項への回答で
	すかね。今日幾つか追加でお願いした部分、確認した部分ありますの
	でまた資料を修正いただいてご提出いただくようお願いします。
1:13:10	ここまで何か規制庁側から確認事項とかよろしいですか。
1:13:17	はい。
1:13:18	他の部分で何か関連でということがあればまた都度お願いします。衛
	藤。
1:13:24	続けて、説明資料になる後はこれまでの話も踏まえたちょっと各部屋の
	説明ですけど、
1:13:35	どうしようかな。少々お待ちください。
1:13:44	規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:46	続けて説明資料の2番ですかね。
1:13:50	個別のセットエリアの説明に移りますけど、
1:13:55	ここはあれですね一通りちょっと簡単 2、各エリアごと説明をいただいて
	各エリアごとに、事実確認。
1:14:03	をしていければと思いますけど。
1:14:05	まず、高天井エリアのループ室の部分から、まず九州電力から簡単に
	説明をお願いしてもいいですか。
1:14:13	はい。九州電力の後藤です。衛藤1連結ル―プ室についてご説明させ
	ていただきます。通しページの 167 ページ、お願いいたします。
1:14:27	こちら両括弧 6、一次冷却材ループ室ということで、当該エリアの説明を
	書いたページになってございまして、
1:14:35	ちょっとページ飛んで恐縮なんですけれども、一次冷却材ループした第
	7-30、第 7-3-26 図に、
1:14:47	エリアの概要を示しておりますまた、衛藤長野さんの8表に、SAだった
	り、安全停止に関わるような機器の設置状況を示しておりまして、まず
	143 ページに、7-3-26 図がございます。
1:15:05	ご認識あるかと思いますが、江藤原子炉容器火災区域である原子炉容
	器の一部となってございます。江藤都市整備博士 43 ページの 7-3-
	26 で申しますと、
1:15:20	一次冷却材ループサノキーオレンジでハッチングしているようなエリア
	になってございますんで、こちらのエリアのオペレーティングフロアと、隣
	接する開口部であったり、
1:15:30	集会室通路と隣接する出入口部及び配管貫通部以外をコンクリートの
	壁によって囲われて、グレーチングによって階層分けされたエリアとなっ
	てございます。
1:15:41	で、一次冷却材ループ室の上面、天井面につきましては、大部分がオ
	ペレーティングフロアと隣接する開口部となってございます。
1:15:50	次に 7-3-8 表を、通しページ 145 ページ、ご確認願います。
1:15:57	145 ページの 7-3-8 表等、
1:16:01	火災区域のCv1-1 の安全停止だったり、放射性物質の貯蔵閉じ込め
	SA機器、列挙してございますがその中で、一次冷却材ループ室に設置
	されているものを表内に示してございます。
1:16:16	ループ室には安全停止機器とSA機器、重大事故等対処施設が設置さ
	れていることがこちらの表から確認できるかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:25 で、bポツの火災感知器設計の制約に入りますが、一次汽室は、消防法施行規則通りにですね煙の濃度や温度のよ	か 利 材 ルーブ
	ヒ昇を監視す
るために必要な有効な取付面というものはなく、	
1:16:40 また、放射線の影響による火災感知器の故障が想定され	ますので、非
アナログ式の防爆型の方の検知装置を設置できません。	そのため、異
なる感知方式の火災感知器のそれぞれを消防法施行規則	則 23 条 4 項、
1:16:54   等の方法により設置することができない例となってござい	ます。こちらの
制約を踏まえまして、一次冷却材ループ室の換気空調設	備による空気
の流れであったり煙の流動を考慮しまして、	
1:17:07 非アナログ式の防爆型の熱感知器と、非アナログ式の防	爆型の煙感知
器を設置する設計としております。	
1:17:14 まず、非アナログ式の防爆型の熱感知器につきましては、	、一次冷却材
ループ室内の床面であったり、グレーチングの階層から高	高さ8メートル
以内に面積に応じた個数を設置することで、	
1:17:27 火災によるアノ室内において火災による温度上昇を感知で	する設計とし
ております。	
1:17:33 で、閉アナログ式の防爆型の煙感知器に関しましては、拡	は張設備によっ
て発生します空気の流れであったり、また火災の熱によっ	て発生する上
昇気流によって、	
1:17:44   原子炉格納容器内の隣接するエリアに煙が流れ込むこと	:を踏まえまし
て、非アナログ式の防爆型の煙感知器を、ループ室内の	取付面に設置
するとともに、	
1:17:54 隣接するエリアにおきましても、オペレーティングフロア等	の隣接エリア
におきましても、防爆型の煙感知器を設置する設計として	<b>ぶります。</b>
1:18:03 甲斐副長設備による空気の流れと拡散による煙の流動に	こついて、通し
ページ 169 ページで、詳細ご説明させていただこうと思い	ます。
1:18:15 まず両括弧Aで、換気空調設備の運転状況に応じた原子	炉格納容器内
の空気の流れを踏まえた設計でございますが、まず、格約	枘容器再循環
ファン運転時を以降に示してございます。	
1:18:27 プラントプラントの運転中におきましては、格納容器再循環	環ファンが起動
しておりまして、一次冷却材ループ室内の吹き出し口より	流入し、室内
に流入した計器は室内の空気を攪拌して、一般エリアであ	ある仲介通路
であったり、	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:42	高天井エリアであるオペレーティングフロア、流れていることとなってお
	ります。そのため、プラント運転中に一次冷却材ル―プ室で発生した火
	災による煙や熱は、格納容器再循環ファンによって、原子炉格納容器、
1:18:56	内容、循環することになりますので、火災の継続とともに、原子炉格納
	容器内全体の煙濃度や温度は均一に高まります。
1:19:05	そのため、ループ室に設置します非アナログ式の防爆型の煙感知器、
	もしくは非アナログ式の防爆型の熱感知器、
1:19:14	または隣接するエリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器に
	よって漏れなく確実に感知する設計としてございます。
1:19:23	一方で、ろで、片田野呂高で示しております格納容器再循環ファン停止
	時におきましては、こちらプラント停止中においては、格納容器再循環
	ファンを停止しますので、
1:19:35	当該ファンによる煙の濃度の均一化が見込めません。
1:19:39	そのため、煙の流動を踏まえた設計が必要となります。この設計につき
	ましては、続く両括弧Bでご説明させていただきます。
1:19:48	で、火災によって発生する熱に関しましては、火災発生箇所を中心に周
	囲温度が上昇しますので、一次冷却材ループ室内に設置する金アナロ
	グ式の防爆型の熱感知器によって、漏れなく確実に感知する設計とし
	てございます。
1:20:04	ここまでは換気空調設備の設計を考えた設計になってございまして続く
	両括弧Bにて、格納容器再循環ファン停止時において、火災の規模に
	応じた煙の流動踏まえた設計を記載してございます。
1:20:18	まず以降で、大規模または中規模な火災になりますが、煙の流動の概
	要増、通しページ 170 ページに示してございますので、こちらを見なが
	ら、ご説明聞いていただけたらと思います。
1:20:31	大規模また中規模な火災におきましては、火災の熱によって生み出さ
	れる上昇気流によって煙が上昇し、一次冷却材ループ室の上部のコン
	クリート弁、この上部のコンクリート天井面にぶつかって水平方向に広
	がるか、
1:20:46	もしくは隣接エリアであるオペレーティングフロアへ煙が流れていること
	を想定すが想定されます。
1:20:54	一次冷却材物質の上部のコンクリート天井面にぶつかって水平方向に
	広がる煙につきましては、ご質問、申し訳ありませんちょっと誤字がござ
	いまして、一次冷却材ループ室に設置する。
1:21:07	非アナログ式の防爆型の煙感知器で感知可能となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

ては、火災規模に応じて設置するオペレーティングフロアの非アナログ 式の防爆型の煙感知器で感知可能と考えております。  1:21:23 そのため、一次冷却材ループ室の取付面、または隣接するエリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器によって、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:21:34 続きまして、通しページ 170-7-3-42 図の下、すいませんこちらも移行と書いておりますが六法の誤りになります。後日修正させていただきます。  1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。 小規模な火災につきましては、171 ページに概要図を示してございますので生ちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。  1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。  1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、  1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。  1:22:50 とでより、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。  1:23:21 はい、規制庁西内です。  1:23:21 はい、規制庁西内です。  1:23:23 衛藤。  1:23:24 結局、煙の方なんですけど、	1:21:12	また、隣接エリアであるオペレーティングフロアへ流れ出る煙に関しまし
1:21:23 そのため、一次冷却材ループ室の取付面、または隣接するエリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器によって、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:21:34 続きまして、通しページ 170-7-3-42 図の下、すいませんこちらも移行と書いておりますが六法の誤りになります。後日修正させていただきます。  1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。  1:21:51 小規模な火災につきましては、171 ページに概要図を示してございますのでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。  1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。  1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。  1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、  1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:02 地流非アカログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:21 はい、規制庁西内です。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。		ては、火災規模に応じて設置するオペレーティングフロアの非アナログ
置する非アナログ式の防爆型の煙感知器によって、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:21:34 続きまして、通しページ 170-7-3-42 図の下、すいませんこちらも移行と書いておりますが六法の誤りになります。後日修正させていただきます。  1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。  1:21:51 小規模な火災につきましては、171ページに概要図を示してございますのでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。  1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。  1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。  1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、  1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、  1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、  1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:02 は流れなく確実に関する空感知器の設計については以上になります。  1:23:21 はい、規制庁西内です。  1:23:23 衛藤。  1:23:27 と確認したいのか。  1:23:23 衛藤。		式の防爆型の煙感知器で感知可能と考えております。
### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:34  ### 1:21:35  ### 1:21:36  ### 1:21:37  ### 1:21:37  ### 1:21:31  #### 1:21:31  ##	1:21:23	そのため、一次冷却材ループ室の取付面、または隣接するエリアに設
1:21:34 続きまして、通しページ 170 – 7 – 3 – 42 図の下、すいませんこちらも移行と書いておりますが大法の誤りになります。後日修正させていただきます。  1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。		置する非アナログ式の防爆型の煙感知器によって、漏れなく確実に感
行と書いておりますが六法の誤りになります。後日修正させていただきます。  1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。  1:21:51 小規模な火災につきましては、171ページに概要図を示してございますのでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。  1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。  1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。  1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。  1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。  1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:02 はい、規制庁西内です。  1:23:21 はい、ありがとうございます。  1:23:23 衛藤。  1:23:23 後藤。  1:23:33 ちょっと待つてくださいね。		知する設計としております。
### 1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。   1:21:51	1:21:34	続きまして、通しページ 170-7-3-42 図の下、すいませんこちらも移
1:21:47 衛藤小規模な火災についてこちら示しております。 1:21:51 小規模な火災につきましては、171 ページに概要図を示してございますのでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。 1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。 1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。 1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:02 は、規制庁西内です。 1:23:21 はい、規制庁西内です。 1:23:22 を確認したいのか。 1:23:33 ちょと待ってくださいね。		行と書いておりますが六法の誤りになります。後日修正させていただき
<ul> <li>1:21:51 小規模な火災につきましては、171ページに概要図を示してございますのでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。</li> <li>1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。</li> <li>1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。</li> <li>1:22:26 この場合、</li> <li>1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、</li> <li>1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。</li> <li>1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。</li> <li>1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。</li> <li>1:23:21 はい、規制庁西内です。</li> <li>1:23:22 はい、規制庁西内です。</li> <li>1:23:23 衛藤。</li> <li>1:23:27 と確認したいのか。</li> <li>1:23:33 ちょっと待つてくださいね。</li> </ul>		ます。
のでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。 1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。 1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。 1:22:26 この場合、 1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:23:02 を参加材ループ室の取付面または隣接エリア2000、1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:21 はい、規制庁西内です。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待つてくださいね。	1:21:47	衛藤小規模な火災についてこちら示しております。
<ul> <li>1:22:01 小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。</li> <li>1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。</li> <li>1:22:26 この場合、</li> <li>1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、</li> <li>1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。</li> <li>1:22:50 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。</li> <li>1:23:17 はい、規制庁西内です。</li> <li>1:23:21 はい、ありがとうございます。</li> <li>1:23:23 衛藤。</li> <li>1:23:27 と確認したいのか。</li> <li>1:23:33 ちょっと待つてくださいね。</li> </ul>	1:21:51	小規模な火災につきましては、171 ページに概要図を示してございます
空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がループ室内で水平方向に広がることを想定しております。  1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。  1:22:26 この場合、  1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、  1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。  1:22:50 君の造路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。  1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:02 は流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:23:21 はい、規制庁西内です。  1:23:21 はい、ありがとうございます。  1:23:27 と確認したいのか。  1:23:27 と確認したいのか。  1:23:33 ちょっと待つてくださいね。		のでこちらご確認いただきながら説明聞いてもらえればと思います。
プ室内で水平方向に広がることを想定しております。 1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。 1:22:26 この場合、 1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、 1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:50 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:22:01	小規模な火災では、火災の熱によって生み出される上昇気流が周囲の
1:22:16 また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流れていることを想定しております。 1:22:28 二次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、 1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:23 衛藤。 1:23:23 ちょっと待ってくださいね。		空気に熱を奪われまして、上昇気流を失い、上昇力を失い、煙がルー
1:22:26 この場合、 1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、 1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。		プ室内で水平方向に広がることを想定しております。
1:22:26       この場合、         1:22:28       一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、         1:22:36       ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則23条4項により、         1:22:50       周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。         1:22:56       そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア2000、         1:23:02       越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。         1:23:08       一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。         1:23:17       はい、規制庁西内です。         1:23:21       はい、ありがとうございます。         1:23:23       衛藤。         1:23:27       と確認したいのか。         1:23:33       ちょっと待ってくださいね。	1:22:16	また、周回通路エリアの出入口部より、隣接する所轄のエリアへ煙が流
<ul> <li>1:22:28 一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に非アナログ式の防爆型の煙感知器で、</li> <li>1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、</li> <li>1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。</li> <li>1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、</li> <li>1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。</li> <li>1:23:21 はい、規制庁西内です。</li> <li>1:23:21 はい、ありがとうございます。</li> <li>1:23:23 衛藤。</li> <li>1:23:27 と確認したいのか。</li> <li>1:23:33 ちょっと待ってくださいね。</li> </ul>		れていることを想定しております。
非アナログ式の防爆型の煙感知器で、 1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:22:26	この場合、
1:22:36 ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:22:28	一次冷却材ループ室内に煙が充満することから、ループ室の取付面に
で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。		非アナログ式の防爆型の煙感知器で、
流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、 1:22:50 周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。 1:22:56 そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、 1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:21 ない、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:22:36	ループ室内の取りつけに設置する、非アナログ式の防爆型の煙感知器
1:22:50周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を感知可能と考えております。1:22:56そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、1:23:02越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。1:23:08一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。1:23:17はい、規制庁西内です。1:23:21はい、ありがとうございます。1:23:23衛藤。1:23:27と確認したいのか。1:23:33ちょっと待ってくださいね。		で火災を感知可能と考えております。また、隣接する周回通路エリアに
感知可能と考えております。   1:22:56   そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、		流れている煙については、消防法施行規則 23 条 4 項により、
1:22:56       そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、         1:23:02       越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する設計としてございます。         1:23:08       一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。         1:23:17       はい、規制庁西内です。         1:23:21       はい、ありがとうございます。         1:23:23       衛藤。         1:23:27       と確認したいのか。         1:23:33       ちょっと待ってくださいね。	1:22:50	周回通路エリアに設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器で火災を
1:23:02 越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する 設計としてございます。 1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。		感知可能と考えております。
設計としてございます。  1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。  1:23:17 はい、規制庁西内です。  1:23:21 はい、ありがとうございます。  1:23:23 衛藤。  1:23:27 と確認したいのか。  1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:22:56	そのため、一次冷却材ループ室の取付面または隣接エリア 2000、
1:23:08 一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。 1:23:17 はい、規制庁西内です。 1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:23:02	越流非アナログ式の防爆型の煙感知器によって漏れなく確実に関する
1:23:17       はい、規制庁西内です。         1:23:21       はい、ありがとうございます。         1:23:23       衛藤。         1:23:27       と確認したいのか。         1:23:33       ちょっと待ってくださいね。		設計としてございます。
1:23:21 はい、ありがとうございます。 1:23:23 衛藤。 1:23:27 と確認したいのか。 1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:23:08	一次冷却材物に設置する煙感知器の設計については以上になります。
1:23:23 衛藤。         1:23:27 と確認したいのか。         1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:23:17	はい、規制庁西内です。
1:23:27と確認したいのか。1:23:33ちょっと待ってくださいね。	1:23:21	はい、ありがとうございます。
1:23:33 ちょっと待ってくださいね。	1:23:23	<b>衛藤</b> 。
	1:23:27	と確認したいのか。
1:23:44 結局、煙の方なんですけど、	1:23:33	ちょっと待ってくださいね。
	1:23:44	結局、煙の方なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

<ul> <li>1:23:49 あ、ごめんなさいね、熱の方については、</li> <li>1:23:54 ファンの運転時停止時にかかわらず、</li> <li>1:23:59 この同じループ室内に置いてある熱感知器で、</li> <li>1:24:05 感知が可能だと思っています。</li> <li>1:24:08 煙感知器の方については、</li> <li>1:24:13 煙感知器の方も隣接するエリア、</li> <li>1:24:18 に期待する必要はあるんでしたつけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。</li> <li>1:24:27 ちょつとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。</li> <li>1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀彌通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。</li> <li>1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。</li> <li>1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、</li> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、過ページ170ページの7-3-42図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるバスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティングフロアに設置する、煙感知器に期待するところでございます。</li> </ul>		
1:23:59 この同じループ室内に置いてある熱感知器で、 1:24:08 歴知が可能だと思っています。 1:24:08 煙感知器の方については、 1:24:13 煙感知器の方も隣接するエリア、 1:24:18 に期待する必要はあるんでしたつけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。 1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。 1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。 1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、 1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。 1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7ー3ー42 図、ご確認いただきたいのですが、当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:23:49	あ、ごめんなさいね、熱の方については、
1:24:05 歴知が可能だと思っています。 1:24:08 煙感知器の方については、 1:24:18 に期待する必要はあるんでしたっけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。  1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。  1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。 1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、 1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。 1:25:27 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7ー3ー42 図、ご確認いただきたいのですが、 1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるが表気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるが表えを生器の集会等から、カペレーティングフロアに抜ける素気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜ける素気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜ける素気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるが高れ出るような、煙、が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに複けていきますので、オペレーティン	1:23:54	ファンの運転時停止時にかかわらず、
1:24:08 煙感知器の方については、 1:24:18 に期待する必要はあるんでしたっけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。  1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。  1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも・最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7 - 3 - 42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに表けていきますので、オペレーティン	1:23:59	この同じループ室内に置いてある熱感知器で、
1:24:13   煙感知器の方も隣接するエリア、 1:24:18   に期待する必要はあるんでしたっけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。	1:24:05	感知が可能だと思っています。
<ul> <li>1:24:18 に期待する必要はあるんでしたっけ、何か今の説明だけ聞いてると同じループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。</li> <li>1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。</li> <li>1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。</li> <li>1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。</li> <li>1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、</li> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるが3大を取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>	1:24:08	煙感知器の方については、
ループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こえたんですけど。  1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。  1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、  1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:24:13	煙感知器の方も隣接するエリア、
1:24:27   ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。   1:24:36   はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。   1:24:52   次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。   1:25:00   格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、   1:25:13   隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。   1:25:22   次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、   1:25:37   当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜けるがスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。   たいのですが、   1:26:37	1:24:18	に期待する必要はあるんでしたっけ、何か今の説明だけ聞いてると同じ
1:24:27 ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、どこに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。 1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。 1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、  1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。 1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、 1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		ループ室内にあるもので感知できますっていうふうに言ってるように聞こ
こに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょっと確認をもう一度したいんですけど。  1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。  1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、  1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、  1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		えたんですけど。
っと確認をもう一度したいんですけど。  1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グルーブ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、  1:25:00	1:24:27	ちょっとまず熱の認識がそれでいいかっていう話と煙の方をちょっと、ど
1:24:36 はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さんのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。 1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、		こに期待するかがちょっとよくわかりづらかったなっていうところだけちょ
んのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ 室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する 設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、 1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、 1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		っと確認をもう一度したいんですけど。
室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する設計となってございます。  1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。 1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、  1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ170ページの7-3-42図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、  1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:24:36	はい。九州電力の後藤です。刀禰通関係につきましては、江藤西井さ
<ul> <li>設計となってございます。</li> <li>1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。</li> <li>1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、</li> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、</li> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>		んのご認識の通りでございます。いずれのパターンにおいても、ループ
<ul> <li>1:24:52 次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。</li> <li>1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、</li> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>		室内瀬グループ室内に設置する防爆型の熱感知器によって感知する
<ul> <li>1:25:00 格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知器でも感知が可能ですし、</li> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>		設計となってございます。
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	1:24:52	次に煙感知器につきましてですが、まず、大規模火災、失礼しました。
<ul> <li>1:25:13 隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。</li> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、</li> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>	1:25:00	格納容器再循環ファンの運転時におきましては、ループ室内の煙感知
置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。  1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、  1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		器でも感知が可能ですし、
<ul> <li>1:25:22 次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合においてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、</li> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、</li> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>	1:25:13	隣接するエリア、オペレーティングフロアであったり周回通路エリアに設
おいてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただきたいのですが、  1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、  1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		置する煙感知器でも、最終的には検知可能だと考えてございます。
たいのですが、 1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、 1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、 1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、 1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:25:22	次に、再循環ファン系指示における大規模火災や中規模火災の場合に
<ul> <li>1:25:37 当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、</li> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>		おいてですが、通しページ 170 ページの 7-3-42 図、ご確認いただき
<ul> <li>合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、</li> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>		たいのですが、
<ul> <li>1:25:50 オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、</li> <li>1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、</li> <li>1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン</li> </ul>	1:25:37	当室内で火災が発生して大規模な火災、中規模の火災が発生した場
部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こちらにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		合には、オペレーティングフロアに抜ける蒸気発生器の集会等から、
らにぶつかった煙に関しましては、  1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、  1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:25:50	オペレーティングフロアに抜けるパスと、一次冷却材ポンプの上面に一
1:26:03 市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸 気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、 1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当た らずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		部取付面がございます。煙がぶつかるような取付面がございます。こち
気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、 1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		らにぶつかった煙に関しましては、
1:26:14 が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当たらずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン	1:26:03	市内に設置する煙感知器によって感じ可能と考えております。一方で蒸
らずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン		気発生器に沿って、オペレーティングフロアに名が流れ出るような、煙、
	1:26:14	が、主体的な火災が発生した場合には、室内の煙感知器には煙が当た
グフロアに設置する、煙感知器に期待するところでございます。		らずに、オペレーティングフロアに抜けていきますので、オペレーティン
		グフロアに設置する、煙感知器に期待するところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:29	次に、小規模な火災に関しまして、衛藤俊雄 171 ページに概要図書い
	てございますが、
1:26:37	こちらに関しましても、
1:26:39	ループ室内に煙が充満することを想定しておりますので、充満するよう
	な場合におきましては、ループ室内に設置する煙感知器が、火災を感
	知するものと考えております。
1:26:52	一方で、この一次冷却材ポンプ等の上までも届かず、かなり低いところ
	で煙が滞留するような火災がもし発生した場合には、周回通路側に流
	れていくと考えておりますので、周回通路側の煙感知器によって感知す
	るものと考えております。
1:27:10	ご説明以上になります。
1:27:14	はい、規制庁西内です。
1:27:17	結局ごめんなさい度の場合でも、室内のループループ室内の煙感知器
	があれば何とかなるっていう話じゃなかったですか今の話は。
1:27:28	九州電力の後藤です。えっとですね、例えばですが、7-3-42 図で、蒸
	気発生器の場面で火災が発生した場合に、
1:27:40	煙の流動が幾つも考えられるものだと思いますが、例えば蒸気発生器
	沿いに煙がどんどん流れて、ループ室内の天井面に当たらずに流れて
	いくような場合だと、
1:27:54	結果として一次冷却材ポンプの上につけている煙感知器は煙を感知で
	きないこともあると考えておりまして、
1:28:03	そういった場合はやはりオペレーティングフロアの煙感知器に期待する
	ものだとお考え。
1:28:08	で設計をしたものでございます。
1:28:11	以上です。規制庁西内ですわかりました。
1:28:18	わかりますと、その時 2、その場合にですね、その場合に、じゃあその流
	路にもつけておけば、より確実に感知できるんじゃないのっていう頭は
	何か普通に発生するとは思うんですけど。
1:28:31	だから火災区域としての感知器設計をやっているので、Cv側の方の感
	知器で、要は同じ火災区画、同じ火災区域区域でしたっけ各課、すいま
	せん。
1:28:44	同じ区域区域でしたつけすいません同じ火災区域内の別の感知器で、
	感知可能っていう、火災区域としての設計をしているってそういう理解を
	すればいいんですかね。
1:28:54	はい、そのご認識の通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:59	はい。規制庁西内です。わかりました。
1:29:04	わかりました。
1:29:08	はい。
1:29:09	私からは特段ループ数追加で確認はないですけど、規制庁側から何か
	確認事項ありますか。
1:29:21	はい。規制庁上原です。ちょっと記載の方、
1:29:25	記載に関するちょっと確認なんですけれども通しページ 179 ページ。
1:29:33	179 の一番したのちょっと御説明でですね、消防総消防法施行規則 23
	条4項により設置する。
1:29:43	この日非アナログの煙感知器と熱感知器により火災感知すると。
1:29:49	いうように書かれているんですけれども、一方、
1:29:53	168ページを見ていただきますと、この第7-3-41図ですね。
1:30:00	結構見ていただきますとこの 1、この一次冷却材ル―プFというのは消
	防法施行規則により設置する。
1:30:08	のではなくこの熱感知器、
1:30:11	感知器と煙感知器っていうのは火災を漏れなく確実に、
1:30:15	感知できるように設置されてますので、この 179 ページの記載っていう
	のは消防法施行規則により設置するっていうので、
1:30:25	これは正しいのでしょうかっていうちょっとはい確認です。
1:30:32	九州電力のゴトウですいません少々お待ちください。
1:31:44	九州電力の後藤です。
1:31:47	まず、
1:31:51	179 ページにおける記載に関しましては、
1:31:56	火災区域区画内において、もちろんループ室であればループ室に、の
	設計として、感知器を設置することで、
1:32:07	ループ室における火災を漏れなく確実に感知しますと。
1:32:11	それによってループ室の火災は漏れが確実に感知されますので、火災
	区域区画の外に火災の影響がまず出て行くことはないというのを行革
	を書いていたところでございます。
1:32:23	179 ページのdポツ両括弧で書いていたところでございます。両括弧B
	に関しましては、一次冷却材ル―プ室の火災が、設計している感知器
	によって漏れなく確実に、
1:32:36	感知できるということを踏まえまして、では火災区域区画内における安
	全停止であったり、SAの機器に対して、どういった影響があるかという
	ところを記載したものでございまして、
•	·

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

_	
1:32:50	そういった意味では、とはコウノ、一番下に書いておりますのは、
1:32:55	重大事故等対象設備につき 10 施設に関しましては、CV以外に、当該
	火災区域外に設置している設備によって機能が代替できる。
1:33:05	もしくは、CV内であっても、きちんと消防法施行規則通り設置している
	箇所がございましてそういった箇所にあるSAにつきましては、機能を喪
	失することがないという旨で、こういった記載を書いてございます。
1:33:21	以上です。
1:33:25	はい規制庁ウエハラですはいはい理解いたしました。はい。そうですね
	一次系、一次冷却材ループ数に、そうですね。今回漏れなく確実に感知
	するように設置したもの。
1:33:38	あとはまた別に消防法施行規則通りに設置されたものが格納容器の方
	に、また
1:33:48	ありまして、そっちの方を指しているということでは理解しました。
1:33:53	はい。私からは以上です。
1:34:00	規制庁西内です。
1:34:03	他 2 ループ室関係で規制庁側から確認事項ありますか。
1:34:12	はい。ちょっとすいません今の話を聞いていて若干私の記憶が飛んでし
	まったんですけど。
1:34:17	補足説明資料上で、
1:34:21	停止中SAに必要な施設って、どこかで記載いただいてましたっけ。
1:34:33	九州電力の後藤です今、補足説明資料上で停止中に必要なSAは、
1:34:39	を特定している記載はございません。
1:34:45	以上です。はい。規制庁西内です。
1:34:49	ちょっとどこかで一覧をつけておいていただいてもいいですか。
1:34:54	了解しました
1:34:57	原子炉格納容器ない、
1:34:59	すいません、必要停止中のSA停止中においても必要となるSAの一覧
	について補足説明資料に資料充実いたします。以上です。
1:35:09	はい。規制庁西内です。そうですね。
1:35:13	あとは結局だからこのポツで今言ってもらってる。
1:35:18	要はそういった設備が別の火災区域にあるよう、もしくはちゃんと換地
	設計しているようっていうことを、
1:35:26	だから示してもらう必要があると思っていてその関連でですよねまずは
	ちょっとあの一覧をつけてもらうところからスタートかなと思いますけど。
1:35:35	一覧とあとはその設置場所を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:39	他は、
1:35:40	ベースでまずは書いてもらうのかなあっていう気はしますね。
1:35:44	別の設置区域なのかな設置火災区域区画くらいの情報をまずは載せて
	もらうのかなという気はしますけど。
1:35:51	そういったちょっと説明の充実をお願いしてもいいですか。
1:35:56	はい。九州電力後藤です。コメントの趣旨、理解しましたので資料の充
	実を図ります。以上です。
1:36:02	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:36:05	他ループ室関係よろしいですかね。
1:36:09	はい。
1:36:10	そうしましたら続けて、高線量エリアですかね。はい。またまずは九州電
	力の方から説明をお願いします。
1:36:21	はい。九州電力のシントウです。続きまして、火災の感知に係る個別エ
	リアの中で高線量エリア炉内核計装シンブル配管室のですね、説明に
	入らせていただきたいと思います。
1:36:37	こちら、資料の通し番号で 198 ページをご覧ください。
1:36:46	両括弧 2 のAの方にですね、炉内核計装シンブル配管室の概要につい
	て記載をしております。
1:36:55	炉内 8 計装用シンブル配管室は、第 7-3-57 図、及び第 7-3-58
	図、こちらですね、通しページ 199 ページの方、参照ください。
1:37:11	こちらはですね第 7-3-57 図に炉内核計装用シンブル配管室、1 号
	機の概要図を示しております。
1:37:21	こちら、上の断面図の通りですね、黄色で着色している部分が、炉内計
	装用シンブル配管室の部屋の部分を示しております。
1:37:32	青で着色している部分が、一次冷却材ループ室の箇所をですね、示し
	ております。こちらの断面図の通り、一次冷却材ループ室と炉内核計装
	用シンブル配管室は、
1:37:48	その間にあります配管貫通部を介して、隣接しているような構造となっ
	てございます。
1:37:55	このような構造についてはですね、次の通しページ 200 ページに記載し
	ております。仙台蓋号機のですね、炉内核計装用シンブル配管室の概
	要に示しております通り、
1:38:09	同様の構造が、蓋号機にもなっております。
1:38:14	資料のほう198ページの方に戻りまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:19	下から4行目ですね、火災区域、Cv1-1、1号機及び火災区域Cv1の
	1F他号機における、原子炉の安全停止に必要な機器等、
1:38:31	放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対象施設の設置状況
	は、第 7-3-19 表、及び第 7-3-21 の通りに記載しております。こち
	らですねソースページの 201 ページを参照ください。
1:38:51	こちら、第 7-3-19 表に、火災区域、Cv1-11 号機における設備の設
	置状況について表にまとめております。こちらの一行目の対象範囲とし
	て火災区域Cv1-1、炉内核計装用シンブル配管室の、
1:39:09	エリアについて記載しておりまして、こちら、原子炉の安全停止に必要
	な機器等はなしとなっております。
1:39:16	続いて右の行で、右の列で放射性物質の貯蔵等の機器等についても、
	こちらは設備はなしとなっております。一番右の列で、重大事故等対処
	施設につきましては、
1:39:30	原子炉下部キャビティ水、こちらの設備が一つだけあるような設置状況
	となっております。
1:39:38	通しページで 202 ページ次のページに、仙台布田号機についても、火
	災区域Cv1-1の設備の設置状況を記載しておりますが、
1:39:50	蓋号機についても、炉内核計装用シンブル配管室については、同様の
	設備の設置状況となっております。
1:40:00	こちらで設備の設置状況について説明させていただきました。続きまし
	て、通しページで 203 ページをご覧ください。
1:40:13	bポツで環境条件を踏まえた火災感知器設計の制約について記載して
	ございます。
1:40:21	炉内核計装用シンブル配管室は、高線量なエリアでございまして、火災
	感知器の設置や保守点検時における作業員の過度な被ばくが考えら
	れるエリアとなっておりますので、
1:40:34	脱塩とエリアと同様にですね、放射線の影響を評価してございます。
1:40:40	評価については両括弧エの方に記載しておりまして火災感知器の設置
	や、保守点検時における放射線の影響ということで、炉内核計装用シン
	ブル配管室内での火災感知器の設置や、
1:40:54	保守点検を計画する場合、10mmグレイパーアワー以上の放射線によ
	って、電子部品を集約した火災感知器の保証が懸念されますので、
1:41:05	非アナログ式の防爆型の熱感知器及び高感度煙検知装置を設置保守
	点検することを想定し、被ばく線量及び集団線量試算しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:18	これらの結果について、次の通しページ、204ページの二つの表にて示
	しております。
1:41:26	それらの結果について、下の第 7-3-22 表ご覧ください。
1:41:32	こちら炉内核計装シンブル配管室の放射線量について、結果をまとめ
	ております。こちら、一番左の列に作業項目記載しておりますが、設置
	の場合と点検の場合、二つの場合についてまとめておりまして、
1:41:48	設置においては、こちら集団線量が 276mSvとなっておりまして、こちら
1:41:59	等、資料の中で集団線量で、2020年度のですね経験の集団線量の
1:42:09	集団線量の基準値である、485mSv、こちらを超えるかどうかというのを
	判断基準にしておりまして、485を超えませんので、集団線量は問題な
	いということがわかります。
1:42:22	右の個人線量につきましては、2.2mSv/dayとなっておりまして、1日
	当たりの個人線量が 1mSvを超える作業となっておりますので、
1:42:34	こちら作業可否は、バツと整理してございます。バツになりますので、過
	度な被ばくを伴う作業と判断しておりまして、
1:42:45	こちら吸引式の煙、現地装置に関しては、設置できないということを示し
	ております。また、作業項目で下の点検の営業につきましては、
1:42:56	こちら集団線量、個人線量ともにですね、基準値を下回っておりますの
	で、作業可否は、0 で作業可能というふうに、こちら整理してございま
	す。
1:43:08	以上で作業線量に関する説明は以上になります。次の通しページ 205
	ページをご覧ください。
1:43:19	cポツで火災の感知に関わる設計要件に適合した、火災感知器の設置
	方法について記載しております。
1:43:27	炉内核計装用シンブル配管室内の火災の感知の設計フローにおける
	分類は、次のページの第 7-3-59 図の通りになっております。
1:43:41	こちらフローの図に整理している通り、非アナログ式の防爆型の熱感知
	器及び非アナログ式の防爆型の煙感知器を、以下の通り設置すること
	により、発生する火災を、
1:43:54	設置場所において漏れなく確実に感知する設計としてございます。
1:43:59	まず一つ目ですが、非アナログ式の防爆型の熱感知器の
1:44:05	設置方法になります。非アナログ式の防爆型の
1:44:10	いただきます。熱感知器を炉内計装用シンブル配管室内の一部に設置
	するとともに、炉内核計装用シンブル配管室と隣接する一次冷却材ル
	一プ室内に設置する設計としてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:24 下の二つ目のポツですが、非アナログ式の防爆型の煙感知器の設計につきましては、菅地区ちょ換気空調設備によって発生する。 1:44:35 空気の流れ、または火災の熱によって発生する上昇気流により、原子炉格納容器内の隣接するエリアに煙が流れ込むことを踏まえ、 1:44:45 非アナログ式の防爆型の煙感知器を、一次冷却材ループ室の取付面、または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する設計としております。 1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 両括弧ムにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、空気の洗れ込むようになっております。 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。		
1:44:35 空気の流れ、または火災の熱によって発生する上昇気流により、原子	1:44:24	下の二つ目のポツですが、非アナログ式の防爆型の煙感知器の設計
「持格納容器内の隣接するエリアに煙が流れ込むことを踏まえ、 1:44:45 非アナログ式の防爆型の煙感知器を、一次冷却材ループ室の取付面、または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する設計としております。 1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンル配管室内の手出し口より流入し、室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。		につきましては、菅地区ちょ換気空調設備によって発生する。
1:44:45 非アナログ式の防爆型の煙感知器を、一次冷却材ループ室の取付面、または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する設計としております。 1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:44:35	空気の流れ、または火災の熱によって発生する上昇気流により、原子
または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する設計としております。  1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、 高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。  1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。  1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。  1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、  1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器室冷却フ		炉格納容器内の隣接するエリアに煙が流れ込むことを踏まえ、
ります。 1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、首換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 1:45:45 酒上ページ、206ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、空内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:44:45	非アナログ式の防爆型の煙感知器を、一次冷却材ループ室の取付面、
1:44:57 こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接するエリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、普換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器中循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器中循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する設計としてお
エリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通り、具体的には、 高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 おとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 2内は流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		ります。
リ、具体的には、 高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。 1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。 1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:44:57	こちらで、隣接するエリアと説明してございますが、ここで言う隣接する
<ul> <li>1:45:10 高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。</li> <li>1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。</li> <li>1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。</li> <li>1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。</li> <li>1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、</li> <li>1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を</li> <li>1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。</li> <li>1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ</li> </ul>		エリアとは、先ほどの一次冷却材ループ室の設計にて説明しました通
路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。  1:45:28 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。  あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。  1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。  1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。  1:45:45 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、  1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器室冷却フ		り、具体的には、
1:45:20 以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上になります。  1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。  1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。  1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、  1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力を治却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:10	高天井エリアであるオペレーティングフロアと一般エリアである周回通
1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。  1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。  1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、  1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力を冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力を冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力を治力アン及び、格納容器の検討・変別の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		路に設置している煙感知器にて検知できるものとしております。
1:45:28 あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。 1:45:42 通しページ、206 ページをご覧ください。 1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器の核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:20	以上で火災感知器の設置状況に、設置方法については、説明、以上に
災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、煙の流動を考慮するものとしております。  1:45:42 通しページ、206 ページをご覧ください。  1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、  1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		なります。
煙の流動を考慮するものとしております。   1:45:42   通しページ、206 ページをご覧ください。   1:45:46   両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、   1:45:57   こちら、以降と 6 行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、   1:46:07   運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を   1:46:20   したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、   1:46:35   室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。   1:46:45   そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:28	あとすいません一番下の行ですね、炉外核計装用シンブル配管室の火
<ul> <li>1:45:42 通しページ、206ページをご覧ください。</li> <li>1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、</li> <li>1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、</li> <li>1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を</li> <li>1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、</li> <li>1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。</li> <li>1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却ファンを</li> </ul>		災感知器の設計にあたっては、菅換気空調設備の運転状況に応じた、
1:45:46 両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		煙の流動を考慮するものとしております。
容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、 1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:42	通しページ、206 ページをご覧ください。
1:45:57 こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン及び格納容器再循環ファンの運転状況、 1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:46	両括弧Aにつきまして換気空調設備の運転状況に応じた、原子炉格納
及び格納容器再循環ファンの運転状況、  1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		容器内の空気の流れを踏まえた設計ということで、
1:46:07 運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載しております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を 1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:45:57	こちら、以降と6行に分けてですね、原子炉原子炉容器室の冷却ファン
ております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態における説明を  1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、  1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		及び格納容器再循環ファンの運転状況、
1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、空内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:46:07	運転時と停止時に分けてですね、風紀の流れを踏まえた設計を記載し
1:46:20 したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、空内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		ております。まず最初にプラント運転時、ファンが運転している状態にお
器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		ける説明を
内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、 1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:46:20	したいと思います。原子炉各原子炉容器室の冷却ファン及び、格納容
1:46:35 室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷却材ループして空気が流れ込むようになっております。 1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		器再循環ファンが運転しており、原子力室冷却ファンからの吸気が、炉
却材ループして空気が流れ込むようになっております。  1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		内核計装用シンブル配管室内の手出し口より流入し、
1:46:45 そのためプラント運転中、炉内核計装用シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ	1:46:35	室内に流入した空気の大部分が、配管貫通部として、一次系、一次冷
容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ		却材ループして空気が流れ込むようになっております。
	1:46:45	
アンによる空気の流れにより、		容器下部で火災が発生した場合、発生する熱は、原子炉容器室冷却フ
		アンによる空気の流れにより、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

<ul> <li>1:46:58 一次冷却材ルーブ室に流れ込むものとなっておりますので、一次冷却材ルーブ室に設置する非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としてございます。</li> <li>1:47:12 原子炉容器下部を除く炉内核計装用シンブル配管室、配管室への火災によって発生する熱は、市内の取付面に設置しております。非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、感知する設計としてございます。概要図といたしましては、通しページ207ページの第7-3-60図に示しておりますが、プラント運転中、炉内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきましては、原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:48:13 続きまして通しページ 208ページをご覧ください。</li> <li>1:48:13 続きまして通しページ 208ページをご覧ください。</li> <li>1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。ブラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、</li> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による説の動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏また設計が必要となっております。</li> <li>1:48:48 原子原容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧AIに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の計アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の防爆型の熱感知器により場になります。</li> </ul>		
1:47:12 原子炉容器下部を除く炉内核計装用シンブル配管室、配管室への火災によって発生する熱は、市内の取付面に設置しております。非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、	1:46:58	一次冷却材ループ室に流れ込むものとなっておりますので、一次冷却
1:47:12 原子炉容器下部を除く炉内核計装用シンブル配管室、配管室への火災によって発生する熱は、市内の取付面に設置しております。非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、		材ル一プ室に設置する非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れ
によって発生する熱は、市内の取付面に設置しております。非アナログ 式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、 感知する設計としてございます。概要図といたしましては、通しページ 207 ページの第 7-3-60 図に示しております。 続きまして通しページ 207 ページの本文になりますが、プラント運転中、炉内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきまして は、 原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。 1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。 プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、 り気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		なく確実に感知する設計としてございます。
式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、  1:47:26 感知する設計としてございます。概要図といたしましては、通しページ 207 ページの第 7-3-60 図に示しております。  1:47:39 続きまして通しページ 207 ページの本文になりますが、ブラント運転中、炉内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきまして は、原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。  1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。  1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、  1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括狐 6Cポツ、括狐AIに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:47:12	原子炉容器下部を除く炉内核計装用シンブル配管室、配管室への火災
1:47:26 感知する設計としてございます。概要図といたしましては、通しページ 207 ページの第 7-3-60 図に示しておりますが、プラント運転中、炉内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきましては、 原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。 1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、 1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		によって発生する熱は、市内の取付面に設置しております。非アナログ
1:47:39 続きまして通しページ 207 ページの本文になりますが、プラント運転中、		式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に、
1:47:39 続きまして通しページ 207 ページの本文になりますが、プラント運転中、	1:47:26	感知する設計としてございます。概要図といたしましては、通しページ
原内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきましては、  1:47:50 原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。  1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。  1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、  1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:15 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		207 ページの第 7-3-60 図に示しております。
は、 1:47:50 原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。 1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。 1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。 1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、 1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、 1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:47:39	続きまして通しページ 207 ページの本文になりますが、プラント運転中、
<ul> <li>1:47:50 原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。</li> <li>1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。</li> <li>1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、</li> <li>1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、</li> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:15 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>		炉内核計装シンブル配管室内で火災によって発生する煙につきまして
却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非アナログ式の防爆型の煙感知器。  1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。  1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、  1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		は、
### 1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。  ### 1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。  ### 1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、  ### 1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  ### 1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  ### 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  ### 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  ### 1:49:03 両括弧 6 Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  ### 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  ### 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:47:50	原子炉容器原子炉容器室冷却ファンによる空気の流れにより、一次冷
<ul> <li>1:48:02 または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。</li> <li>1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。</li> <li>1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、</li> <li>1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、</li> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>		却材ループ室へ流れ込むため、一次冷却材ループ室に設置する非ア
式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてございます。  1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。  1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、  1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		ナログ式の防爆型の煙感知器。
ます。 1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。 1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、 1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、 1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:48:02	または、一次冷却材ループ室と隣接するエリアに設置する、非アナログ
<ul> <li>1:48:13 続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。</li> <li>1:48:18 6 項に、原子炉容器冷却ファン及び、</li> <li>1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、</li> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>		式の防爆型の熱感知器により、漏れなく確実に関する設計としてござい
<ul> <li>1:48:18 6項に、原子炉容器冷却ファン及び、</li> <li>1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、</li> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>		ます。
1:48:23 格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしております。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、 1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による 1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。 1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:48:13	続きまして通しページ 208 ページをご覧ください。
ます。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:48:18	6項に、原子炉容器冷却ファン及び、
ファンが停止しておりまして、  1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:48:23	格納容器再循環ファンの停止時における検知について説明をしており
<ul> <li>1:48:37 換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めないことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による</li> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>		ます。プラント停止中は、原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環
いことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による  1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。  1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		ファンが停止しておりまして、
<ul> <li>1:48:47 熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。</li> <li>1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。</li> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>	1:48:37	換気空調設備による空気の流れ込み及び煙濃度の均一化が見込めな
1:48:51 炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。 1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		いことから、火災の熱によって発生する上昇気流等による
しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。  1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、  1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。  1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:48:47	熱の流動を踏まえた設計が必要となっております。
<ul> <li>1:49:03 両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、</li> <li>1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。</li> <li>1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の</li> </ul>	1:48:51	炉内核係数シンブル配管室のうち、原子炉容器下部で発生した熱に関
冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、 1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		しては、配管貫通部を通じて、一次冷却材ループ室に流れ込んだと。
1:49:15 一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:49:03	両括弧 6Cポツ、括弧Aに記載する通り、こちら先ほど説明しました一次
れなく確実に感知する設計としております。 1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって 発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		冷却材ループでの設計で説明した通りになりますが、
1:49:24 原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の	1:49:15	一次冷却材ループ室の非アナログ式の防爆画像の熱感知器により、漏
発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の		れなく確実に感知する設計としております。
	1:49:24	原子炉容器下部を除く炉内核計装シンブル配管室内での火災によって
防爆型の熱感知器により漏れなく確実に感知する設計としております。		発生する熱につきましては、室内の取付面に設置する値アナログ式の
		防爆型の熱感知器により漏れなく確実に感知する設計としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	続きまして両括弧Bに、原子炉容器原子炉容器室冷却ファン及び、格
<u> </u>	納容器再循環ファン停止時における、
1:49:50 以	火災の規模に応じた煙の流動踏まえた設計について記載しておりま
व	ナ。
1:49:56	こちら、炉内関係するシンブル配管室内での火災によって発生した煙
15	は、室内に煙が充満した後に、隣接したエリアである一次冷却材ループ
室	室へ流れ込みを想定しております。
1:50:10 隊	群接エリアである一次冷却材ル―プ室流れ込んだ後の煙の流動につき
ਰ	ましては、先ほど説明のありました、一次冷却材ループ室の設計、
1:50:21   社	両括弧 6 のcポツ閣僚括弧Bから、両括弧 6、cポツ両括弧 1 に示しま
व	す通り、非アナログ式の防爆型の煙感知器により、もれなく感知する設
青	計としております。
1:50:36 紛	売きまして両括弧し、火災感知器の設置場所についてでございますが、
=	こちら、通しページで 209 ページ、210 ページにそれぞれ、川内 1 号機
JI	川内二子木野菅式の設置場所、
1:50:52 곡	平面図、断面図で示しております。
1:50:57 道	通しページ 209 ページをご覧ください。
1:51:00	こちらは川内 1 号機の炉内核計装用シンブル配管室内に対するせ、火
5	災感知器の設計を示しております。
1:51:09	5上の炉内核係数シンブル配管室の平面図に示しております通り、熱
厄	惑知器を二つ設置するようなような設計としております。
1:51:21	ち下の断面図のほうをご覧ください。
1:51:25	こちら炉内核計装用シンブル配管室の断面図を示しておりまして、
1:51:30 耳	収付面の高さが、床面から3メーターの1の箇所と、床面から7.1メー
5	ターの位置にそれぞれ熱感知器を設置して、
1:51:41 均	戸内関係するシンブル配管室の窓の箇所で火災が発生した場合でも、
<u> </u>	火災を感知できるような設計としております。
1:51:53 均	戸内核定数シンブル配管室内の火災感知器の設置状況につきまして
12	は、通しページで 210 ページ、蓋号機側も同様な構造となっておりま
वृ	<b>†</b> 。
1:52:15 均	戸内核計装用シンブル配管室内の
1:52:19	機器の設計については説明以上となります。
1:52:27 (3	はい。規制庁西内です。
1:52:33 ち	らょっと最初に 1 点だけですけど、
ا 1:52:37	ごう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	1
1:52:42	ちょっとイメージがついて部屋の部屋というかこの食う配管室の言えば
	いいのかなちょっと流れのイメージがついていなくてですね。
1:52:50	プラント運転中要はファンが動いてる時は、
1:52:55	すいません具体的にページで言うと、207 ページ。
1:53:03	207ページのところでこれ運転中ファンが動いてる時は調整的に流れが
	発生してるので、こういうふうに行きますっていうのはわかるんですけ
	ど、
1:53:15	出る時も、
1:53:19	止まってる時も図面、図はないものの、文章上、上だとこのループで流
	れ込むんですね煙が。
1:53:27	この 207ページのこの図を見ていて、何か流れ込むイメージが正直今
	つかなくてですね、何か強制的に引いていれば流れを引いていれば、
	何か流れ込んでいくのはわかるんですけど、
1:53:38	ファンが止まってる状態でここに流れ込むんでしたっけ。うん上部に抜
	けてかないですかね。
1:53:44	ループ室内に行くんでしょうね。
1:53:47	九州電力のシントウです。
1:53:50	今、質問がありました内容が、通しページ 207 ページでいうと、炉内核
	計装シンブル配管室の空気の流れにつきましてファンが回っている状
	態では空気の
1:54:02	流れがありますので、一次冷却材ル―プ室内に、空気が流れ込むイメ
	一ジがつくものの、ファン停止時には、そちらに流れ込む説明が
1:54:15	流れ込むイメージができなかったというふうに受け取りました。
1:54:19	こちらですが、
1:54:22	判定指示につきましては、結果的には一次冷却材ループ室内に、
1:54:27	その熱だったり煙が流れ込むという結果には変わらないんですけど、過
	程といたしましては室内に煙、熱等が充満して、一次冷却材ループ室内
	に流れ込むものとなっております。
1:54:40	一つ原子炉格納用、原子炉容器側ですね、上部に抜けていかないかと
	いう話が一つありましたが、貫通部でいうと、一次冷却材ル一プ室側
	に、
1:54:54	開けている貫通部がもう大部分を占めておりまして、
1:54:58	そちら側に熱、煙がですね、流れ込むような構造となっております。
1:55:06	九州電力、シントウからは、説明以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:11	規制庁西内です。あれですよねこれ多分概要図だからなんか、多分こ
	の概要図だけ見ると、とても
1:55:19	強制的な流れが発生しない限りなんかいくイメ―ジを持てなくてですね
	上に抜けてくよねくらいの感覚しかないんですけど、これが概要図の問
	題ですかねそうすると、
1:55:33	はい。九州電力のシントウです。今金ミイされているのは
1:55:40	この原子炉容器の真上のところに空気が抜けていくっていうふうに考え
	られているということでよろしかったでしょうか。
1:55:48	そうですそこの、ちょっと具体な構造があまり今頭に入ってなくて、一つ
	のこのシンブル配管から、原子炉容器、これってどうどういう、
1:55:59	ここの上部の構造っていうんですかねとどういう状況になってると思え
	ばいいんでしたっけ。
1:56:05	飯野。
1:56:06	はい。九州電力のシントウです。
1:56:08	こちら原子炉容器の上部にも抜けていくパスはあるんですけど、
1:56:14	ある程度、
1:56:19	と、こちら準備している資料上は見えないんですけど、
1:56:24	比較的短時間で、煙がマツノ地区そうして、横の一次冷却材ループ市
	内に煙が抜けていくというふうな説明になります。
1:56:38	以上です。
1:56:40	規制庁西内です説明したいことはわかったんですけど、
1:56:45	とてもすいませんこの概要図だけ見てそれを理解してくれと言われても
	なかなか難しいところがあってですね。
1:56:51	説明したいことはわかったので、もう少しちょっと情報を拡充いただいて
	もいいですか。
1:56:57	先ほどお話いただいた上に抜けるパスもありますと言われてしまうと、
1:57:02	むしろ抜けるパスがあるんであれば基本的にそっち抜けていくよねって
	いうだけな気がするんですけど。
1:57:06	ただそしたらそもそもですけどCV内のオペフロとかにあるようなそちら
	の煙感知器で感知するとか何かそういう別の話になるんじゃないかなっ
	て気がするんですけど。
1:57:15	ちょっとそのなんか流れが正直あまりイメージができなかったっていうの
	が正直なところなのでもう少し情報を拡充いただいてもいいですか。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:23	はい。九州電力シントウです。了解いたしました。こちら、空気の流れの
	概要図だけでは、ちょっとお示しできない部分がございます情報が足り
	ていない面がありましたので、資料の方修正してまた再度、
1:57:39	説明させていただきたいと思います。私からは以上です。
1:57:43	はい、規制庁西内ですそうですねちょっと説明を聞いていて一番理解で
	きなかったのがそこの部分でして、
1:57:51	ちょっとそうですねはシンブル配管室が最終的に原子炉容器のの方に
	行った時にどういう部屋の躯体になっているのかがちょっと理解ができ
	なかったのでそこら辺がちょっとわかるようなイメージ。
1:58:04	図面なのか断面図なのか、平面図なのかちょっとわかるものをちょっと
	追加をいただければと思います。
1:58:12	少なくともちょっと縦の断面とかがあった方がわかりやすいかなっていう
	気はしますと。
1:58:20	はい。九州電力のシントウです。了解いたしました。
1:58:25	もう少し資料がですねわかりやすいように、縦の断面との情報を足して
	資料を修正したいと思います。以上です。
1:58:33	はい。規制庁西内です。そういう意味でですねちょっと確認をすいませ
	んそれ、これはループ室もちょっと若干共通なんですけど、
1:58:42	今回追加する感知器がどれかっていうのは今、この資料上でどこどこ
	が得ていただいてましたっけ。
1:58:49	特段まだその情報は載せてもらってないって理解でいいでしたっけ。
1:58:56	はい。九州電力、シントウです。
1:58:59	基本的に追設感知器は、その回廊で示しております。
1:59:08	ちょっとループ室の感知器の記載についてもちょっと再度確認させてい
	ただいて、適切に規制、記載させていただきたいと思います。
1:59:18	九州電力のゴトウですいません補足させていただきます。シンブル配管
	室に関しましては、今赤色で示している熱感知器、いずれも今回バック
	フィットの対応で追設するものになってございます。
1:59:31	で、ループ室内に関しましては、衛藤木瀬通で設置している感知器もご
	ざいますので、そういったものがわかるように、色分けして、今後お示し
	させていただこうと思います。以上です。
1:59:47	はい。はい。規制庁西内です。
1:59:52	そうですね。
1:59:55	はい。で、
1:59:58	ちょっとまず先にこっちからかすみませんあれ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:02	熱湯煙両方とも。
2:00:05	消防法施行規則通りではない。
2:00:09	て理解。
2:00:11	あれ、ちょっと待てくださいね。
2:00:13	熱感知器はシンブル配管の中に置けるんですよね。
2:00:19	はい。熱感知器はシンブル配管繋いに設置するものとしております。
2:00:32	204ページのところ具体的な線量の積算をしてもらっていて、
2:00:42	結局だから、煙の
2:00:45	この設置の時の配管し季節調整試験っていうこれが、結局煙は置けな
	い米津は、これがないから受けるよってそういうものと思えばいいんで
	すかねこれは。
2:00:57	はい。九州電力のシントウです。はい。今、西内様がおっしゃったような
	認識でございます。
2:01:12	はい。規制庁西内です。
2:01:16	ちょっとさ、これはあまり私がわかってない。
2:01:19	かもしれないんですけど、煙と熱で配管施設が、
2:01:24	はいここで言ってはいかんって何のことですかね。
2:01:28	熱にはないはいくん。
2:01:31	はい。九州電カシントウです。こちら、
2:01:37	ちょっと資料の記載の仕方が少しちょっとわかりにくいものとなっていた
	かもしれないんですけど、
2:01:44	ちょっと熱感知器が見えないというふうに、この表の中で作業項目として
	見えない点についてご指摘されているものと存じます
2:01:55	資料ではご質問の内容に対して煙感知器の作業量が明確になっ
2:02:01	ておりませんので、資料に反映して再度提示させていただきたいと思い
	ます。すいません九州電力の後藤です。ちょっと補足させていただきま
	す先ほど西内様がおっしゃられた、
2:02:15	煙検知装置の配管敷設っていうところの配管につきましては、こちら
2:02:21	家煙を吸引して外で
2:02:24	判定する形式の煙感知装置を、高線量のためそういったものを選定し
	て考えてございます。で、その煙を吸引するための配管がこの配管敷
	設になってございます。以上です。
2:02:40	わかりました。
2:02:41	ただ、そもそもあれですね機器の型式、
2:02:46	どの型式を選定するか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:51	の段階のその環境条件として高線量なので使えるものとしてはアナロ
	グ式のものとかは使えなくて、その吸引式の検出装置煙検出装置を使
	いますと。
2:03:03	で使うにしても置こうと思ったらこういう条件があっておけませんってそう
	いう流れですよね。
2:03:09	はい。九州電力の五藤ですご認識の通りでございます。はい。わかりま
	した。で、最初に新保さんがおっしゃられた話はちょっとよく理解ができ
	なかったんですけどあれ、この 21 ひょうって熱と煙両方僕書いてもらっ
	てるって理解をしてたんですけど。
2:03:25	設置ん時は熱煙共通でこれらの時間かかって、煙は煙だけこれら、これ
	が追加でかかるよってそういうことじゃないんでしたっけごめんなさい。
2:03:35	九州電力の後藤です。ちょっとこの表設置と点検でちょっと不整合が発
	生してしまってたんですけれども、設置の方はですねもう煙検知装置だ
	けで、
2:03:48	個人線量が超えてしまっていたので、もう煙の設置だけで書かせていた
	だいておりました。点検に関しましては、煙検知装置、熱感知器いずれ
	を勘案しましても超えないことがわかりましたので、両方を書かせてい
	ただいてた次第になります。
2:04:07	わかりました。であればすみません熱は、結局この条件には該当しない
	っていうことがわかるようにちょっと設置の方については両方の観点で
	まず書いて欲しいなっていうことと、
2:04:20	出てきな一つと。
2:04:21	すいません設置の共通でじゃあ何を指すんですかね。
2:04:26	はい九州電力のシントウです。こちら設置の共通に示している内容に関
	してはですね、足場の設置だったりとか熱感知器、あとは煙検知装置で
	すね吸引式の高感度煙感知器煙検知装置。
2:04:44	の設置、どちらの作業においても共通して必要な作業を記載してござい
	ます。
2:04:50	はい。理解できました規制庁ニシウチですだからこの表にあれですね熱
	感知器の設置の
2:04:57	設置の中に熱感知器のアノ行ができれば、それで整合するってことです
	ね。それが抜けてるってことですね。
2:05:05	はい。九州電力のシントウです。はい。今言われた通りの内容でござい
	ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<del>,</del>
2:05:12	規制庁西内です理解できました。結局それ以外は共通というか今日、
	設置の部分には共通で点検は同じなので結局だから感知器
2:05:23	固有の施設Ⅱ、
2:05:27	で、違いが出てきていて熱感知器のほうは設置できます。
2:05:31	煙は設置できませんってそこで有意な差が出てるってそういうことです
	ね。
2:05:36	はい。九州電力のシントウです。はい。その認識で間違い技ありませ
	ん。以上です。
2:05:43	はい。規制庁西内です。理解できますと。
2:05:46	ちょっと私からは先ほどお伝えしたあれですかねシンブル配管室、配管
	室の上部の方、そこをシンブル配管室というのかどうかっていう話はあ
	るかもしれないですけど、
2:05:57	ちょっとその煙の流れがもう少しわかるように、
2:06:01	は周辺の構造図、
2:06:05	の状況をもう少し具体化していただければと思いますよろしくお願いしま
	す。
2:06:10	衛藤志村配管室関係ですが、規制庁側から何か確認事項ありますか。
	ニシダ規制庁の畠山です。ちょっと具体的な配置設計について確認をし
	たいんですけども、この資料通しページ 200、
2:06:25	9 からですかね。
2:06:27	209 は川内 1 号機Tのものかと思いますけども、ちょっとまず図面の見
	方を確認したいんですけども。
2:06:34	この図面の真ん中にあるのシンブル配管室のところの、
2:06:38	薄い黄色に塗られている場所、これが、
2:06:41	高線量の範囲と理解すればよろしいでしょうか。
2:06:47	はい。九州電力、シントウです。はい。ご認識の通りです。はい。わかり
	ました。ありがとうございます。その上で
2:06:56	この黄色い部分で塗られているところの右下ですかね。
2:07:00	ここなんか、入口なのでしょうかちょっと
2:07:05	黄色く塗られていない範囲で、シンブル配管に関連する場所があると思
	うんですけども、
2:07:10	ここは、
2:07:12	具体的にどういう構造されているのかちょっとご説明いただきたいんで
	すけども。
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:20	はい。九州電力、シントウです。今、質問のありました、右下の部分です
	ね、こちら入口の通路部分になっております。
2:07:32	こちらちょっと、ちょっとですねシンブル配管室内というふうに先ほど黄
	色で示してる部分は、説明したんですが、こちらちょっと着色漏れになり
	ますので、そちらも、
2:07:45	資料で黄色くちょっとは、塗るように、ちょっと反映したいと思います。
2:07:51	あとは今質問のありました構造がどうなってるかっていう部分につきま
	してこちらちょっと資料上には反映できていないんですけど、
2:08:02	そうですね
2:08:03	右上の平面図の方、ご覧ください。
2:08:09	右下の通路部のその入口部分ですね通路が、左に切れてる、菅、緑の
	枠線で切れてる部分になるんですけどそこに吹き出し行が、
2:08:21	あるような形になっておりますんでそちらの吹き出し行が、
2:08:26	原子炉容器室、冷却ファンの
2:08:30	吹き出し。
2:08:31	高となっておりましてそこから空気の流れが発生して、原子炉、炉内核
	計装用シンブル配管室内に、
2:08:40	機械換気がされていくような構造となってございます。
2:08:45	説明は以上です。
2:08:48	原子力規制庁ハタケヤマです。すいませんちょっと小浦のご説明、
2:08:53	ちょっと具体的な設計の部分がちょっといまいち玉は入らなかったの
	で、もう一度ご説明いただいてよろしいでしょうか。申しわけございませ
	んが、
2:09:03	はい。九州電カシントウです。ちょっと後半部分の説明がちょっとあまり
	伝わってなかったのでもう一度説明した方がよろしいということでしょう
	かすみませんちょっと確認なります。
2:09:17	原子炉規制庁竹山です。申し訳ございませんがちょっともう一度ご説明
	いただけるとありがたいです。
2:09:23	了解しました。はい。
2:09:27	右上の平面図に示している通り通路部がございまして、こちら、えっとで
	すね。
2:09:37	その通路部でオレンジの枠ですねハンエンの枠で表示されている部分
	がですね、
2:09:45	換気空調のダクトの吹出し高から半径 1 メートル範囲内を示しておるも
	のになりまして、その中央の部分がダクトの吹出し高となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:59	そのラックの吹き出し行からですね原子炉容器冷却ファンの
2:10:05	旧排気が吸気がされてですね、炉内核計装用シンブル配管室内に空気
	の流れが発生するようなつくりとなっております。
2:10:15	すいません九州電力のゴトウで少し補足させていただきますと、今
2:10:22	シンブル配管室の入口というふうに申しましたこちらの部分ですね、は
2:10:28	今エリア内に入ったところは右下断面図で 7.1 メーターの高さがござい
	ますが、こちらの部屋よりも低い天井面、
2:10:38	を有した入口部になってございまして、扉側からの人が入ってくるように
	なってございますで、今しがた、シントウが申し上げました通り入口側か
	らこちら吸気が流れてくるような設計になってございます。以上です。
2:10:53	原子力規制庁ハタケのイメージがつきましてありがとうございます。で、
	ちょっと 1 個前のご回答に戻って恐縮なんですけども、今、
2:11:03	これ、これじゃないですね黄色に塗られている部分。
2:11:07	この場所が、
2:11:09	入口部分まで、改めて塗り直すっていうことでしたけども、そもそもこの
	部屋って、
2:11:15	渡航線量になっている理由はどういう理由なんでしたかね、ちょっと汚
	染されているってことなのか、それともこの原子炉容器側の直接の線。
2:11:27	線量によって、
2:11:28	線量が高くなっているのか、どういう理由で、ここが高線量と設定されて
	いるのか。
2:11:34	ちょっとご説明いただけますか。
2:11:37	はい九州電力のシントウです。すいません。専業について説明いたしま
	す。こちら炉内核計装用のシンブル配管室になりますが原子炉容器の
	下部になっておりますので、
2:11:51	通常運転時高線量の原子炉容器が直接見える範囲について高線量と
	なるようなエリアでございます。こちら通常、その経験をしている時には
	ですね、
2:12:05	等、
2:12:06	チラーそのコースページ 209 ページの右下の断面図に、シンブルチュ
	一ブ、
2:12:14	は、図でわかるように示しているんですけど、こちら、定検作業をしてい
	る最中に、シンブルを挿入している状態で、
2:12:24	一時的に線量が低くなる、期間がございまして、その線量が低くなるタイ
	ミングで感知器の設置だったりとか、メンテナンスをするような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:37	計画としてございますんで、こちらシンブルを引き抜いている城他
2:12:42	あと高線量に、
2:12:45	なって、高線量になる状態となっておりまして、もう部屋に入室すらでき
	ないような、高線量のエリアとなってございます。シンブル配管室内の線
	量に関しての説明は以上となります。
2:12:59	原子炉規制庁畠山です。まずご説明ありがとうございます。今ご説明い
	ただいたところだと、その原子炉容器が直接見える範囲ですかね、が、
	直接線として
2:13:11	高線量になりますっていうこと。
2:13:13	と、あとは渋るが、
2:13:17	抜かれている状態の高線量になって入っている状態と、線量が低い、
	比較的低い状況になるので入れる状況で点検等を行うということで、
2:13:27	認識はしたんですけども、
2:13:30	この場合、結局、入口って、
2:13:35	いわゆるメールコードっていうほどではないですけども、多少壁の部分
	があって、直接的に
2:13:43	放射線は行かないように見受けられるんですけど、ここは本当に高線
	量でしたかね、ちょっとその事実確認をしたいんですけども。
2:13:54	九州電力の後藤です。先ほどシントウの方から申し上げました通り衛藤
	シンブル配管出し入れ差し引きする際に、中部の方まで線量が高くなる
	傾向がございます。
2:14:07	で、入口側衛藤扉入って1曲目。
2:14:12	以降はですね、このシンブルが目視できるようなエリアになりますので、
	高線量になる可能性があると考えてございます。で、この入口入って、
	曲がり部といいますか左。
2:14:25	入口から入ると左側に遮へいに寄与するであろう壁がございますが、
	に、ここすぎるまでは確かに線量が低ういいことも考えられます。ただ、
	こちら
2:14:40	吸気口が天井部にございまして、感知器の設置については適さない場
	所だというふうに考えてございます。かつエリア内の天井面よりも低い
	開口入口部自体が、エリア内の天井よりも低い形状になってございます
	ので、
2:14:58	頭頚部リーとしてはこちらに流れてくるよりも、エリアにたまるもしくは空
	調によってその先に流れていくことが煙の流動として考えられておりま
	す。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:12 原子炉規制庁畠山です。設計としてどのように検討されていたっていうところは、ある程度理解はできました。ちょっと今、ぱっと見、ずっとこの入口部分っていうものが、 2:15:25 ちょっと検討から落ちているようにちょっとぱっと見、見受けられたので、もし藤今井、お話いただいたような検討の結果ここに煙等をつけないという設計を、		
スロ部分っていうものが、 2:15:25 ちょっと検討から落ちているようにちょっとぱっと見、見受けられたので、もし藤今井、お話いただいたような検討の結果ここに煙等をつけないという設計を、 2:15:38 選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきたいなと思っております。 2:15:43 とりあえずは以上になります。 2:15:45 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 この209ページ上は、2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、2:16:46 今こに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してないがです。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出してから15、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:15:12	原子炉規制庁畠山です。設計としてどのように検討されていたっていう
2:15:25 ちょっと検討から落ちているようにちょっとばっと見、見受けられたので、もし藤今井、お話いただいたような検討の結果ここに煙等をつけないという設計を、  2:15:38 選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきたいなと思っております。  2:15:43 とりあえずは以上になります。  2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に  2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。  2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。  2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、  2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、  2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。  2:16:33 今  2:16:33 今  2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、  2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。  2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。  2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。  2:17:11 はい。もともと設置してないが況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、  2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。  吹き出したう。  でき出し枝から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。		ところは、ある程度理解はできました。ちょっと今、ぱっと見、ずっとこの
もし藤今井、お話いただいたような検討の結果ここに煙等をつけないという設計を、  2:15:38 選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきたいなと思っております。  2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に  2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。  2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。  2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、  2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、  2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。  2:16:33 今  2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、  2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。  2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。  2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。  2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、  2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。  2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。		入口部分っていうものが、
いう設計を、 2:15:38 選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきたいなと思っております。 2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:16 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、2:16:46 今こに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてつてことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。  2:17:30 吹き出し枝から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:15:25	ちょっと検討から落ちているようにちょっとぱっと見、見受けられたので、
2:15:38 選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきたいなと思っております。 2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:16 たっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 この 209 ページ上は、2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、2:16:46 今こに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出してう。 吹き出し枝から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。		もし藤今井、お話いただいたような検討の結果ここに煙等をつけないと
2:15:43 とりあえずは以上になります。 2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:08 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、 2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:12 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:33 今 2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:42 209ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:45 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しそから1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。		いう設計を、
2:15:43 とりあえずは以上になります。 2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:08 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:16 たっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、2:16:33 今 この入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 この 209 ページ上は、2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、2:16:42 209 ページの図の右上の平面図を見ると、2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 はい。もともと設置してないがです。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:15:38	選択されたということであればちょっとその説明をまず充実いただきた
2:15:47 はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、 2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:33 今 2:16:41 209ページ上は、 2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 ない。ません少々お待ちください。 2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。		いなと思っております。
足の方に 2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、 2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:33 今 2:16:41 209ページ上は、 2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 にカーメーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 吹き出しこう。 吹き出し枝から1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:15:43	とりあえずは以上になります。
2:15:55 記載しようと思います。ありがとうございます以上です。 2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。 2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、 2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:38 今この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:42 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:15:47	はい。九州電力の後藤です入口部における設計の考え方について補
<ul> <li>2:16:05 もう衛藤規制庁ニシウチです。</li> <li>2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、</li> <li>2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、</li> <li>2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。</li> <li>2:16:33 今</li> <li>2:16:38 今この 209 ページ上は、</li> <li>2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、</li> <li>2:16:46 今こに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。</li> <li>2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。</li> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>		足の方に
2:16:08 ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、 2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:38 今この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:15:55	記載しようと思います。ありがとうございます以上です。
2:16:16 ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんですけど、 2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:38 今この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:16:05	もう衛藤規制庁ニシウチです。
### ### #############################	2:16:08	ちょっと今のハタケヤマの話を聞いてやりとりを聞いていたんですけど、
2:16:21 煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:38 今この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。	2:16:16	ちょっともうちょっとその辺は、まず私が若干聞き逃してしまったんです
でいうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。 2:16:33 今 2:16:38 今この 209 ページ上は、 2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、 2:16:46 今こに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。 2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。		けど、
<ul> <li>2:16:33 今</li> <li>2:16:38 今この 209 ページ上は、</li> <li>2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、</li> <li>2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたつけ。</li> <li>2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。</li> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたつけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターつて基準に基づいてってことでしたつけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>	2:16:21	煙をこの入口部に置かないっていうのは吹き出し執行から何メートルっ
<ul> <li>2:16:38 今この 209 ページ上は、</li> <li>2:16:41 209 ページの図の右上の平面図を見ると、</li> <li>2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。</li> <li>2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。</li> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>		ていうその考え方に基づいて置かないってことなんでしたっけ。
<ul> <li>2:16:41 209ページの図の右上の平面図を見ると、</li> <li>2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。</li> <li>2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。</li> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>	2:16:33	今
<ul> <li>2:16:46 今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。</li> <li>2:16:54 はい。九州電力シントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。</li> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>	2:16:38	今この 209 ページ上は、
2:16:54 はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこちらの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。  2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。  2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、  2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。  2:17:30 吹き出し校から1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。  2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:16:41	209ページの図の右上の平面図を見ると、
らの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してございません。  2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。  2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、  2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。  2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。  2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:16:46	今ここに入口部に置いてあるのはこれ県向け感知器でしたっけ。
ません。 2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。 2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:16:54	はい。九州電カシントウです。入口部分にマークがあるんですけどこち
<ul> <li>2:17:06 だからもともと設置してないんですよね今。</li> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>		らの換気の不換気の吹き出し行になります。感知器は設置してござい
<ul> <li>2:17:11 はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分 2 感知器を置かない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、</li> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>		ません。
ない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、 2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。 吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すい ません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:17:06	だからもともと設置してないんですよね今。
<ul> <li>2:17:22 これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。 吹き出しこう。</li> <li>2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すい ません少々お待ちください。</li> <li>2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。</li> </ul>	2:17:11	はい。もともと設置してない状況です。結局この入口分2感知器を置か
吹き出しこう。 2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。		ない理由は結局何でしたっけ吹き出し以降が、
2:17:30 吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すいません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:17:22	これ何メーターって基準に基づいてってことでしたっけ。はい、そうです。
ません少々お待ちください。 2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。		吹き出しこう。
2:18:56 すいません。中断して申し訳ありませんでした。	2:17:30	吹き出し校から 1.5、1.5 メーター離れてないという条件になります。すい
		ません少々お待ちください。
2:19:00 救急木口。	2:18:56	すいません。中断して申し訳ありませんでした。
	2:19:00	救急木口。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:04	ただ背景を懸念しての、設置してないところになるのと、あとはやはり入
	口部がエリアよりも低い県上部になってございますので、どうぞ、厳し
	し、
2:19:15	多分肥後学校で設置してないという考えになります。以上です。
2:19:23	規制庁西内です。なんか2個目の理由はよくわからなくてですね。
2:19:28	吹き出し公開のメーターっていうのは消防法施行規則上の条件という
	か冒頭でも話したシャワー室と同じような考えですよね。
2:19:36	なのでそれに基づいて置きませんよってのはわかるんですけど後半の
	天井高さが低いからとかどうかっていうのは関係ないんじゃないんです
	かね。単純に火災区域区画だったらどんな高さでも、
2:19:45	おけるものオクでしょっていうだけですよね。
2:19:50	九州電力の後藤です。ご認識の通り天井高さが低いからオカないって
	いうルールは特段ございませんで、高線量エリアということで、
2:20:01	県民の流動であったり、熱換気空調の流れであったりっていうところを
	考えた上で、どこであれば煙が感じもれなく感知できるかっていうところ
	の設計をした結果が今の状態になっております。
2:20:15	以上です。
2:20:45	すいませんマイクを振ってました。ちょっとその上で確認したかったの
	が、
2:20:51	ここ線量エリアなのかどうかってところなんですけど、ここの入口部が、
	さっきの説明聞く限りは、まず、通常時いわゆる深部が炉の中にある状
	態においては、この入口分は別に、
2:21:03	直接お釜絡みアノん、直接見えるところじゃないので高線量じゃないわ
	けですよね。
2:21:09	で、
2:21:12	一部抜き出した状態であればこの入口分の第1コーナーの部分まで
	は、直接見えるような状況にもなるので、構成になる可能性があるとそ
	ういう理解でいいですか。
2:21:32	あれ、すいません規制庁ニシウチですけど聞こえてません少々お待ちく
	ださい。
2:22:50	あ、九州電力のゴトウですいませんお待たせしました。
2:22:53	運転中の線量に関してですが、まず運転中であれば、もうシンブル配管
	費については輸出禁止ということで衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:03	入口施錠して管理しているところでございますで、入口がバーで線量の
	入口のことから、線量を測った段階においてももうすでにそのエリアの
	中が高いっていうのがわかってございまして、
2:23:16	なので、オカ間から目視ができるとか、かま釜が見えるとか見えないと
	か目視できるとかっていうレベルではなく、反射等の影響もあってもエリ
	ア、
2:23:27	室内全体が、江藤菅線量としては高いような状況になってございます。
2:23:33	以上です。
2:23:39	規制庁西内です。
2:23:45	ちょっともう1回ですね確認ですけど、あれ、入口って、この右上の平面
	図で言うところの、どこの部分で先里見だっておっしゃってる部分って、
2:23:55	点線引いてる部分でよかったんでしたっけ。九州電力の後藤です。江藤
	菜々乃さんの 61 図で言いますと、右上の平面図で
2:24:07	オレンジの半減があるとござ思い、思いますこちら吸気口になります
	が、ハンエンの
2:24:14	難聴直線、真ん中センター切ってる直線に水平に走ってるこの緑の線
	が、入口部になります。
2:24:22	そうか、わかるでしょうかすいませんちょっとご説明。すいません。いえ、
	規制庁西内です明確になりました。で、結局そこまでは、だから、どんな
	状況でも高線量なんですってそういうことでいいんですか。
2:24:34	そうですね運転中はもうここまで線量が高いっていうことになります以上
	です。わかりました。で、停止中はどうなるんでしたっけ。停止中も同じ
	理解でいいんですか。
2:24:46	停止中はですね燃料を抜いた段階においては、ふたパターンございま
	して、燃料を抜いて、かつシンブルが、
2:24:56	少々お待ちください。
2:25:15	すいませんお待たせします。すいません。停止中ですね制御棒を挿入
	して炉の運転を止めますが、制御棒を挿入してかつまだ、
2:25:26	シンブルが炉の中に原子炉容器の中に差し込まれている状態であれ
	ば、線量は低くなります。
2:25:32	で、シンブル引抜きましてそのあと燃料も、抜いていくことになりますけ
	れどもそうなると、シンブルが引き抜かれた状態だと、このエリア内また
	線量が高い。
2:25:45	いい状況になります。以上です。
•	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:48	規制庁西内です。今エリアとおっしゃられたのはどこを指していたかわ
	かんないでもう1回確認ですけど、停止中で、燃料とシンブル画廊に残
	ってる場合は、この入口の扉部分まで含めて
2:26:02	非小、いわゆるまず入室できるようなレベルまで落ちるってそういうこと
	ですか。
2:26:08	はい、ご認識の通りですで。規制庁西内ですけど。マターシンブルとか
	引っこ抜いたら入室ができないレベルまで部屋全体が上がりますよって
	ことですか。
2:26:30	あ、九州電力の後藤です。新ブル一引き抜き後はまた部屋全体の線量
	が上がる形になります。
2:26:37	以上です。わかりました。だから結局、
2:26:43	結局だからここ今高線量エリアのオレンジで釘。
2:26:47	途中で区切ってますけど、ここで区切る必要はそもそもなかったってそう
	いうことでいいんですか。
2:26:52	はい、ご認識の通りでしてこちらここで切ってしまってたことがちょっと誤
	りでしたので、資料修正かけさせていただきたいと思っております。
2:27:01	規制庁西内ですけど、その理由は
2:27:06	下、最初の説明の中でなく直接線とかそういう話もあったように聞こえま
	したけど直接線とかもはや関係なくって、
2:27:14	原子炉を線源として、
2:27:17	それなりに反射して、向かっていく以上元が強いので、この入口分まで
	も構成になるんですってそういうことですか。
2:27:25	はい、ご認識の通りでございます。理解できましただから別に直接線と
	かは関係ないっていうそういう理解でいいんですね。
2:27:33	はい、ご認識の通りです。はい規制庁ニシウチで理解できましたありが
	とうございます。じゃああの図は直してもらうってそういうことですね理解
	できました。
2:27:42	はい。江藤慶長側から他にシンブル配管室内確認ありますかよろしい
	ですか。
2:27:48	はい。
2:27:49	衛藤。じゃあちょっと区切りもいいのって、ちょっと長時間になってもあれ
	なので十分ほど休憩を挟んで、
2:27:56	45 分再開でよろしいでしょうか。
2:28:00	はい。九州電力後藤です了解いたしました。よろしくお願いします。は
	い。よろしくお願いしますで一度休憩を挟みたいと思います。
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:23	規制庁西内です。それでは再開したいと思います。続けて説明資料の
	2の、
2:28:29	建屋外の屋外の説明ですかね。江藤。
2:28:34	ここはそうですねちょっと場所については、一通り説明をいただいて、
2:28:41	そうですね場所の説明と、あとはその感知器をどういうふうに
2:28:48	どうどういう監視範囲で置こうとしているかっていうその観点の2点に絞
	って説明をいただいてもいいですか。
2:28:57	九州電力の後藤です。場所の概要と、感知器の設置の考え方について
	ご説明いたします。
2:29:08	通しページ 233 ページから補足説明資料 7-4 ということで建屋外の勝
	火災感知器の設置についてのご説明に入っております。
2:29:22	まず、すいませんちょっと設置の考え方に関する一番、基本的なところ
	ろうを最初にご説明させていただきたいのですが、
2:29:32	234ページに134ページに、基本設計方針の記載を黒い枠囲みで記載
	してございます。
2:29:43	で、その中で下線部①と②ということで分けてございます。②は海水管ト
	レンチのトレンチ内の記載になってございまして、こちらは他の建屋外
	の火災感知器の設置とはちょっと違う異なる考え方になってございます
	んで、
2:29:58	基本的には①の考え方に沿って、火災感知器を設置することとしてござ
	います。で、建屋外に設置する火災感知器については、消防法施行規
	則の 23 条 4 項の適用対象でないことを踏まえまして、
2:30:11	異なる火災感知方式の火災感知器のそれぞれを火災防護上重要な機
	器と、重大な事故等対処施設及び発火元となりうる設備を有効に監視
	することが可能な箇所に設置して、
2:30:23	早期に火災を感知する設計を基本としてございます。で、こちら①下線
	部①に対する設計を記載してございますのは、2 ポツ 2 の中身になって
	ございます。
2:30:36	2 ポツ 2 に関しましては、通しページ 241 ページからはず。 両括弧 1 の
	出席とエリアを、から始めてございます。
2:30:47	まず取水ピットエリアでございますが、こちら江藤 7-4-6 図通しペー
	ジ 242 ページの 7-4-6 図のように、海水ポンプを設置したオクが建
	屋外のエリアとなってございまして、
2:31:03	名が 7-4-6 図の下の 7-4-1 表に示してございます通り、
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:10	首尾平二つございます。合計辺り二つございまして、SWP-1-1 であ
	れば、1Cの倍数ポンプと1例の海水ポンプ、こちらはSAの機能を持っ
	てございませんので、安全停止に必要な機器等のみ設置されたエリア
	となってございます。
2:31:25	で、SW、SWP-1-2に関しましては、1A1Bの海水ポンプが設置され
	てございまして、こちらはSAの機能を持ったポンプとなってございまして
	安全停止とSAの機器が設置されたエリアとなってございます。
2:31:40	このエリアに対しては、2 号機についても同様の設備の設置状況となっ
	てございます。
2:31:46	このエリアに対する火災感知器の設置でございますが、240、
2:31:53	4 ページに絵と文章で書いてございますが、非アナログ式の防爆型の
	熱感知器と非アナログ式の防爆型の炎検知装置を設置することとして
	おります。こちら
2:32:03	雨であったり風の影響を受けるエリアでございますのでこの 2ヶ所、二
	つの感知器を選定してございます。で、実際の設置方法に関しまして
	は、通しページ 246 ページの第 7-4-9 図にお示ししてございます。
2:32:20	それぞれSW品の 1-1、1-2 におきまして、防爆型の方の検知装置を
	それぞれのポンプを反対サイドから見る形で監視しているのと、
2:32:31	それぞれのポンプに対して防爆型の熱感知器を設置した配置となって
	ございます。
2:32:37	以上のご説明になります。
2:32:43	はい原子力規制庁ニシウチです。1個1個のエリアで確認を進めてい
	ければと思いますけど基本的には各エリアの今ご説明いただいたよう
	な内容で、通していただければ結構です。
2:32:54	衛藤。
2:32:57	設置方法の方ですけども 246 ページの方。
2:33:01	ちょっとまず確認したいのは基本設計方針の説明冒頭最初いただきま
	したけど、屋外については、
2:33:10	防護対象。
2:33:11	守らなきゃいけない設備と、あとは下限となりうる設備を中心に網羅して
	監視するっていう説明をいただいていると思うので、ここの設置方法の
	方にも、発火元があるかないかっていうのもわかるように書いてもらって
	もいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:26	はい。九州電力の後藤です。は下限についても記載を言及するように、
2.55.25	資料修正いたします。以上です。はい。規制庁西内ですそういう意味で
	はハタケがないって思えばいいんですかねここの場所は。
2:33:40	感心しなきゃいけない部分についてはいわゆる開本を監視してればい
2.001.10	いエリアだってそういう理解をすればいいですか。
2:33:48	なんかを見る限りはそういう状況なのかなと思うんですけど。
2:33:52	はい。九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。
2:33:57	わかりました規制庁西内です。配置状況を見る限り、
2:34:01	熱と煙、
2:34:07	熱と炎か、熱と炎の両方が、
2:34:11	それぞれ海水ポンプをちゃんと見ているよってそういう理解をすればい
	いですかね。
2:34:16	はい、ご認識の通りでございます。はい。規制庁西内です理解できます
	と私は取水ピット特に追加で確認事項はなくてちょっと波源の目がちゃ
	んとわかるように記載をいただければと思います。
2:34:27	他に規制庁側から取水ピットエリアに確認事項ありますか。
2:34:36	はい。規制庁江原です。ちょっとすいません火災感知器の選定でちょっ
	と確認したい点がございましてですね、このところの
2:34:46	ミミズがある取水ピットエリアだということなんですけれども例えばアナロ
	グ式の防水型の熱感知器を採用するということもあり得るかなと思って
	まして今の非アナログ式防爆型の熱を
2:35:01	採用されてますけれどもそのアナログ式の防水型の熱を採用しなかっ
	た理由などありましたらはい、教えていただきたいです。
2:35:19	九州電力の五島です。屋外に関しまして当社防爆型の熱感知器と防爆
	型のこの検知装置使う設計としてございますが、
2:35:30	こちらは新規制基準の江藤当時ですね、許可、設置許可等の審査の中
	で、こちらによってこの感知器を選定することによって、
2:35:40	屋外環境に耐えれるっていうことでご説明してきた流れを汲んで、今、
	現状このような接ちいをさせていただいてるんですけれども、
2:35:52	そのアナログ式の防水がた一でどうかっていうところの原型については
	ちょっと過去議論があったかどうかっていうのを確認させていただきた
	いと思います。以上です。
2:36:06	はい規制庁江原です。はいはいはいよろしくお願いいたします。はい。
	その辺ちょっと。
2:36:13	ちょっと日本語的なところで恐縮なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:18	この
2:36:19	100、244 ページのbポツでですね消防法施行規則の適用対象でないこ
	と。
2:36:28	ないことから障防法せ、施行規則、
2:36:32	または消防法施行規則と同等以上の方法により設置することができな
	いっていうことなんですけれども、これは正しい。
2:36:41	表現ですよねっていうちょっとはい確認させてください。
2:36:52	当然規制庁植原ですけれども、
2:36:56	例えば何かこう適用対象では何、ないというところに関しても例えば同
	等以上の方法により設置することが、
2:37:07	できなくはないのではないかと思っていて、
2:37:11	何か、
2:37:12	ちょっと、ちょっとこの表現ぶりについてちょっと意図をちょっと確認させ
	てください。
2:37:20	九州電力の後藤です。衛藤。
2:37:25	今回 23 条 4 項の網羅性を確保した設置、またそれと同等以上の方法
	による設置っていうところで今回基準が改正されたんですけれども、
2:37:37	新保幹細胞審査基準が改正されているんですけれども、建屋内に関し
	ましてはそもそもが 23 条 4 項の適用対象ではないっていうところまで
	は、間違いないと考えてございますで、
2:37:49	それを踏まえた後段の文章として、この記載が適切かどうかっていうの
	はちょっと、今一度、考えたいと思ってるんですけれども。
2:38:00	適用対象ではないことから、Cポツに示すような設置方法によって技術
	基準を満足させたいというふうなところでございます。以上です。
2:38:11	背景とウエハラでそうですね今おっしゃったような流れで適用対象では
	ないので、消防法施行規則またはそれと同等の方法ではなく、何か設
	計基準の方で、
2:38:22	そうですね。
2:38:24	ヘッジをされるという流れかなと思いますんではいご検討のほどよろしく
	お願いいたします。はい。私からは以上です。
2:38:36	はい。取水ピットエリアほかに規制庁側から何か確認ありますか。
2:38:45	規制庁西内です所長町田タイてもいいですか。
2:38:51	規制庁西内です。
2:38:54	取水ピット確認事項規制庁側から現時点ではよろしいですか。
2:38:58	はい。
_	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:00	はい。次の屋外
2:39:03	の場所について説明をお願いします。
2:39:07	はい。九州電力の後藤です続きまして通しページ 247 ページから両括
	弧 2 ということで、
2:39:15	海水トレンチエリアのうちトレンチ外のエリアについてご説明を記載して
	ございます。
2:39:20	こちらのエリアに関しましては通しページ次のページですね 248 ペー
	ジ、49 ページに、まずエリアの範囲をご指名、お示ししております。衛藤
	先ほどご説明した取水ピットエリアの隣に、
2:39:34	位置する建屋外のエリアになってございまして、1152とともにですね、
	海水ストレーナーがSA施設として設置されているエリアになってござい
	ます。
2:39:44	で、こちらにおける感知火災感知器の設置方法であり、に関してです
	が、こちらに関しましても先ほどの取水ピットエリアと同様にですね、
2:39:55	防爆型の熱感知器と防爆型の検知装置を設置、機器に対して設置して
	いるような箇所になってございまして、っちいの配置換え等、通しページ
	252 ページに記載してございます。
2:40:11	7-4-14 図が、1 号機側のトレンチエリアにおける火災感知器の設置
	方法ですが、0 すみませんちょっとわかりづらいかもしれませんが
2:40:22	エリア中央に丸で記載しているものが、海水ストレーナをお示ししており
	ます。これらに対して防爆型の熱感知器と防爆型の炎感知器を設置す
	るような設計となってございます。
2:40:34	以上です。
2:40:37	はい。規制庁西内です。衛藤ササキ新居ですけど、ちょっと今後説明い
	ただくにあたって先ほどお伝えしたのは下限があるかないかの情報は
	そちらから説明を口頭でいいのでいただいてもいいですか。
2:40:49	毎回同じことを確認することになるので、
2:40:52	申し訳ありません。こちらのエリアに関しましても派遣はないエリアにな
	ってございます。以上です。はい、わかりましただから 252 ページの通り
	防護すべき設備を対象に、
2:41:04	監視するように配置してますってそういう理解でいいんですね。
2:41:08	はい、ご認識の通りでございます。はい。規制庁西内ですわかりました
	私から特段このエリア確認事項ありませんけど規制庁側から何かあり
	ますか。
2:41:17	よろしいですか。はい、じゃあ次のイデは続けてお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

T-	
2:41:22	はい。九州電力の後藤です。続きまして通しページ 253 ページから、両
	括弧3ということで、大容量空冷式発電機エリアをお示ししてございま
	す。
2:41:32	7-4-16 図にお示しして 1 ページ 254 ページの 7-4 の、
2:41:40	16 中にお示ししております通り、大容量空冷式発電機と、それに付随す
	る燃料タンクと
2:41:50	永久ポンプが設置されているエリアになりまして、今しがた申し上げたも
	のはSA施設として対象となってございます。それら以外に波源となりう
	る設備はございません。
2:42:02	火災感知器の設置方法に関してですがこちらもこれまでご説明した取
	水ピットエリア等と同様に、防爆型の熱感知器と防爆型の炎検知装置
	を、機器を対象として設置しているエリアとなってございまして、
2:42:16	配置が通しページ 257 ページに、7-4-18 図 7-4-19 図ということで
	記載してございます。で、大容量空冷式発電機、
2:42:28	燃料タンクと給油ポンプに対してそれぞれ熱間防爆型の熱感知器が配
	備されておりまして、1 号機側で言えば、大容量空冷式発電機の上部
	側に防爆型の方の感知器をそれぞれ蓋
2:42:42	ふうに設置して、各々の機器を監視している設計になってございます。
2:42:48	ご説明以上になります。
2:42:51	はい。規制庁西内です。ただこのエリアは、ちょっとエリア状況がよく私
	理解ができなくてですね。
2:42:59	257ページの方でいいんですけど、
2:43:01	1号の方で言うと、
2:43:07	発電機はこれまず屋外に野ざらしで置いてるって理解をすればいいん
	でしたっけ。
2:43:13	はい、ご認識の九州電カゴトウですご認識の通りでございます。このEL
	のところに野ざらしで置いてあってで、この熱感知器はどういうふうにこ
	れ設置してるんですか。
2:43:26	九州電力の後藤です。大容量空冷式発電機ですね野ざらしの状態では
	あるんですけれどもその何ていうんですかね、耐震補強体の中に発電
	機自体が入ってございまして、
2:43:38	その筐体の内部に防爆型の熱感知器が設置された状態になってござ
	います。
2:43:44	規制庁西内ですナカノ野ざらしじゃないってことですね筐体に入ってると
	いうことですね。そうですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

<ul> <li>2:43:53 大容量空冷式発電機っていうそのSA施設としては筐体も含めて、施設登録をしているので、本当そう難しいですけど発電者の中の何か本当に燃えるというふうなことが考えられる。</li> <li>2:44:09 発電機自体は筐体に守られている形になってございます。最初の説明の正確性も含めて理解できましたので、</li> <li>2:44:18 そうしたときに、まずこの炎感知器と熱感知器なんですけどこの感知器ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。</li> <li>2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だけであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前たといるまりイメージになるんですかね。</li> <li>2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。</li> <li>2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見ているような配置になってございます。</li> </ul>
に燃えるというふうなことが考えられる。  2:44:09 発電機自体は筐体に守られている形になってございます。最初の説明の正確性も含めて理解できましたので、  2:44:18 そうしたときに、まずこの炎感知器と熱感知器なんですけどこの感知器ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。  2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だけであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た  2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。  2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
<ul> <li>2:44:09 発電機自体は筐体に守られている形になってございます。最初の説明の正確性も含めて理解できましたので、</li> <li>2:44:18 そうしたときに、まずこの炎感知器と熱感知器なんですけどこの感知器ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。</li> <li>2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だけであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。</li> <li>2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見</li> </ul>
の正確性も含めて理解できましたので、 2:44:18 そうしたときに、まずこの炎感知器と熱感知器なんですけどこの感知器 ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。 2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だ けであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た 2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。 2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
<ul> <li>2:44:18 そうしたときに、まずこの炎感知器と熱感知器なんですけどこの感知器 ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。</li> <li>2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だけであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た</li> <li>2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。</li> <li>2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見</li> </ul>
ワダ筐体を監視するようなイメージになるんですね。  2:44:30 はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございます。ちょっと配置だけであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た  2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。  2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
けであまりイメージができなかったんですけど、これ発電機前た 2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。 2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
2:44:40 この炎感知器で監視できてるイメージになるんですかね。 2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
2:44:46 発電機前たというよりも発電聞いが内包されている箇所を重点的に見
ているような配置になってございます。
2:44:59 ちょっと質問を変えると、基本設計方針に沿った確認をしたいと思ってし
ますと。
2:45:05 基本設計方針では設備とあとは8下限を網羅して、監視できるようにし
てるわけですよね。
2:45:15 網羅してって言ってましたっけ。基本設計方針でまずなんて書いてまし
たつけ。
2:45:21 益金適正防止が今、5ページの 234ページにございます。衛藤。
2:45:31 なるほど有効に監視することが可能なっていう言い方をしてるってことで
すね。だからこの設備を対象に有効に監視しようとしてるってそういうこ
とですね。
2:45:41 はい、ご認識の通りでございます。なるほど踏まえ、
2:45:45 空冷式発電機の配置等感知器設計を見ると、
2:45:52 設備。
2:45:56 8 下限部分っていうんですかね。
2:45:59 設備の中でその燃える分燃え得る部分を有効監視ねらって監視してま
すってそういう説明ですか。
2:46:07 はい、ご認識の通りでございます。発電機、
2:46:11 空冷式の発電機って発電機部分以外の附属設備とかもありますけどそ
こは監視しなくてもいいよって思えないからってそういうことですか。
2:46:25 ちょっと具体的にお願いしたいのが、さっきのトレンチとかアノ会。
2:46:31 取水ピットとか要はもうポンプが置いてある場所って、その本報の周辺
をもうねらって置いてるじゃないですか。だからすごい明確でわかりやす
いんですよね。守んなきゃいけない設備を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1.40.42	2:46:42	がっつり監視してるなっていうのがすごいわかるので、見やすいんです
をどう、どうそれがどういうふうに有効だと思っているのかって説明をまずして欲しいんですけど。  2:47:02 九州電力の後藤ですこれまでの取水ピットとは異なって、 2:47:07 この大容量空冷式発電機エリアについては、機器の一部を監視するような形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。  2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。  2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255ページの設置方法のところ、  2:47:36 文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。  2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、 2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:21 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:43 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	2.40.42	
## 2:46:57 まず確認検討がわかりご理解いただけますかね。  2:47:02 九州電力の後藤ですこれまでの取水ピットとは異なって、 2:47:07 この大容量空冷式発電機エリアについては、機器の一部を監視するような形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。  2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。  2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 2:55ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。  2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:42 その上で、  2:48:44 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		
<ul> <li>2:46:57 まず確認検討がわかりご理解いただけますかね。</li> <li>2:47:02 九州電力の後藤ですこれまでの取水ピットとは異なって、</li> <li>2:47:07 この大容量空冷式発電機エリアについては、機器の一部を監視するような形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。</li> <li>2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。</li> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればこごで文章 中間として欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。こで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:21 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:43 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>		
<ul> <li>2:47:02 九州電力の後藤ですこれまでの取水ビットとは異なって、</li> <li>2:47:07 この大容量空冷式発電機エリアについては、機器の一部を監視するような形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。</li> <li>2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。</li> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 2:55 ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、名納に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:21 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:43 をの上で、</li> <li>2:48:44 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:46:57	
<ul> <li>2:47:07 この大容量空冷式発電機エリアについては、機器の一部を監視するような形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。</li> <li>2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。</li> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、名がに監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:21 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:43 その上で、</li> <li>2:48:44 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>		
<ul> <li>うな形で、配置をしているためそれが今基本設計方針に書いている。</li> <li>2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。</li> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255 ページの設置方法のところ、         文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。     </li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:21 はい。丸州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:43 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2117102	
<ul> <li>2:47:18 当社の設計と合致しているかっていうご説明がちょっとできるように、説明内容を今後ちょっと充実したいと思います。</li> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:21 はい。丸州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:43 その上で、</li> <li>2:48:44 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:47:07	
明内容を今後ちょっと充実したいと思います。  2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255ページの設置方法のところ、  2:47:36 文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。  2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、  2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:21 はい。丸州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:42 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	0.47.10	
<ul> <li>2:47:27 はい。規制庁西内ですそうですね図面上はまずこれである程度理解ができるので 255 ページの設置方法のところ、文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:09 右効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:20 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:47:18	
できるので 255 ページの設置方法のところ、 文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。  2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:46 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	0.47.07	
<ul> <li>2:47:36 文章で書いてもらってますけど、これ先ほどまでの取水ピットとかと同様ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまずそもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。</li> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:47:27	
ですけど、まずはこの熱感知器とこの検知装置のところでは下限がまず そもそもないんであればここで文章上明記して欲しいんですよね。  2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかってい うのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機 器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、  2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護 上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置 いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそ のハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:46 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなく て、		
### 2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。  ### 2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、  ### 2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  ### 2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  ### 2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  ### 2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  ### 2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  ### 2:48:44 その上で、  ### 2:48:45 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	2:47:36	
<ul> <li>2:47:52 だから結果的に今回はどういうふうに具体的に設置しているのかっていうのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>		
<ul> <li>うのをここでちゃんと書いて欲しいと思ってますと。</li> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>		
<ul> <li>2:47:59 ここで要はは下限がなくてあとは結果的にここは火災防護上重要な機器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、</li> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:47:52	
器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、 2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護 上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解 をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置 いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそ のハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解を したのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:46 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなく て、		
<ul> <li>2:48:09 有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを</li> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:45 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:47:59	
上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:46 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		器もないですよね、SA施設だけだと思うので、清施設、
をしました。その上で、SAを  2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:44 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	2:48:09	有効に監視することが可能な場所に設置しています。なお、火災防護
<ul> <li>2:48:20 このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。</li> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>		上重要な機器とは下限はありませんっていうのがまずファクトだと理解
いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。  2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。  2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、  2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。  2:48:46 その上で、  2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		をしました。その上で、SAを
<ul> <li>2:48:29 はい。九州電力の五島です。了解いたしました。</li> <li>2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、</li> <li>2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。</li> <li>2:48:46 その上で、</li> <li>2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、</li> </ul>	2:48:20	このSAの設備、施設を有効に監視するためにどういう考え方でこう置
2:48:32 はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそのハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解をしたのでちょっとそれを明確に書いて、 2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。 2:48:46 その上で、 2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		いてますっていうのがわかるように書いてもらってもいいですか。
のハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解を したのでちょっとそれを明確に書いて、 2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。 2:48:46 その上で、 2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなく て、	2:48:29	はい。九州電力の五島です。了解いたしました。
したのでちょっとそれを明確に書いて、 2:48:42 それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。 2:48:46 その上で、 2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、	2:48:32	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。発電機部分は何となくそ
2:48:42それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。2:48:46その上で、2:48:47タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		のハッカーしそうな部分をねらってるんだろうなってそういうことで理解を
2:48:46       その上で、         2:48:47       タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなくて、		したのでちょっとそれを明確に書いて、
2:48:47 タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなく て、	2:48:42	それそれで説明が足りてるので明確に書いてくださいと。
て、	2:48:46	その上で、
	2:48:47	タンクとポンプの方はこれちょっとまたすいません構造がよくわからなく
2:48:52 これは、		て、
	2:48:52	これは、
2:48:55 天井部分が空いているような区域、何か積みたいなようなものがあるん	2:48:55	天井部分が空いているような区域、何か積みたいなようなものがあるん
ですかね。		ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:04	これ部屋ですかこれは。
2:49:07	九州電力の古藤です今、図面上あるのはこれはこれは積になります。
2:49:13	わかりました。ちょっとまずポンプの方はあれなんですけど、多分ポンプ
	油とかが、
2:49:19	漏れないように堰を設けてるってそういうイメージですかねこれは、
2:49:24	はい、ご認識の通りでございます。もう同様の理由になります。わかりま
	したタンク側はちょっと確認したいのがこれ地中タンクですか、地下タン
	クですかね。
2:49:34	こちら九州電カゴトウですか地上になるほど、
2:49:40	あ、わかりました。
2:49:43	ちょっとさっきと同じ確認ですけど、ポンプの方の熱感知器はこれは何
	かまたケーシングに入ってるそのケーシングの中に置いてるってそうい
	うことですか。
2:49:58	九州電力の事ですいませんちょっと確認をしてからご回答させていただ
	きたいので、先ほどの発電機自体の説明、
2:50:09	際に、ポンプとタンクへの設置方法についてもご説明させていただいて
	もよろしいでしょうか。はい規制庁西内ですお願いします。タンクも同じ
	話で、
2:50:20	ちょっとまずそうですねここの部分は、
2:50:23	本来であれば取水ピットとかも同じなんですけど取水ピットとか割と明確
	なので、ここの部分はちょっと
2:50:29	この区域の状況がよくこの平面図だけだとわかりづらいので、多分舘野
	情報があれば、より明確かなと思いました。
2:50:38	次に聞こうと思ってたのがそのポンプのタンクがあってこれ炎感知器で
	感知できてますかっていう質問だったんですけど、多分さっきの積って
	いう状況を踏まえると、多分直接この感知器でちゃんと感知できてるっ
	てそういう古藤ですかね。
2:50:53	はい。九州電力後藤です炎感知器については直接機器をミイれてるよ
	うに見える設置になってございまして、積が邪魔になってるようなことは
	ございません。以上です。規制庁西内ですそういう状況がわかるように
	ちょっと記載図面、断面図なのか横から見た図って言えばいい。
2:51:13	かねそういうものをちょっと追加いただければより明確かなと感じまし
	た。お願いしてもいいですか。
2:51:19	はい。九州電力の後藤です断面図縦断面をお示しすることで理解がや
	すいような資料構成にさせていただきたいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:30	はい。縦断面か後は他2、
2:51:35	何て言うんですか附属設備とかがないのは何かポンチ絵みたいなもの
	でも結構ですしお示しの仕方おまかせしますけども、ちょっとその縦のイ
	メージがわかるようなものはちょっと追加をいただかないとちょっと何と
	ŧ
2:51:45	これだけだと確認ができないので資料の充実をお願いします。
2:51:50	はい、江藤久世式の発電経理は私は以上です他に規制庁が何かあり
	ますか。
2:51:55	よろしいですか。はい。
2:52:00	はい。規制庁江原です。
2:52:02	ちょっと大容量発空冷式発電機についてちょっと炎感知器で、炎検知装
	置でちょっとちゃんと見えるのかという観点でちょっと、
2:52:13	確認させていただきたいんですけれども。
2:52:16	先ほどのお話だとこの発電機が何か筐体に入っているというような話だ
	ったんですけれどもアノ炎検知装置で、
2:52:25	この発電機で発生したのが何か筐体にこう遮られる形になっなるような
	ことはないですよねっていうのをちょっとはい確認させてください。
2:52:41	はい九州電力の後藤です。今日、発電キー自体筐体に入ってございま
	すので中で火災が発生し始めた際には、
2:52:51	直接訪問を監視するっていうのは、
2:52:56	火災発生直後にっていうのは難しいかと思うんですけれども、その火災
	の進展に伴って火災の方による感知が可能になると考えてございま
	す。以上です。
2:53:07	はい。規制庁江原ですそうですね徐々に拡大していったら徐々に炎が
	見えてきてっていうので確認できるということではい。理解いたしまし
	<i>t</i> =。
2:53:19	はい。あと若干私のちょっと感想なんですけれども、こういう屋外だとむ
	しろその3オク、熱サーモカメラとかの方が、
2:53:27	いいんじゃないかなと思うところもあったんですねその熱が滞留する場
	所がちょっと特定しにくいっていうのもあってちょっとサーモカメラはどう
	かなと思ってたんですけれども発電機に関しては、何か筐体に囲まれて
	いてそこの中で高熱が滞留すると。
2:53:43	いうことでしたら何か今のこの下の二つを置いているのでも、この中で
	要は熱が滞留するという、
2:53:50	ことかなと思いましたので何か、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:52	はい。要するにこの筐体の中で熱が滞留してちゃんと検知してくれると
	いうことでよろしいですよねっていうちょっと確認です。
2:54:02	はい九州電力の後藤です発電キーにつけてる熱感知器につきましては
	筐体の中で熱が滞留することが確認考えられますので、
2:54:13	この防爆型の熱感知器によって有効に監視が可能と考えております。
	以上です。
2:54:20	はい規制庁ウエハラですはい理解できました。はい私からは以上です。
2:54:27	はい、規制庁西内です他に発電経理は何かありますかよろしいです
	か。
2:54:33	はい、じゃあ次のエリアを続けてお願いします。
2:54:38	はい。九州電力の後藤です。続きまして通しページ 258 ページから、両
	括弧の 4 ということで屋外タンクエリアについて御説明記載してござい
	ます。
2:54:48	こちらのエリアは、
2:54:51	通しページ 259 ページに記載しております第 7-4-20、図のように、タ
	ンクが
2:55:01	複数行設置されたエリアになってございまして、7-4-6 表にお示ししま
	す通り、安全停止に必要な機器等として、電動弁。
2:55:12	が、2 台とあと衛生施設として、燃料取替用水タンク、燃料取替用水タン
	クの水、復水タンクと復水タンク水が設置されたエリアになってございま
	す。
2:55:23	江藤設備の設置状況としましては2号機も似通った設置状況となって
	ございます。で、こちらのエリアに関しましては、タンクの周辺に、盤がご
	ざいましてその場については8下限として、
2:55:37	監視すべき対象として考えてございます。
2:55:42	このエリアにおける火災感知器の設置方法に関しまして通しページ 261
	ページ以降でご説明してございます。
2:55:50	設置する感知器につきましてはこれまでと、これまで取水ピット等と同様
	に、非アナログ式の防爆型の熱感知器と、非アナログ式の防爆型の炎
	検知装置を設置することとしてございます。
2:56:03	で、実際の感知器の設置方法に関しましては、1 ページ 263 ページの 7
	ー4ー23 図 24 図に記載してございます。
2:56:15	23 図を用いてご説明しますと、復水宅右下に書いております復水タンク
	の周辺に電動弁が、まず2台ございます。これらを監視するように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:26		
2:56:42 こちらを監視するような形で炎感知装置と防爆型の熱感知装置をつけてございます。 2:56:48 で、 2:56:50 上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関しましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、 2:57:02 このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:28 はい。規制庁西内です。 2:57:29 はい。規制庁西内です。 2:57:30 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:01 介番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:56:26	炎感知器、この検知装置と、防護サトウの熱感知器を設置してございま
2:56:42 こちらを監視するような形で炎感知装置と防爆型の熱感知装置をつけてございます。 2:56:48 で、 2:56:50 上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関しましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、 2:57:02 このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちよっともう1回、この図上で、 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1VOW316と313っていう、 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん		す。また、復水タンクで言えば、右上辺りに制御盤四角で囲っています、
2:56:48 で、 2:56:50 上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関しましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:26 はい、規制庁西内です。 2:57:27 はい、規制庁西内です。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。		こちらが制御盤版になってございまして、
2:56:48 で、 2:56:50 上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関しましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:12 はい。規制庁西内です。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 表初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:59 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。。	2:56:42	こちらを監視するような形で炎感知装置と防爆型の熱感知装置をつけ
2:56:50 上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関しましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。		てございます。
ましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置してございまして、 2:57:02 このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:01 対のW316と313っていう、 2:58:11 用番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:56:48	で、
してございまして、 2:57:02 このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2 号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:56:50	上三つ並んでいる、真ん中のタンクですね、燃料取替用水タンクに関し
2:57:02 このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばないような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。		ましても、周辺の盤を監視するように、この感知装置と熱感知器を設置
ような配置となってございます。 2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。 2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。 2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。		してございまして、
<ul> <li>2:57:11 2号機についても同様の配置となってございます。</li> <li>2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。</li> <li>2:57:26 はい。規制庁西内です。</li> <li>2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。</li> <li>2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。</li> <li>2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、</li> <li>2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、</li> <li>2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。</li> <li>2:57:59 九州電力の事でちょっと、</li> <li>2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、</li> <li>2:58:01 けいのW316と313っていう、</li> <li>2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。</li> <li>2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。</li> <li>2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。</li> <li>2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。</li> <li>2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん</li> </ul>	2:57:02	このオノ、発火原因と考えております坂からタンクへの影響が及ばない
<ul> <li>2:57:15 屋外タンクエリアについてご説明以上になります。</li> <li>2:57:22 はい。規制庁西内です。</li> <li>2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。</li> <li>2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。</li> <li>2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、</li> <li>2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、</li> <li>2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。</li> <li>2:57:59 九州電力の事でちょっと、資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、</li> <li>2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、</li> <li>2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。</li> <li>2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。</li> <li>2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。</li> <li>2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。</li> <li>2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん</li> </ul>		ような配置となってございます。
2:57:22 はい。規制庁西内です。 2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。 2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:59	2:57:11	2 号機についても同様の配置となってございます。
2:57:26 ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しのタンクって思っていいんですよね。  2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。  2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、  2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、  2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。  2:57:59 九州電力の事でちょっと、  2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、  2:58:07 1V0W316と313っていう、  2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。  2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。  2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:57:15	屋外タンクエリアについてご説明以上になります。
タンクって思っていいんですよね。  2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。 具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。  2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、  2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、  2:57:59 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。  2:57:59 九州電力の事でちょっと、  2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、  2:58:07 1V0W316と313っていう、  2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。  2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。  2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。  2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:57:22	はい。規制庁西内です。
2:57:33 はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。 具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。 2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316 と 313 っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:57:26	ありがとうございます。まず、このタンクって普通に地上部にむき出しの
具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねらって置いてるってのは理解できたんですけど。  2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、  2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、  2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。  2:57:59 九州電力の事でちょっと、  2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、  2:58:07 1V0W316 と 313 っていう、  2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。  2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。  2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。  2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。  2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん		タンクって思っていいんですよね。
2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1 回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316 と 313 っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。	2:57:33	はい。地上にむき出しの関係になってございます。はい、わかりました。
2:57:45 最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、 2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316 と 313 っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん		具体的な火災感知器の配置ですけど周辺の坂と鹿野は加減がをねら
2:57:49 復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう1 回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316と313っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。		って置いてるってのは理解できたんですけど。
回、この図上で、 2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1VOW316と313っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:57:45	最初に冒頭お話いただいた復水タンクに、
2:57:55 電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。 2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316と313っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 3:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:57:49	復水タンクの電動弁をねらって置いてるっていう部分だけちょっともう 1
2:57:59 九州電力の事でちょっと、 2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316と313っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 す。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん		回、この図上で、
2:58:01 資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、 2:58:07 1V0W316と313っていう、 2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。 2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。  2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:57:55	電動弁をまた図示されてないと思っていいんですよね。
<ul> <li>2:58:07 1V0W316と313っていう、</li> <li>2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。</li> <li>2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。</li> <li>2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。</li> <li>2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。</li> <li>2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん</li> </ul>	2:57:59	九州電力の事でちょっと、
<ul> <li>2:58:11 弁番号が書かれた四角枠があると。</li> <li>2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。</li> <li>2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。</li> <li>2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。</li> <li>2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん</li> </ul>	2:58:01	資料が小さくて恐縮なんですけれども、復水タンクの左上に、
2:58:14 思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。 2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 3:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:58:07	1V0W316と313っていう、
2:58:18 この四角枠が店頭便ですか。 2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:58:11	弁番号が書かれた四角枠があると。
<ul><li>2:58:22 そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といいますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。</li><li>2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん</li></ul>	2:58:14	思うんですけれども、ご確認できますでしょうか。
ますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございます。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:58:18	この四角枠が店頭便ですか。
す。 2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん	2:58:22	そうですね左上の四角枠は電動弁になってございます。右、右上といい
2:58:33 規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん		ますか、右どなりぐらいにある、四角枠は番の記載になってございま
		す。
ですけど、ちょっと事情でも何を指してるかわかるようにちょっと明確に	2:58:33	規制庁の鈴木ですわかりました。文章上でほぼ直していただくと思うん
		ですけど、ちょっと事情でも何を指してるかわかるようにちょっと明確に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:43	確かに一部って書いてるから弁ってそういうことですかなるほど、わかり 
	ました。
2:58:48	この電動弁って、タンクと直接繋がって、
2:58:51	まずよね、配管とかはこれ図示されてないってそう思えばいいんでした
	っけ。
2:58:55	ご認識の通りですね。はい配管介してタンクと繋がってましてちょっと配
	管までは、図面上には落とし込んでないっていうところが実情になりま
	す。規制庁西内ですわかります。
2:59:07	とりあえず状況はわかりました。その上で、さっきの笠伊井、復水タンク
	とか防護しなきゃいけない設備だと思うんですけど、
2:59:17	その上で電動弁部分だけを監視しているのは、いわゆる火災が発生し
	て機能喪失しそうな部分をねらって監視してますとそういう理解ですか。
2:59:27	認識の通りでしてまた、タンク自体が燃え始めるっていうことはないと考
	えてございます。その上で周りにある電動弁は電動弁自体が燃えること
	も考えられますので、それ自体をねらうとともに、
2:59:40	タンク自体にも近いですので、タンクへの影響がない。
2:59:44	前にミイ河西が感じできるような配置を考えてございます。
2:59:53	以上になります。
2:59:57	はい。
2:59:58	一番最後にご説明いただいたのがよくわかんなくて、
3:00:02	タンクに影響が及ぶ前に感知できるような設計を考えてますってのはど
	ういう説明でしたっけ。
3:00:08	そんなことが感知で達成できるんでしたっけ。
3:00:12	九州電力の後藤ですちょっと言葉がよくなかったです。
3:00:17	火災が発生し始めて、いや違うな。
3:00:24	だから単純に発火しそうな部分をねらってそれだけじゃないんですか
	ね。そうですね。ちょっと変な言い回しにしてしまったんですけれども、
3:00:36	通路ん、そうですね。発火しそうな場所をねらってるっていうふうになり
	ますはい。失礼しました。
3:00:43	はい。もし、今ちょっと説明し足りてない部分があって、
3:00:47	そういう観点でっていうのがもしあるのであれば先ほど言ったお伝えし
	たような場所に何か文章でちゃんと明確に記載しておいていただけれ
	ば、確認ができると思いますのでお願いします。
3:00:59	等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:00	なので、タンク自身、タンク全周にわたって何か監視するような感知器
	設計はしてないってそういうことですね。
3:01:07	わかりました後ちょっとこの図面上で何か。
3:01:12	ドアみたいな、そのマークが各タンクに 1 個二つくらいついてると思うん
	ですけどこれあれですかね、開口部って思えばいいんですかねそのあ
	けなマンホール的な。
3:01:22	何か中を点検する時に開けるようなものと思えばいいんですかね。
3:01:26	九州電力の後藤ですご認識の通りで、点検等に用いる際のマンホール
	が記載されているものになります。
3:01:34	マンホールの開閉のなんつうかね、範囲を記載したものになります。以
	上です。はい。規制庁西内です理解でいきますと、
3:01:44	わかりました。
3:01:47	ここもちょっと同じですけど縦縦の情報をちょっとわかるように記載をい
	ただければと思います。多分あれですねこれまた周辺は積みたいなイメ
	<b>一ジになるんですよね。</b>
3:01:59	九州電力の後藤ですこちらはですね積というよりも、陰に近い取水ピッ
	トエリア等に近いような形で、このタンクを囲うように壁が配置されており
	ます。
3:02:15	なるほどわかりましたあれすね竜巻防護とかそっちの関係ですかね。
3:02:20	はい九州電カゴトウさんのご認識の通りで竜巻防護の観点で壁がある
	のとあとはこのタンクヤードの上に、
3:02:29	何て言うかね、防護ネットが張られた設計になってございます。
3:02:33	はい。規制庁西内です状況理解できました。ちょっとその縦の情報もわ
	かるように、情報を追記いただければと思います。
3:02:42	衛藤規制庁側から他に屋外タンクで何か確認ありますか。
3:02:46	現時点ではよろしいですか。
3:02:48	はい。
3:02:49	じゃあ次のイデは続けてお願いします。
3:02:54	はい。九州電力の後藤です。続きまして通しページ 264 ページから、両
	括弧の 5 ということで、モニタリングポスト及びモニタリングステーション
	エリア、
3:03:04	こちら局長内を除く範囲ですね、を記載してございまして、こちら江藤都
	竹 265 ページに、衛藤伴衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:16 各々のモニタリングポストステーションの区画図を載せてございますが、 (廃曲車を囲むような形で、屋外に設定された範囲がございまして、それ ぞれの範囲内に発電機が設置されております。		
でれの範囲内に発電機が設置されております。 3:03:29 こちら、等と続く266ページ、2-7-4-8表にお示ししております通り、安全停止機器であったり、放射線物質の貯蔵閉じ込めSA機器等はございませんが、 3:03:43 この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。 3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、 3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせつちいの配置に関しまして、通しページ 269ページに配置図を記載してございます。 3:04:03 で、とせつちいの配置に関しまして、通しページ 269ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これは56 対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:03 たれは56 対象施設ではないっていう整理でしたのけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:03:16	各々のモニタリングポストステーションの区画図を載せてございますが、
3:03:29 こちら、等と続く266ページ、2-7-4-8表にお示ししております通り、安全停止機器であったり、放射線物質の貯蔵閉じ込めSA機器等はございませんが、 3:03:43 この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。 3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269ページに配置図を記載してございます。 3:04:01 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、3:04:21 オノの 3:04:21 オノの 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。3:04:40 説明以上になります。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		僥曲車を囲むような形で、屋外に設定された範囲がございまして、それ
安全停止機器であったり、放射線物質の貯蔵閉じ込めSA機器等はございませんが、 3:03:43 この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。 3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267 ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、 3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:01 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:49 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:03 たれはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		ぞれの範囲内に発電機が設置されております。
ざいませんが、 3:03:43 この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。 3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267 ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、 3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:03 たれはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:03:29	こちら、等と続く266ページ、2-7-4-8表にお示ししております通り、
3:03:43 この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。 3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267 ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、 3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型の二の検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		安全停止機器であったり、放射線物質の貯蔵閉じ込めSA機器等はご
3:03:48 で、設置する感知器につきましては、通しページ 267 ページに記載してございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。3:04:40 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、これはSA対象施設ではないっていうき理をしてるんでしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういうを理をしてるんでしたっけ。 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういうを理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		ざいませんが、
ございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、 3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:21 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:03:43	この屋外にある発電機に対して火災感知器を設置してございます。
3:03:59 非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。 3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:46 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:03:48	で、設置する感知器につきましては、通しページ 267 ページに記載して
3:04:03 で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を記載してございます。 3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		ございますが、これまで同様非アナログ式の防爆型の熱感知器と、
記載してございます。  3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、  3:04:21 オノの  3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、  3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。  3:04:40 説明以上になります。  3:04:45 規制庁西内です。  3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。  3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、  3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。  3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、  3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの  3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:03:59	非アナログ式防爆型の炎検知装置を設置してございます。
3:04:11 赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:04:03	で、とせっちいの配置に関しまして、通しページ 269 ページに配置図を
設置した感知器となってございますので、こちらではなく、 3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		記載してございます。
3:04:21 オノの 3:04:24 屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、 3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。 3:04:40 説明以上になります。 3:04:45 規制庁西内です。 3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。 3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:04:11	赤枠内に設置しております。煙感知器と熱感知器はこちら局所内にに
3:04:24   屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、  3:04:34   防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。   3:04:40   説明以上になります。   3:04:45   規制庁西内です。   3:04:49   まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。   3:04:56   何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、   3:05:03   これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。   3:05:12   九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、   3:05:24   等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの   3:05:35   モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		設置した感知器となってございますので、こちらではなく、
<ul> <li>感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、</li> <li>3:04:34 防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。</li> <li>3:04:40 説明以上になります。</li> <li>3:04:45 規制庁西内です。</li> <li>3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。</li> <li>3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、</li> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:04:21	オノの
3:04:34       防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。         3:04:40       説明以上になります。         3:04:45       規制庁西内です。         3:04:49       まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。         3:04:56       何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、         3:05:03       これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。         3:05:12       九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、         3:05:24       等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの         3:05:35       モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、	3:04:24	屋外のヤードに設置しております。は、勝発電機に対して、防爆型の炎
<ul> <li>3:04:40 説明以上になります。</li> <li>3:04:45 規制庁西内です。</li> <li>3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。</li> <li>3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、</li> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>		感知器と、ほぼ防爆型のこの検知装置と、
<ul> <li>3:04:45 規制庁西内です。</li> <li>3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。</li> <li>3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、</li> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:04:34	防爆型の熱感知器を設置した設計が当該の設計になってございます。
<ul> <li>3:04:49 まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてるんですけど。</li> <li>3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、</li> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:04:40	説明以上になります。
### 879 #### 879 ### 879 #### 879 #### 879 ### 879 ##### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 ##### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 ##### 879 ##### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 ##### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 ##### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 #### 879 ##### 879 ####### 879 ####### 879 ####### 879 ##########	3:04:45	規制庁西内です。
<ul> <li>3:04:56 何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよね。何も置いてないのにっていうところが、</li> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:04:49	まず感知器の配置は了解です。保護法は明確なのかなって気はしてる
ね。何も置いてないのにっていうところが、 3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。 3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、		んですけど。
<ul> <li>3:05:03 これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、にも該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:04:56	何かそもそもこの場所を区域設定した理由がよくわからないんですよ
<ul> <li>も該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。</li> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>		ね。何も置いてないのにっていうところが、
<ul> <li>3:05:12 九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当しておりませんで、ただこのそ、</li> <li>3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの</li> <li>3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定の仕方を、</li> </ul>	3:05:03	これはSA対象施設ではないっていう整理でしたっけ。緩和設備でも、に
りませんで、ただこのそ、 3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故 等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定 して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定 の仕方を、		も該当しないっていうそういう整理をしてるんでしたっけ。
3:05:24 等囲むエリアの中にある局舎 2 局舎の中の設備については、重大事故 等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定 して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定 の仕方を、	3:05:12	九州電力の五島です。この外にあるものに対しては、何にも該当してお
等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの 3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定 して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定 の仕方を、		りませんで、ただこのそ、
3:05:35 モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定 して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定 の仕方を、	3:05:24	等囲むエリアの中にある局舎2局舎の中の設備については、重大事故
して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定 の仕方を、		等対処施設としてエントリーされておりまして、屋外においてはこの
の仕方を、	3:05:35	モニタリングポストステーションの局舎を囲むエリアを、まず、区域設定
1 1 2 1		して、その中で、局舎内を各設定するというふうな火災区域区画の設定
3:05:47   行っております。以上になります。規制庁西内です理解できました。		の仕方を、
	3:05:47	行っております。以上になります。規制庁西内です理解できました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3.05.54 発電機がだから割と近くにあるからそこも含めてちゃんと区域管理しますってそういうことですか。局舎思う区域を区域かつ区画ってしてもいいのかなと思いましたけど。  3.06.08 側の下限というか発電機の状況も含めて周辺局舎から割と近くにあるので、発電機部分を含めて区域設定しましたってそういうイメージですかね。  3.06.20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。  3.06.34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。  3.06.44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3.07.00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3.07.01 はい。  3.07.02 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3.07.28 つか、おんなじものですかね。  3.07.33 九州電カのゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、3.07.40 A0点、失礼いたしました。  3.07.40 A0点、失礼いたしました。  3.07.44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3.08.00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3.08.11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあるかと思うんですが、		
のかなと思いましたけど。 3:06:08 側の下限というか発電機の状況も含めて周辺局舎から割と近くにあるので、発電機部分を含めて区域設定しましたってそういうイメージですかね。 3:06:20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。 3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。 3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中ブラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:06 よろしいですか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:40 高に、失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりまして。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:05:54	発電機がだから割と近くにあるからそこも含めてちゃんと区域管理しま
3:06:08 側の下限というか発電機の状況も含めて周辺局舎から割と近くにあるので、発電機部分を含めて区域設定しましたってそういうイメージですかね。  3:06:20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。  3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。  3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		すってそういうことですか。局舎思う区域を区域かつ区画ってしてもいい
ので、発電機部分を含めて区域設定しましたってそういうイメージですかね。  3:06:20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。  3:06:34 そういったき、今の管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。  3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:06 よろしいですか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:40 高に意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		のかなと思いましたけど。
かね。  3:06:20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。  3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。  3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:08 はい。  3:07:08 はい。  3:07:28 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:41 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:06:08	側の下限というか発電機の状況も含めて周辺局舎から割と近くにある
<ul> <li>3:06:20 九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うんですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。</li> <li>3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。</li> <li>3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。</li> <li>3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。</li> <li>3:07:06 よろしいですか。</li> <li>3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。</li> <li>3:07:28 つか、おんなじものですかね。</li> <li>3:07:28 つか、おんなじものですかね。</li> <li>3:07:28 つか、おんなじものですかね。</li> <li>3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、</li> <li>3:07:40 A0点、失礼いたしました。</li> <li>3:07:40 高に意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。</li> <li>3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、</li> <li>3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ</li> </ul>		ので、発電機部分を含めて区域設定しましたってそういうイメージです
ですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね除草の管理とか、江藤草ですね。  3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。  3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:06 よろしいですか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:40 石の点、失礼いたしました。  3:07:41 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		かね。
除草の管理とか、江藤草ですね。 3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。 3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングポスト及びモニタリングポストのよ、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:40 A0 点、失礼いたしました。 3:07:40 A0 点、失礼いたしました。 3:07:40 高ご意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:06:20	九州電力の五藤です。発電機が近くにあるということもあったかと思うん
3:06:34 そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございましたので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。 3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:06 よろしいですか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電カのゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		ですがあとはこの李火災区画替え等屋外に設定している範囲のですね
たので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。 3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:06 よろしいですか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングポスト及びモニタリングポストのよ、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		除草の管理とか、江藤草ですね。
3:06:44 規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:08 はい。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:06:34	そういったところの管理も含めて、やっていくっていう考えがございまし
域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみません冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		たので、そういった意味で火災区画設定したものと認識しております。
ん冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回は理解できましたありがとうございます。  3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。  3:07:06 よろしいですか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:06:44	規制庁西内ですわかりましたそういう中プラスアルファの状況含めて区
は理解できましたありがとうございます。 3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:06 よろしいですか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		域設定をしたっていうことですね、理解できました。そして若干すみませ
3:07:00 規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確認何かありますか。 3:07:08 はい。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		ん冒頭読み飛ばしてたので局舎を除く部分についての説明ですね今回
認何かありますか。  3:07:06 よろしいですか。  3:07:08 はい。  3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		は理解できましたありがとうございます。
3:07:06 よろしいですか。 3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:00	規制庁側から、このモニタリングポストステーションの区域に対しての確
3:07:08 はい。 3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		認何かありますか。
3:07:12 すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:06	よろしいですか。
ニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除くって書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:08	はい。
って書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と同じ。  3:07:28 つか、おんなじものですかね。  3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、  3:07:40 A0点、失礼いたしました。  3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。  3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、  3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:12	すいません。モニタリングポスト及びモリ、葛西さんのタカハシですねモ
同じ。 3:07:28 つか、おんなじものですかね。 3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		ニタリングポスト及びモニタリングステーションエリア、括弧局長内を除く
<ul> <li>3:07:28 つか、おんなじものですかね。</li> <li>3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、</li> <li>3:07:40 A0点、失礼いたしました。</li> <li>3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。</li> <li>3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、</li> <li>3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ</li> </ul>		って書いてあるんですが、この局長ってのは、この次のページの局舎と
<ul> <li>3:07:33 九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまって、</li> <li>3:07:40 A0点、失礼いたしました。</li> <li>3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。</li> <li>3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、</li> <li>3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ</li> </ul>		同じ。
て、 3:07:40 A0点、失礼いたしました。 3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:28	つか、おんなじものですかね。
<ul> <li>3:07:40 A0点、失礼いたしました。</li> <li>3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。</li> <li>3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、</li> <li>3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ</li> </ul>	3:07:33	九州電力のゴトウです申し訳ありません局所と局舎がまじってしまっ
<ul> <li>3:07:44 同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、すべて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。</li> <li>3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、</li> <li>3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ</li> </ul>		て、
べて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。 3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:40	A0 点、失礼いたしました。
3:08:00 葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱をつけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入ってるということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:07:44	同じ意味合いで使っておりまして局舎が正しいものになりますので、す
つけてそれを外から炎検知で、 3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入って るということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		べて局舎で統一いたします。大変失礼いたしました。
3:08:11 見るということなんですけどもこの発電キーも同じように箱の中に入って るということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ	3:08:00	葛西タカハシですわかりました。あとそうですね、発電機室内には、熱を
るということで、炎検知ではちょっと時間がかかるのではという懸念はあ		つけてそれを外から炎検知で、
	3:08:11	見るということなんですけどもこの発電キ―も同じように箱の中に入って
るかと思うんですが、		
		るかと思うんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:22	この中に、熱と煙を両方入れることってのは不可能だったんでしょうか
	ね。
3:08:36	九州電力の後藤です。
3:08:40	屋外の設計として防爆型の炎と防爆型の熱感知器で衛藤設計していく
	っていうまず基本的な設計を立てた後に、衛藤、
3:08:52	それがちゃんと適合できるかっていう観点で、各で見ていた加藤アノ、こ
	れこちらも新規性基準時に設計させていただいた内容になってございま
	して、
3:09:03	そういった観点でやっていったものと考えておりますが、防爆型の炎と
	防爆型の熱を配置することによって、十分監視できるという判断。
3:09:14	であったと考えております。
3:09:18	はい。上條です。相川伊佐タカハシですわかりました。以上です。
3:09:26	規制庁西内です。
3:09:28	若干すいません今の話を聞いていて疑問に思っちゃったんですけど。
3:09:32	若干屋外の話だという認識を持ってたんですけど、局舎内も屋外ってい
	う理解をしてるってことですか。
3:09:41	九州電力の後藤です局舎内はあくまで建屋内、建屋内の一般エリアと
	して扱っておりまして、今話をさせていただいたやつは
3:09:52	今防爆型の炎と防爆型の熱で、屋外にある発電機を監視しているんだ
	けれども、
3:10:01	発電機を囲っているケーシングの中に、熱等を煙とつける設計では駄
	目だったのかっていうふうなご指摘だったコメントだったのかというふう
	に認識しております。
3:10:12	規制庁西内です。わかりました。その上で、ごめんなさいちょっともう 1
	回、これ凡例の確認なんですけど、局舎内にこれ2種類あるって理解
	でいいんでしたっけ。
3:10:23	はい。九州電力の後藤です局舎内にですね、四角囲みでSと書かれた
	ものが一つ、1 二つございますんで、
3:10:33	藤蒲鉾みたいな形のものが、
3:10:37	二つございましてそれぞれ、アナログ型の煙感知器とアナログ型の熱
	感知器示してございますで、すいません判例上と書かれてない、かまぼ
	こ型のものが凡例から抜けております。申し訳ございませんこちら。
3:10:52	アナログ式の熱感知器示してございますのでこれについて凡例に追加
	させていただきます。今しがた述べました通り局舎内には煙と熱で異な

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	る 2 種類によって監視している状況にございます。はい。以上でござい
	ます理解できました。大丈夫です。
3:11:07	他に何か本部分で何かありますかよろしいですか。
3:11:11	はい。
3:11:12	すいません次の(6)のエリアですかね。お願いします。これはどこかは
	い、そうですね一通り説明だけ簡単にいただければと思いますお願いし
	ます。
3:11:23	はい。九州電力の後藤です。270ページから、ディーゼル発電機燃料輸
	送輸送エリア、燃料貯蔵タンクエリアと緊急時対策所様。
3:11:34	発電機車用燃料いう貯蔵タンク室を設計記載してございます。いずれの
	エリアもですね、地下に燃料タンクを埋設したエリアとなってございまし
	て、
3:11:45	それぞれの燃料タンクであったり、燃料タンクが安全停止機器であった
	りSA施設に該当してございます。
3:11:52	設計として、火災感知器の設計としましては、いずれも同じ設計になり
	ますので燃料貯蔵タンクを例にご説明させていただきたいと考えます。
3:12:06	すいません。その前にエリアの配置状況については、ページ 271 ペー
	ジ 272 ページに記載しております。7-4-28 図から 30 図まででお示し
	しているところでございます。
3:12:21	で、続く内 273 ページに、設備の設置状況載せてございまして先ほど申
	し上げました通り、各々のタンクが安全停止期間もしくは衛生施設に該
	当しているものになってございます。
3:12:35	で、
3:12:36	通しページ 276 ページに火災感知器の設置方法を記載してございま
	す。
3:12:43	これらのタンクに設置する感知器につきましては、燃料柚木間による可
	燃性気体の発生の可能性考慮しまして、非アナログ式の防爆型の煙感
	知器と、
3:12:55	非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計としてございます。
	で、これまでの設計と違いまして、防爆型の炎検知装置がなく、煙感知
	器を設置している理由に関しまして、
3:13:08	これらのエリアはですね地下タンク内の火災によって生じる煙を感知可
	能な外部マンホールの中にですね、非アナログ式の防爆型の煙感知器
	を設置する設計としてございます。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:20	加えて、地下タンク内の火災によって生じる温度の上昇感知可能な内
	部マンホールの中に、非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設
	計としてございまして、
3:13:30	それぞれのタンクに応じ置いてそれらの場所に煙感知器た防爆型の煙
	感知器と防爆型の熱感知器をは設置する設計としてございます。
3:13:43	近田がええと、燃料タンクの御説明については以上になります。
3:13:51	はい、規制庁西内です。
3:13:55	これも多分さっきまでと一緒で、何か縦か横がわかるようにちょっと書い
	てもらってもいいですか何か、ごめんなさい
3:14:02	7-4-34 図の燃料貯蔵タンクでいうと、これは平面図、
3:14:11	このあれですね九州電力丸い部分って、マンホールですよね。
3:14:15	認識の通り、マンホール、上から見た平面図になってございまして丸い
	部分はマンホールになっております。そうですよね
3:14:25	7-4-35 図は、これは平面図で、かつちょっとチカチカ部分の平面図を
	切り取っているんですかね。
3:14:34	区から、その右上の方で出てくるイメージ、これは多分供給ラインなの
	かなと思いますけど、
3:14:45	この平面図でいいんですよね。
3:14:48	すべて平面図になってございます。で、年でその35分がど、どこの断面
	を切り取ったものか。
3:14:59	と申し上げますと、
3:15:02	一応マンホールる一と上部にマンホールがございまして、マンホールの
	部分が見えておりますので、
3:15:09	Aは、
3:15:12	タンクの中を切っているわけではないんですけれども、
3:15:16	統一、
3:15:19	上から見たとも言えないので、タンクのマンホールの場所等がわかるよ
	うに、断面を切った平面図になってございます。
3:15:29	はい。ちょっと、
3:15:32	何となく想像はつくものの、
3:15:35	これだけ示されるとなかなかわかりづらいところがあるので、ちょっとこ
	れも同じですね縦の状況と横の状況がわかるようにちょっと図面は拡充
	いただいてもいいですか。
3:15:46	はい九州電力五島です。感知器の配置状況わかるように、伊達横尾、
	図面を充実させていただきます。以上です。
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:56	はい。規制庁西内です。その上で、
3:16:00	こっちが埋設だと思うんですけど、
3:16:05	パンクと、地下に埋設してたんピットみたいなこの構造物の間は空間で
	すか。
3:16:15	九州電力の後藤です。衛藤タンクとそのタンクを囲う枠組みの中はです
	ね乾燥乾燥図等が充填されている設計になってございます。
3:16:26	わかりました。だから充填されている空間じゃないっていうことですね、
	されてるそうですね、その空間にはなってございません。わかります。ち
	ょっとそういうのがわかるように記載いただいてもいいですか何か部屋
	のように見えると何でそこを置かないのっていう感じにしかならないの
	で、
3:16:40	はい、了解いたしました。図面、充実化させる際に、注意いたします。以
	上です。なので基本的に多分どのタンクも同じですよね。タンクの周りは
	もう充填剤充填剤なのかな、充填剤だったかなちょっと、
3:16:54	何で充填してるかちょっと僕も失礼しました全部乾燥材なんでしたっけ。
	そういうもので充填されていて、要はスペースはないっていうふうに理解
	をしてるんですけど合ってますかね。
3:17:05	九州電力の後藤です基本的な感想づらだったと思ってるんですけども
	事実確認した後、図面に反映して、
3:17:15	薄空間ではなく、充填、何かしらが充填されているということをお示しで
	きるようにいたします。
3:17:23	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
3:17:27	ここはちょっとまずその図面を出してもらってその上での確認ですかね。
	はい。
3:17:32	規制庁側から何か現時点でありますか。
3:17:35	よろしいですか。はい。
3:17:42	はい規制庁ウエハラですけれども。
3:17:44	ちょっと
3:17:46	若干初歩的な確認でですね 279 ページですね。
3:17:51	279 の、
3:17:54	この燃料、燃料湯貯蔵タンク室なんですけれども何か、ちょっと図を見
	る感じこれなんか建屋内のような気もするんですけどこれは建屋外って
	いう整理でよろしいですよね。
3:18:17	九州電力の五島です。こちらですね緊急時対策所の建屋の中にはなる
	んですけれども、火災区域の設定と、
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:28	つきましては屋外という設定をさせていただいているエリアになります。
3:18:36	はい。となると消防法施行規則の適用対象外という、
3:18:44	ことということでよろしいですよねっていう確認ですねはい。
3:18:48	はい、ご認識の通りでございます。はい。はい、規制庁ウエハラですは
	い理解いたしました。私からは以上です。
3:18:58	先にすいません規制庁西内ですけど、館野状況を、がわかるときに、タ
	ンク部分だけじゃなくてそのタンク上部のそのマンホールという法令上
	の状況がわかるように記載をお願いしてもいいですか。
3:19:11	はい。九州電力の後藤です。了解いたしました。はい。よろしくお願いし
	ます。
3:19:18	加西市の高橋です。
3:19:22	まずですね 278 ページを見ていただいてですね、火災区域の設定で図
	は、丹空室の側壁に沿って
3:19:36	火災区域が設定されております。対して下はマンホール部分と、配管の
	ルートだと思うんですが、
3:19:46	で設定されてます。この違いって何ですかね。
3:19:56	九州電力の後藤です。
3:19:58	来年の 4-35 図につきましては、燃料貯油槽で既設のディーゼル発電
	機室に近しい場所にある燃料貯油槽になってございまして、ここから
3:20:13	ディーゼル発電機室まで配管が伸びていることもあって、ちょっといびつ
	な形をかたどった火災区域設定がされてございますんで、
3:20:24	一方で上の 34 中の燃料貯蔵タンクに関しましては独立した地下タンク
	になってございまして、わかりやすく枠を囲んだ火災区域設定となって
	ございます。以上です。
3:20:40	河西さんタカハシですわかりました。
3:20:42	ちょっと後で立面的な図面はいただけるということなんですけどもちょっ
	と簡単な言葉で結構ですので、すいません。外部マンホール下方。
3:20:53	と内部マンホール化法。
3:20:56	に設置するってちょっとどういったことかご説明いただいてよろしいです
	か。
3:21:01	訂正電力の後藤です申し訳ありませんちょっと言葉だけで大変わかり
	づらくなっていて申し訳ありません。今各地下タンクに丸が書いてあって
	こちらのマンホールになってございますんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:13	地上部から見えるマンホールが一つございますのと、そのがそれが外
	部マンホールでございます。外部マンホールの下は筒になってございま
	してその筒がタンクに繋がってございます。
3:21:28	筒の中からさらに地下タンク側の空間に入ろうとするとその内部マンホ
	一ルがございまして、なので、地上から見える外部マンホールと本当に
	タンクの中に入ろうとすると、存在する内部マンホールという2層構造に
	なってございます。
3:21:44	で、煙感知器に関しましては先ほどご説明した円筒の中に設置しており
	ます。で、熱間地域に関しましてはそれより下の内部マンホールよりさら
	にタンクよりの空間に設置された。
3:21:58	配置となってございまして、今後その縦断面をご説明する際には位置関
	係がわかるように、図面を充実化させたいと考えてございます。以上で
	す。
3:22:11	はい。葛西さんタカハシですわかりました。ちょっとこれ、こういった設置
	方法って他でもあるんです。
3:22:18	けどもそんでそのたびにちょっと聞いてるんですが、管轄の消防さんと
	薩摩消防さんですかね薩摩消防さんの方には協議、タンクの中に、
3:22:28	熱感知器をつけることに関しては協議済み、許可もしくは許可をもらって
	いるということでよろしかったでしょうか。
3:22:39	九州電力の後藤です
3:22:42	地元の消防の方と協議した上で工事してルートを持ってるんですけども
	ちょっと事実関係を確認した後に、またご説明させていただきたいと思
	います。以上です。
3:22:57	笠井とタカハシです。あとですね外部マンホール下に付ける煙感知器は
	地下タンク内の火災によって生じる煙ということですが、
3:23:08	マンホールとかそこからそこに繋がってる配管て隙間がなく、
3:23:15	完全に閉じられてる密閉されてる状態だと思うんですが、そのタンク内
	で発生した火災、
3:23:23	が、何ですかね、消防職員ですとプロテクタ一内っていうんですけども
	外部マンホールの下ですか、そちらに煙が流れ込む。
3:23:33	状況ってのはあまりちょっと、
3:23:35	ピンとこないんですが、流れ、
3:23:38	飛んでくるという見込みということでしょうかね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.00.40	ルフト、トラート・ウザロロー・このパトランフルー・ロー・フェントル
3:23:43	地下タンクですと疼痛期間というのがおそらく地上に出ててそちらは地
	下タンクの中とつってあとツーツーに繋がってるので、そちらからはもし
	火災が発生したらそちらからまず煙が出てくるのかなというのは、
3:23:56	認識だったんですけども、そういった認識でよろしかったでしょうか。
3:24:03	九州電力の後藤です。おっしゃる通りその内部マンホール自体通常密
	閉された状態だとは思うんですけれども、火災が仮にですね、仮に、地
	下タンク内で火災が起きて、炎が上がるようなことになれば、
3:24:19	内部マンホールの塗装だったり、密閉している材料等に熱の影響が生
	じてそこから煙が外部マンホール側に流れていくものかなというふうに
	考えてございます。
3:24:36	笠井伊勢です。笠松タカハシですわかりました。
3:24:40	あとすいませんちょっと私は知らないんですけども地下タンクの中で火
	災が発生し、したことがあるっていうような、
3:24:51	事例ってご存知ですかねちょっと私は聞いたことなかったんですけど
	も。
3:24:58	九州電力の後藤です私も事例として、何かはくうをしているわけではな
	いんですけれども仮に火災を発生した場合の設計として、
3:25:12	新規制当時に設計させていただいたものかと認識設計したものと認識
	しておりますで、ちょっといただいたコメントを踏まえまして少し事例の方
	は
3:25:24	原作といいますか検索じゃないですねすいません。調査してみてもしあ
	りましたら、ご報告させていただきたいと思います。以上です。
3:25:34	葛西高橋ですよろしくお願いいたします以上です。
3:25:41	はい。規制庁西内ですタンクエリアほかにありますかよろしいですか。
3:25:45	はい。
3:25:47	では次の(7)ですかね。違うか。
3:25:52	次の次の日でお願いしますすいません。
3:25:57	九州電力の後藤です。続きましてですね屋外エリアの中でもちょっと特
	殊な設計を行います。海水管トレンチエリアの内トレンチ内の、
3:26:08	設計について、通しページ 281 ページからご説明させていただきます。
3:26:14	まず海水管トレンチエリア外に関しましては、土地ページ、282ページ等
	にお示ししております 7-3090、
3:26:24	なんですけれども、先ほどのトレンチ外から取り違えのところから義務イ
	シタニ下っていきまして、
1	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:35	何でしょう火災にとっては有効な監視面になるような、天井部を持ったト
	レンチの中に入るような設計になってございます。で、衛藤中にあるトレ
	ンチ内にあります。
3:26:46	設備としましては、海水ポンプのケーブルが敷設されておりまして、それ
	ぞれA1A1 ビーチ 1 税については安全停止 1HBのケーブルについて
	はSA施設に該当するものになってございます。
3:27:00	で、このエリアに関しましては、こちらのケーブルと、海水管がちょアノ、
3:27:08	トレンチに沿って敷設されているようなエリアになってございまして、そ
	れ以外の発火原因等はございません。
3:27:15	で、こちらにエリアに関しましてはこれまでの設計とは異なりまして、建
	屋外の火災区域火災区画であるものの、煙であったり、熱の監視のた
	めに有効な、天井面というものが存在しますので、
3:27:33	280 年ページで言いますと 286 ページに火災感知器の設置方法に関し
	て記載してございますが、アナログ式の煙感知器、
3:27:43	あとアナログ式の熱感知器に関しまして、
3:27:48	消防法施行規則 23 条 4 項を準用してエリア全体を網羅的に監視する
	ように設計してございます。あと、すみません衛藤アナログ式の熱感知
	器に関しましては、取付面高さが8メーター未満のエリアに対して、
3:28:00	8 メーター以上の場所に関しましては、非アナログ式の炎感知器をそれ
	ぞれアノか社員全体を網羅的に監視するように設計することとしてござ
	います。
3:28:13	ただトレンチ内ですね
3:28:16	屋外から立坑D繋がる箇所がございましてこちらは屋外に通ずる場所
	になってございますので、この場所につきましては、火災感知器の設置
	については検討設置する計画はございません。
3:28:31	すいません、阿藤ご紹介遅れましたけれども通しページ 288 ページの 7
	-4-42 図が、
3:28:41	感知器の配置設計を行ったものになってございます。
3:28:46	ご説明は以上になります。
3:28:50	はい。規制庁西内です。
3:28:56	ここの説明って、
3:29:01	説明資料の2の一番最初の頭でいうと、設備状況に応じた設計をする
	場所としては多分登場するんですけど、
3:29:12	それを、
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:14	そっち側の説明もちょっとあわせてしてもらってもいいですか、何が違う
	んでしたっけ説明しようとしてることが、
3:29:22	補足説明資料で言うと 7.5 の方。
3:29:26	御説明ですかね。
3:29:31	九州電力の後藤です。こちらのエリアですね衛藤。
3:29:37	何らの、すいません。これまでの屋外エリアの説明から、江藤も含めて
	ちょっとご説明させていただきたいんですけれども、
3:29:46	通しページの 234 ページから補足説明 233 ページから、
3:29:52	報告説明資料の 7-4 ということで、建屋外の火災感知器の設置につ
	いてというところから始まっております。で、年ページ 234 ページに基本
	設計方針、黒枠内に示してございますで、
3:30:07	トレンチ内の説明に入る前ですね先ほど後カーの燃料タンクであった
	り、取水ピットエリアから燃料タンクに至るところまでは、234ページの遠
	くローワークの囲み内で、下線部①としている箇所が、
3:30:22	これまでご説明した内容になります。で、下線部②、海水管トレンチ内に
	ついてはというのが今しがたご説明した内容になってございまして、
3:30:32	いずれのエリアも屋外の建屋建屋外のエリアにはなるんですけれども、
	トレンチ内に関しては、これまでの設計してきたものとは違って、有効な
	取付面があるということで、
3:30:47	て手厚いと申しますか、消防法施行規則を準用できる範囲で準用して、
	より早期に感知する設計としているものになってございまして、正当な
	補足説明資料 7ー4 の最後に、このトレンチ内のメディアの設計をご説
	明したものになってございます。
3:31:06	以上ですが、お答えになってましたでしょうか。
3:31:11	規制庁に周知ですけどは、なので 7-5 の方と、7-4 で説明しようとし
	ていることはもう一緒って思えばいいんですかね。
3:31:21	諏訪九州電力の後藤です失礼しました。衛藤 7ー4 でご説明しようとし
	てるのはですね、
3:31:28	7-5 が先に入れたほうがわかりやすいんですけど 7-5 につきまして
	は、
3:31:33	このトレンチ内に走っている電線管だったり、あとはその電線管器ケー
	ブルつなぐためのプルボックスが、壁面に沿って走ってございまして、
3:31:46	そのケーブルに特化した、
3:31:48	ケーブルの火災を飯野監視に特化した、感知器が 7-5 に示したもの
	になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:56	一方で 7-4 で今しがた私からご説明させていただきましたのは、Kブ
0.01.00	ル一魚、
3:32:06	ケーブルのみに特化した感知器ではなくって、トレンチ内容を網羅的に
0.02.00	監視するために設計しているものになってございます。
3:32:24	以上です。
3:32:28	等を規制庁ニシウチですけど、
3:32:33	ちょっとさ、最初にササキに一緒に確認したいんですけど 312 ページの
0.02.00	図。
3:32:39	ちょっと確認したいんですけど。
3:32:43	まずあれですよねまずここNoトレンチ内の図は 309 ページに書いてる
	ような、309 ページに写真が載ってますけど、基本的にはその海水管が
	ずっと走ってて、
3:32:54	横のところに電線管の中をケーブルが通ってるよってそういう場所にな
	ってますよと。
3:33:00	で、
3:33:02	具体的に感知器がどう設置してるかっていうと312ページのところです
	けど、
3:33:07	まず角田伊井、上の方に何かオレンジ枠で拡大してる部分ですけど、こ
	の煙と熱が、赤字で書かれてる部分あるじゃないですか。これはさっき
	のいわゆる、
3:33:20	さっき補足説明書 7-4 シリーズのほうで言っていたようなドレンチ全体
	を監視するものですと。
3:33:27	で、このプルボックス内にある黒字のアナログ式の煙があれですかね、
	先ほどさっきの 309 ページの説明でいうと、この黄色い
3:33:37	枠の中に煙感知器を置くってそういうことですか。
3:33:41	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りです。わかりましたで、この 7
	-5 の方で説明をしたいのはまさにプルボックス内容ワダケーブルをね
	らっておく方を説明したいとそういうことですか。
3:33:56	はい、ご認識の通りです。理解しましたわかりました。ただちょっと枠は
	わかった上でちょっと両方まとめて質問しちゃいますけど、
3:34:05	<b>衛藤</b> 。
3:34:06	まず基本設計方針との兼ね合いですね。
3:34:10	何かちょっと思ったのが、
3:34:13	基本設計方針 234 ページでしたっけ。
3:34:19	234 ページの①と②で使い分けてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:23	で行っていただいたと思うんですけど、
3:34:26	何か使い分ける意味があるのかなとちょっと感じてしまったのでこれは
	単純な疑問として、疑問としての確認ですけど。
3:34:35	結局②も①なんじゃないんですかねと。
3:34:39	要は①で有効に監視することが可能な箇所に設置しって書いてるじゃな
	いですか。
3:34:44	そのやり方が②はこういうやり方をするっていうだけなんじゃないのかな
	と思ったんですけど、要は文章としてこれ別に並列で書く必要があるん
	でしたっけ。
3:34:55	九州電力の五島です。
3:34:58	おっしゃる通りその大きい意味で今②も丸一井の枠の中に入るものな
	ので、
3:35:04	<b>衛藤</b> 。
3:35:06	何でしょう。一色もう、大きな設計として①だけ書いとけばいいっていう
	ふうなオカんがは全然間違ってないと思います。ただ、特殊な設計をす
	るところろうでしたので基本設計方針上も表した方が、
3:35:22	いいのかなというふうな、ちょっと考えもあって現状こういった記載にしよ
	うかと考えていたところでした。
3:35:29	以上です。
3:35:30	はい。規制庁西内ですそうですね特殊な部分はしっかり明記した方が
	いいと思うんですけど、明記した結果、この①と②の関係性がよくわか
	らなくなり、なってしまったなという気がちょっとしていてですね。
3:35:43	結局①、
3:35:45	の方針があった上で②が $+\alpha$ なんであればまずプラスアルファってわ
	かるように書くべきだと思いますし、
3:35:52	プラスアルファじゃなくてそもそも①でまとめて書きますっていうのも一つ
	だと思うんですよねちょっと①と②の関係性がよくわかりづらいなとちょ
	っと思ったので、少しちょっと今考えていること。
3:36:02	をまず明確に考え方を起こしていただきたいなあと。
3:36:06	いうふうに思うんですけど。
3:36:07	もし修正すれば修正いただいても結構ですし、
3:36:12	九州電力のゴトウです位置付けがちょっとわかりづらくなるというのは本
	意ではないところになりますので、もう少しちょっとプラスアルファとして、
	こういうことを設計するんだっていうことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:27	きちんとわかるように書くのかもしも①として書い基本的方針を変えて、
	添付資料なり補足説明資料上で、設計の違いを見せるっていう書き方
	にするかっていうのちょっと検討した上で、修正させていただきたいと思
	います。以上です。
3:36:44	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。
3:36:48	トレンチはちょっと二つまとめて確認しましたけど、ちょっとあと合わせて
	もう1個確認したいのが、トレンチの中は、この電線管ケーブルって、
3:37:00	要はトレンチの中の一つの火災、
3:37:03	あ、すみません、ページ番号がちょっと飛んでましたすいません。
3:37:07	トレンチの中ワー、結局一つの火災区域、切って理解でいいんですよ
	ね。それを、
3:37:13	ケーブルの部分はこれあくまで電線管であって別の区画区域じゃない
	んですよね。
3:37:20	はい九州電力の後藤です電線カーンを、何かわけ分けて設計したりっ
	ていうことは、区域区画にしてるっていうことではなくて、一つの区域の
	中で、
3:37:31	電線管が通っているっていうだけの設備が設置されているというふうな
	状況になってございます。以上です。はい。規制庁西内です。了解しま
	した。
3:37:42	ちょっと他のプラントとかと、場合によってはそうやってるところもあった
	んですけど、ていうのも何で確認したかっていうと、この
3:37:50	312ページの図上だと、ちょうどそのケーブルの位置がその区画と区域
	野坂エミくらいな気がするんですよねだから若干
3:37:57	区画として設定してるのは電線管を除いた部分で、
3:38:01	0 から除いた部分は個別の中区域としてってそういうふうにも読めるか
	なと思ったんですそういうわけではないこれはあくまで一致してるって思
	えばいいんですね。
3:38:10	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りです同じ火災区域の中にござ
	います。以上です。
3:38:17	はい。規制庁西内ですわかりますし、と。
3:38:22	はい、わかりました。藤。
3:38:26	等、
3:38:29	トレンチの方は、すいません 7-4 シリーズのほうに戻りますけど、
3:38:35	等、
3:38:36	ありますね。
1	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそれはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。  3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。  3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。  3:39:32 はい。  3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、  3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、  3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、  3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、  3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。  3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。  3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7ー4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙層知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		
3:38:54 入らないって理解でいいんでしたっけ。要は配管とかは安全停止に必要な機器とかも全部除いてるって理解でよかったんでしたっけ。 3:39:02 九州電力の後藤です配管については機器から除いているというご認識で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそれはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。 3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。 おいンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。 3:39:32 はい。 3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、 3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、 3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、 3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、 3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。 3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。 3:40:25 加台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。 3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、	3:38:38	7-4 シリーズの 285 ページのところですけど、
要な機器とかも全部除いてるって理解でよかったんでしたっけ。  3:39:02 九州電力の後藤です配管については機器から除いているというご認識で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそれはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。  3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。  5:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。  3:39:32 はい。  3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、  3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、  3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、  3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、  3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。  3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。  3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙層知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。	3:38:49	設備の設置状況というところで、海水管自体は、
<ul> <li>3:39:02 九州電力の後藤です配管については機器から除いているというご認識で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそれはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。</li> <li>3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。</li> <li>3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。</li> <li>3:39:32 はい。</li> <li>3:39:30 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、</li> <li>3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、</li> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙虚知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま</li> </ul>	3:38:54	入らないって理解でいいんでしたっけ。要は配管とかは安全停止に必
で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそれはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。  3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。  3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。  3:39:32 はい。  3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、  3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、  3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、  3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、  3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。  3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。  3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙虚知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		要な機器とかも全部除いてるって理解でよかったんでしたっけ。
れはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。 3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。 3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。 3:39:32 はい。 3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、 3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、 3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、 3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。 3:40:25 小町電力の五島です。衛藤。 3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。 3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、	3:39:02	九州電力の後藤です配管については機器から除いているというご認識
3:39:18 九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内です。理解しましてありがとうございます。 3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。 3:39:32 はい。 3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、 3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、 3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、 3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。 3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。 3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。 3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。 3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、 いレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙層知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。		で問題、間違いありません。以上です。規制庁西内ですわかりましたそ
です。理解しましてありがとうございます。  3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。  3:39:32 はい。  3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、  3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、  3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、  3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、  3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。  3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。  3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙層知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		れはだから不燃材で構成されるかってそういうことですよね。
<ul> <li>3:39:25 トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認事項ありますか。</li> <li>3:39:32 はい。</li> <li>3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、</li> <li>3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、</li> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙虚知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:39:18	九州電力のコミヤでその通りでございます以上です。はい。規制庁西内
事項ありますか。  3:39:32 はい。  3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、  3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、  3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、  3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、  3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。  3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。  3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		です。理解しましてありがとうございます。
<ul> <li>3:39:32 はい。</li> <li>3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、</li> <li>3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、</li> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:39:25	トレンチ部分私は以上現時点では以上ですけど何か規制庁側の確認
<ul> <li>3:39:40 葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内はまず粉じん等の影響はないということで、</li> <li>3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、</li> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>		事項ありますか。
まず粉じん等の影響はないということで、 3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、 3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、 3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、 3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。 3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。 3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。 3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、 3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま	3:39:32	はい。
<ul> <li>3:39:51 この粉じん等の頭の中には結露、</li> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:39:40	葛西高橋です。311 ページのフロー図を見ますと、海水管トレンチ内は
<ul> <li>3:39:56 なども入ってるかと思うんですが、</li> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>		まず粉じん等の影響はないということで、
<ul> <li>3:39:59 地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、</li> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま</li> </ul>	3:39:51	この粉じん等の頭の中には結露、
<ul> <li>3:40:05 いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:39:56	なども入ってるかと思うんですが、
<ul> <li>策ってどのようになってますかね。</li> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:39:59	地下の海水管等が走ってトレンチ内ですと、
<ul> <li>3:40:21 九州電力の五島です。衛藤。</li> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>	3:40:05	いずれ敷けやあ、湧水や結露が発生する懸念があるんですが、その対
<ul> <li>3:40:25 仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することによってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。</li> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございます。</li> </ul>		策ってどのようになってますかね。
よってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま	3:40:21	九州電力の五島です。衛藤。
することを防止できる機器を設置してございます。  3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、 設計をするに当たりまして、  3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息 知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま	3:40:25	仙台宇都川内に関しましては、ヒータ月井の煙感知器を設置することに
<ul> <li>3:40:42 あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、 設計をするに当たりまして、</li> <li>3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息 知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま</li> </ul>		よってそういった湿気等の影響によって誤作動が防衛、誤作動が発生
設計をするに当たりまして、 3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息 知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		することを防止できる機器を設置してございます。
3:40:53 トレンチ内の環境測定を梅雨の時期に実施しまして、アナログ式の煙息 知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま	3:40:42	あと、原価に関しましては今回こういった 7-4 に示しを示しますような、
知器であっても、そういった誤作動等発生しないことを確認してございま		
	3:40:53	
		す。以上になります。
3:41:08 はい。葛西通タカハシですわかりました。以上です。		
	3:41:15	はい。規制庁西内です。ほかに規制庁から現時点で確認事項あります
かよろしいですか。		
3:41:23 はい。	3:41:23	
3:41:29 続けて、いつも。	-	
3:41:34 ちょっとあれですね使用済み燃料ピット等使用済み燃料貯蔵タンクくう	3:41:34	
時所蔵タンク室の火災感知器を設置しないエリアについてはちょっとこ		時所蔵タンク室の火災感知器を設置しないエリアについてはちょっとこ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ちらの中でもう一度事実確認をまず進めた上でちょっとまたヒアリング
	で、
3:41:47	確認をさせていただければと思いますので、ちょっとここは次回のヒアリ
	ングでの扱いとさせていただいてもいいですか。
3:41:54	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。はい。シャワ一室につい
	ては、結局最初のコメント回答でいただきましたけどそれ 1 回に追加で
	補足ありますか。
3:42:06	九州電力後藤ですこちらもコメント回答でご説明した内容になりますの
	で割愛させていただければと考えております。はい、規制庁に周知で承
	知しますとそうすると最後中央制御室IIになると思いますけど、
3:42:20	ここはすみません既工認から何か変更してるんでしたっけ。
3:42:25	別所電力の小宮です。
3:42:28	今説明を予定しております設備の設置状況を考慮した設計に関するエ
	リアについては、既工認から設計の変更はございません。以上です。
3:42:39	はい。規制庁西内ですそうするとあれですかね設計フローとかとの関係
	で、違う換地設計なってる場所を追加で説明いただくっちゅうことだけで
	すか。
3:42:51	九州電力の小宮です。
3:42:53	ご認識の通りです。
3:42:55	以上です。わかりました。
3:43:01	わかりました。あまり、そうすると、
3:43:04	特段というかまず今回の話は消防法施行規則通り置く場所が前提であ
	って、
3:43:11	中央制御室のまずそれはやってるわけですよね。やった上での話って
	思えばいいんです、いいんですよね。
3:43:19	九州電力の小宮です。ご認識の通り中央制御室自体は消防法施行規
	則通りに漢字設計をし、しておりまして、その中に設置する制御盤に対
	して、設備の設置状況を考慮した。
3:43:31	換地設計として、この 7-5 シリーズで説明しているものになります。以
	上です。はい。規制庁西内です。わかりました。であれば多分わざわざ
	ヒアリングで説明いただくようなことではなくてさ、まず補足説明資料上
	もそこの部分は既工認から特段変更はない旨ちゃんと明記をしていた
	だいた上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:50 何かあればちょっと規制庁側からまた追加で非次回以降のヒアリングで、必要があれば確認をしたいと思いますけども、規制庁側もそういうようなイメージでよろしいですかね。 3:44:01 はい。基本的には今回の審査対象じゃない部分だという理解をまずしてますので、 3:44:08 既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただいてもいいですか。 3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2 ポツ 1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りつて理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:26 特段ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいまりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		
はい。基本的には今回の審査対象じゃない部分だという理解をまずしてますので、 3:44:08 既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただいてもいいですか。 3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2 ボツ 1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。はい。これで今日のヒアリングで確認はさせていただきます。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。3:45:50 規制庁西内です。すいませんこの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:43:50	何かあればちょっと規制庁側からまた追加で非次回以降のヒアリング
3:44:01 はい。基本的には今回の審査対象じゃない部分だという理解をまずしてますので、 3:44:08 既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただいてもいいですか。 3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2ポツ1で設計概要として記載しておりまして、その 2パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		で、必要があれば確認をしたいと思いますけども、規制庁側もそういう
ますので、 3:44:08 既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただいてもいいですか。 3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2 ポツ1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:47 表うするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		ようなイメージでよろしいですかね。
3:44:08 既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただいてもいいですか。 3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2 ポツ1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。以上です。はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りつて理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:26 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。3:45:50 規制庁西内です。すいませんこの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:44:01	はい。基本的には今回の審査対象じゃない部分だという理解をまずして
いてもいいですか。  3:44:14		ますので、
3:44:14 九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願いいたします。 3:44:22 こちらに、2 ポツ1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、 3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:44:08	既工認から変更ない旨だけ、補足説明資料上明確にしておいていただ
いたします。  3:44:22 こちらに、2 ポツ1 で設計概要として記載しておりまして、その2 パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。  3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。  3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、  3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。  3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		いてもいいですか。
3:44:22 こちらに、2 ポツ1で設計概要として記載しておりまして、その2パラグラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。 3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。3:44:54 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りつて理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、3:45:50 規制庁西内です。すいませんこの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:44:14	九州電力の小宮です。補足説明資料右下 293 ページをよろしくお願い
フフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。  3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、 3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。  3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		いたします。
知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせていただいております。以上です。  3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、 3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。  3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:44:22	こちらに、2 ポツ 1 で設計概要として記載しておりまして、その 2 パラグ
いただいております。以上です。  3:44:42 規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。 3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、 3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。  3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんこの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		ラフ目に、なお書きですけども、設備の設置状況を考慮したか、火災感
3:44:42       規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。         3:44:47       そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、         3:44:54       そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。         3:45:02       はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。         3:45:25       九州電力の五島です。         3:45:29       今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、         3:45:44       特段ご説明させていただくものではございません。以上です。         3:45:50       規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。         3:45:58       衛藤。         3:46:01       ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。         3:46:12       はい。		知器の設計について、既工事計画の設計から変更ない旨は書かせて
<ul> <li>3:44:47 そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、</li> <li>3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。</li> <li>3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。</li> <li>3:45:25 九州電力の五島です。</li> <li>3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、</li> <li>3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。</li> <li>3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。</li> <li>3:45:58 衛藤。</li> <li>3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。</li> <li>3:46:12 はい。</li> </ul>		いただいております。以上です。
<ul> <li>3:44:54 そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょっと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。</li> <li>3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。</li> <li>3:45:25 九州電力の五島です。</li> <li>3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、</li> <li>3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。</li> <li>3:45:50 規制庁西内です。すいませんこの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。</li> <li>3:45:58 衛藤。</li> <li>3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。</li> <li>3:46:12 はい。</li> </ul>	3:44:42	規制庁西内ですすいません読み飛ばしました。ありがとうございます。
っと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。 3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:10 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:44:47	そうするとここの部分追加で何かしらって話ではないと思いますので、
3:45:02 はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。これで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:12 はい。	3:44:54	そうですね、ちょっと中身確認させていただきますけども何かあればちょ
れで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か 追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方か ら。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後 の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料とし ては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認し ようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分につ いてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい 部分とかありますか。よろしいですか。		っと次回以降のヒアリングで確認はさせていただきます。
追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方から。  3:45:25 九州電力の五島です。  3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、  3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。  3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。  3:45:58 衛藤。  3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。	3:45:02	はい。中電力の小宮ですよろしくお願いいたします。以上です。はい。こ
ら。 3:45:25 九州電力の五島です。 3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。		れで今日のヒアリングメニューは一通りって理解で合ってますかね何か
<ul> <li>3:45:25 九州電力の五島です。</li> <li>3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、</li> <li>3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。</li> <li>3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。</li> <li>3:45:58 衛藤。</li> <li>3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。</li> <li>3:46:12 はい。</li> </ul>		追加で説明したいことというか説明漏れありますか。九州電力の方か
3:45:29 今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。		ら。
の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料としては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:45:25	九州電力の五島です。
ては載せさせていただいておりますが、 3:45:44 特段ご説明させていただくものではございません。以上です。 3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:45:29	今回、ご説明資料の中の表紙ページ 428 名一番最後のページに、今後
3:45:44       特段ご説明させていただくものではございません。以上です。         3:45:50       規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。         3:45:58       衛藤。         3:46:01       ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。         3:46:12       はい。		の設工認での審査スケジュール当社が考えているものを説明資料とし
<ul> <li>3:45:50 規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認しようとした時にちょっと話をできればと思ってました。</li> <li>3:45:58 衛藤。</li> <li>3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。</li> <li>3:46:12 はい。</li> </ul>		ては載せさせていただいておりますが、
ようとした時にちょっと話をできればと思ってました。 3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:45:44	特段ご説明させていただくものではございません。以上です。
3:45:58 衛藤。 3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:45:50	規制庁西内です。すいませんここの部分最後にスケジュール感確認し
3:46:01 ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分についてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。		ようとした時にちょっと話をできればと思ってました。
いてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい 部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:45:58	衛藤。
部分とかありますか。よろしいですか。 3:46:12 はい。	3:46:01	ちょっとまずはヒアリングの内容というか、今回の申請の説明部分につ
3:46:12 はい。		いてですけども、規制庁側から何か全体通して再度確認しておきたい
		部分とかありますか。よろしいですか。
3:46:29 はい。衛藤規制庁ニシウチです。衛藤。	3:46:12	はい。
	3:46:29	はい。衛藤規制庁ニシウチです。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:32	九州電力側からまずヒアリングメニュー的なところでは、よろしいですか
	ね何かありますか。
3:46:38	いや、九州電力側からは特にございません。
3:46:42	以上です。はい、ありがとうございます。衛藤。じゃあ改めてですけど
	も、最後スケジュール感をちょっと今後の流れも含めて確認をした上で、
	今日のヒアリが終わりにしたいと思います。
3:46:53	<b>衛藤</b> 。
3:46:54	まず、そういう意味では最初にすみません冒頭、さっき先ほど口頭でい
	ただきましたけど一番最後のページですかね資料の部分ですけども、
3:47:03	認可規模もとも等、年内、
3:47:07	例えば 11 月中とかでいただいてたと思いますけどもそこを、まずは、1
	月中に延期しましたってそういうことですかね。
3:47:18	はい九州電力の五島です。
3:47:21	そうですね年内に、今、審査ヒアリ事実確認させて、していただいている
	こと等を踏まえまして、
3:47:31	補正をした上で、年明け認可いただけたらと考えてございます。以上で
	す。
3:47:40	はい。規制庁西内です。了解しますと、
3:47:45	あれですかねそこの補足説明資料の作成とかに、
3:47:50	作成とかあとは申請書の補正準備とか多分もろもろで時間を要してそう
	いうそれからの時期になったとそういう、
3:47:56	すいません言い方をちょっと、
3:47:58	言うて若干ずるい言い方になるかもしれない事業者都合で、ここ延ばし
	たってそういう理解でよろしいですかね。
3:48:05	はい九州電力の後藤です事業者都合によるものとご認識いただいて、
	問題ございません。以上です。
3:48:12	はい。規制庁西内です了解しますと、
3:48:16	はい。わかりました。
3:48:19	準その上で 12 月 15 日のこの審査会合予定に向けて、ちょっとまた事
	実確認引き続きというところですけども、今日である程度、
3:48:29	全体的な確認を一通り終えられたのかなと思ってますので、ちょっと残
	って今日確認を追加でした事項とかも含めてちょっと引き続き事実確認
	を進めていければと思ってますと。
3:48:42	そういう意味で
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:44	ちょっと審査会合上で、まずは前回の審査会合でのコメントに対しての
	回答的なところからいただくと思うんですけど、
3:48:55	それは何か別に資料をつく。
3:48:58	何かパークみたいな資料作って説明されるイメージですかねそれともこ
	の補足説明資料でやるイメージですか。
3:49:09	九州電力五藤です。少々お待ちください。
3:49:29	九州電力のゴトウすみませんお待たせいたしました。衛藤介護の当社
	が持ってる介護のイメージなんですけれども、前回の審査会合にて、今
	後個別リアーの確認を、
3:49:41	事実確認をというこ等で最後、お言葉いただいていたかと認識しており
	ますので、衛藤は空の設計については、ちょっと細かなところで修正が
	ございますので、
3:49:55	そういう大枠の設計をさらいがてら、ちょっとパワーポイントの形式で少
	しご説明させていただいて、個別エリアの設計の中で特色的なところを
	二つ三つ、
3:50:06	ご説明するイメ―ジを持っているんですけれどもその個別エリアの説明
	については補足説明資料を用いてご説明したいと考えておりますが、当
	社の持ってる小さ介護でのご説明する内容のイメージは
3:50:23	前に西一井氏てるでしょうか。
3:50:27	うん。はい。規制庁西内ですそうですね概ね一緒だと思っていて、
3:50:33	江藤、そういう意味で今回の補足説明資料以外にそういったパワーポ
	みたいなもので説明されるのであれば、ちょっとそちらの事実確認もそ
	ろそろ進めたいなというのがあるので、
3:50:43	11 月 14 の週、もしくは 2122 くらいにもう一度ちょっとヒアリングでその
	でき上がりも含めて事実確認をさせていただいて、
3:50:56	必要があれば 12 月の蘇州 1 日普通科、
3:51:01	もしくは 11 月の際、11 月の最終週から 12 月の 1 日 2 日辺でもう一度
	ヒアリングをした上で審査会合というところ。
3:51:09	の感覚で今は考えてますというところです。
3:51:14	江藤人シキイがずれていればですけども、その大体共通認識でよろし
	いですかね。
3:51:24	九州電力の後藤です。
3:51:27	パワーポイントのその御説明っていうところを考えていたのがちょうど
3:51:34	11 月の最終週か 12 月の 1 日 2 日っていうところで考えてはいたんで
	すけれども、
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:51:40	1 アパワーポイントの資料をその前の週、22 だったり 24 にご提出して、
	その翌週にヒアリング
3:51:50	だとちょっとあれですかね、事前の準備としてはちょっと、
3:51:56	遠い。いい感じになりますかね。はい。そうですねそこら辺の話も含めて
	ちょっと今後また事務的に東京支社の方ともちょっとお話をさせていた
	だければと思いますヒアリング日程調整のヒアリング都合。
3:52:10	の日程調整にもかかってくると思いますので、
3:52:13	はい。今ここで何かすぐ決めるとかいう話ではないと思いますので大体
	イメージ感かなというところですねスナガワの 11 月中に一度確認したい
	なと思ってますので、はい。ご対応できるところで準備をいただければと
	思います。
3:52:28	九州電力の後藤です。了解いたしました。
3:52:32	はい。規制庁に周知ですけども、
3:52:35	ほか 2、スケジュール感を含めた全体統制でセイキ規制庁側から何か
	ありますか。
3:52:40	よろしいですか。
3:52:42	はい。
3:52:42	九州電力側から全体通して何かありますかよろしいですか。
3:52:50	あ、九州電力からは特にございません。
3:52:52	はい。規制庁西内です了解しました。それでは今日のヒアリングはこれ
	で終了にしたいと思いますありがとうございました。
3:52:59	ありがとうございました。

<sup>※1</sup> 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

<sup>※2</sup> 時間は会議開始からの経過時間を示します。